平成30年度 田川市

浄化槽技術講習会

主催／田川市　　協力／全国浄化槽推進市町村協議会
製作／田川市浄化槽技術向上協議会
監修／公益財団法人日本環境整備教育センター

平成30年度
田川市 浄化槽技術講習会

日　時

第1回：平成31年2月19日(火)13時30分～
第2回：平成31年2月20日(水)13時30分～
第3回：平成31年2月21日(木)13時30分～

会　場

田川青少年文化ホール　2階 大会議室
福岡県田川市平松町3番36号　(☎0947-44-6470)
※会場は、3日間とも同じ会場です。

講習会スケジュール

時　　間	内　　容	あいさつ／説明
13:30～13:35	主催者あいさつ	田川市長
13:35～14:05	行政からの報告	田川市市民生活部環境対策課 汚水処理対策室
14:05～14:35	浄化槽の施工について	田川市管工事協同組合
14:35～15:05	浄化槽の維持管理について	田川地区環境整備事業協同組合
15:05～15:20	休　　憩	
15:20～15:50	型式別浄化槽の特徴について	一般社団法人浄化槽システム協会
15:50～16:20	浄化槽の法定検査について	一般財団法人福岡県浄化槽協会
16:20～16:30	田川市浄化槽技術向上協議会 あいさつ	田川市浄化槽技術向上協議会

平成30年度 田川市
浄化槽技術講習会の実施に当たって

田川市 参与
遠藤　誠作

浄化槽の講習会はそれぞれの団体が開いています、それなのになぜ別に講習会を開くのでしょうか。

田川市は平成２８年１０月に「浄化槽」で市内の汚水処理を行う方針を固めました。そして３０年９月に「田川市浄化槽の普及等の推進に関する条例」を施行し、いよいよ４月から「個人設置・公的管理型浄化槽」の整備を始めます。

浄化槽は適正に維持管理することが重要です。製造会社、設置工事業者、保守点検事業者、清掃事業者、浄化槽の管理状況を定期的に検査する法定検査機関と行政が各々の役割を果すことで達成できます。このため、市は上乗せ補助の交付要件に、本講習会を受けた技術者を置く登録店による施工、維持管理の委託に関する一括契約、４業種連携の要になる「管理票（カルテ）」の整備、市民と４業種をつなぐ相談窓口を開設し、推進母体として技術向上協議会を設けました。浄化槽は関係者が連携することによって下水道と同じレベルの機能を果たすことができます。

この講習会は浄化槽にかかわるすべての者が一堂に会し、指導的な技術者が講師になって共に学び直すところに意義があります。一つの浄化槽を４業種の仲間が“チーム浄化槽”の気持ちで連携して支えるのです。連携の“要”になるのが浄化槽「管理票（カルテ）」です。カルテを見れば今までの管理経過が分かります。さらに直近に浄化槽を見た技術員からは申し送り事項が書いてあります。浄化槽に不具合があれば協力して解決し、それが浄化槽の設計や製造に起因する問題であればメーカーに持ち帰って対応します。このように「連携」を強化するのが本講習会のねらいです。講習では各業種の専門家から他業種の方に注意してほしいことも伝えられます。

浄化槽に関わる私たちは「排水浄化技術者」です。田川を流れる川にはかって「鮭」が遡上していたといわれますが、姿を消してから数十年になります。浄化槽を整備し優良な管理によって、これらの魚が戻ってくるよう、水処理のプロフェッショナルとしてそれぞれの職責を果しましょう。

目　　次

【本　編】

行政からの報告
田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金について……1 P

浄化槽の施工について
浄化槽設置工事における注意点について……17 P

浄化槽の維持管理について
浄化槽の適正な維持管理について……34 P

型式別浄化槽の特徴について
施工及び維持管理における浄化槽型式別の特徴について……58 P

浄化槽の法定検査について
浄化槽法定検査結果から見た施工及び維持管理の注意点について……82 P

各種統計資料
各種統計資料……104 P

▲後列左から、松山委員、山本委員、杉本委員、松本(浩)委員、寺岡委員、山内委員、廣瀬顧問
中列左から、渡邉委員、竹下委員、川上委員、荒川委員、関谷委員、竹又委員
前列左から、長谷川委員、平本委員、中藤副会長、宮崎会長、松本(稔)副会長、遠藤アドバイザー、越智委員

行政からの報告

田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金について

平成31年度からの浄化槽制度について …… 1 P
公的管理５つの柱と財政支援の関係性…… 2 P
田川市浄化槽技術講習会について…… 3 P
田川市浄化槽登録工事店について…… 4 P
平成31年度以降の財政支援の要件について …… 5 P
平成31年度から10年間限定の手厚い補助 …… 6 P
手厚い補助の概要…… 7 P
手厚い補助の期間と段階的補助…… 8 P
手厚い補助のまとめ…… 9 P
市補助金申請書提出時の注意点……10 P
中間立会検査の注意点……11 P
実績報告書提出時の注意点……12 P
完了立会検査の注意点……13 P
完了立会検査後の注意点……14 P
関係法令（田川市浄化槽の普及等の推進に関する条例）……15 P
関係通知（浄化槽工事業及び維持管理関係の通知）……16 P

１　平成３１年度からの浄化槽制度について

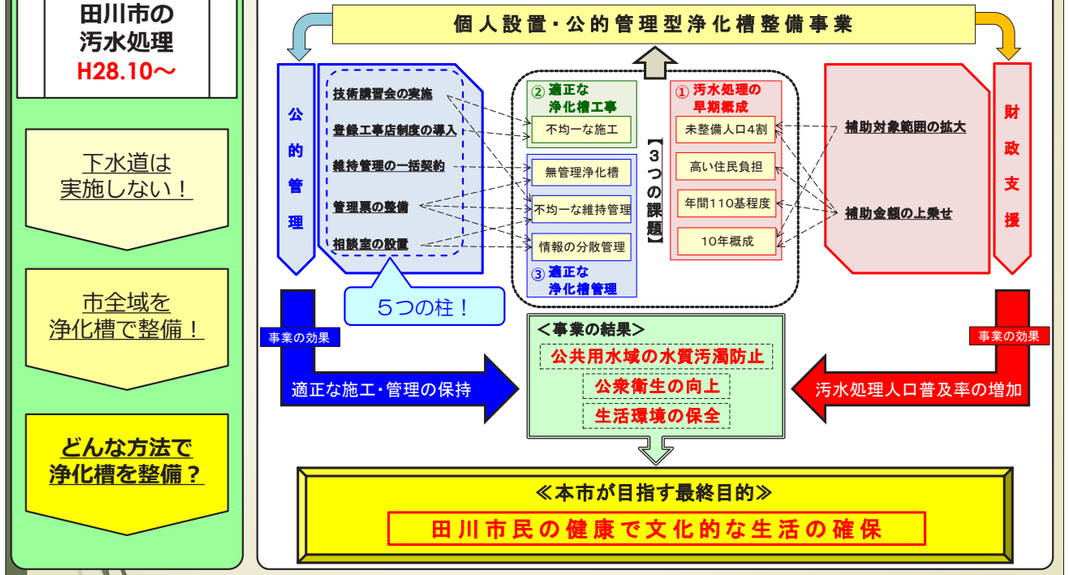

▶　田川市では、汚水処理の整備方針を、平成２８年１０月に公共下水道による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理へ転換しました。

▶　合併処理浄化槽によって汚水処理を進めていくに当たり、現状では、図の中央にあるように３つの課題があると考えています。そこで、こうした課題に対応していくため、平成３１年４月から、図のような新たな浄化槽整備事業（個人設置・公的管理型浄化槽整備事業）を創出しました。

▶　個人設置･公的管理型浄化槽整備事業は、市が積極的に設置や維持管理に関与する「公的管理」と市からの補助金によって住民負担を軽減する「財政支援（市補助金）」から成り立っています。

▶　「公的管理」は、技術講習会・登録工事店・維持管理一括契約・浄化槽管理票・相談室の５つの主要な項目を柱とした制度となっています。

▶　「公的管理」の条件を満たす場合は、「財政支援（市補助金）」を行うこととし、さらに、くみ取便槽と単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合は、１０年間限定で、補助対象を拡大し、補助金額を上乗せするものです。（重点補助期間）

2　公的管理５つの柱と財政支援の関係性

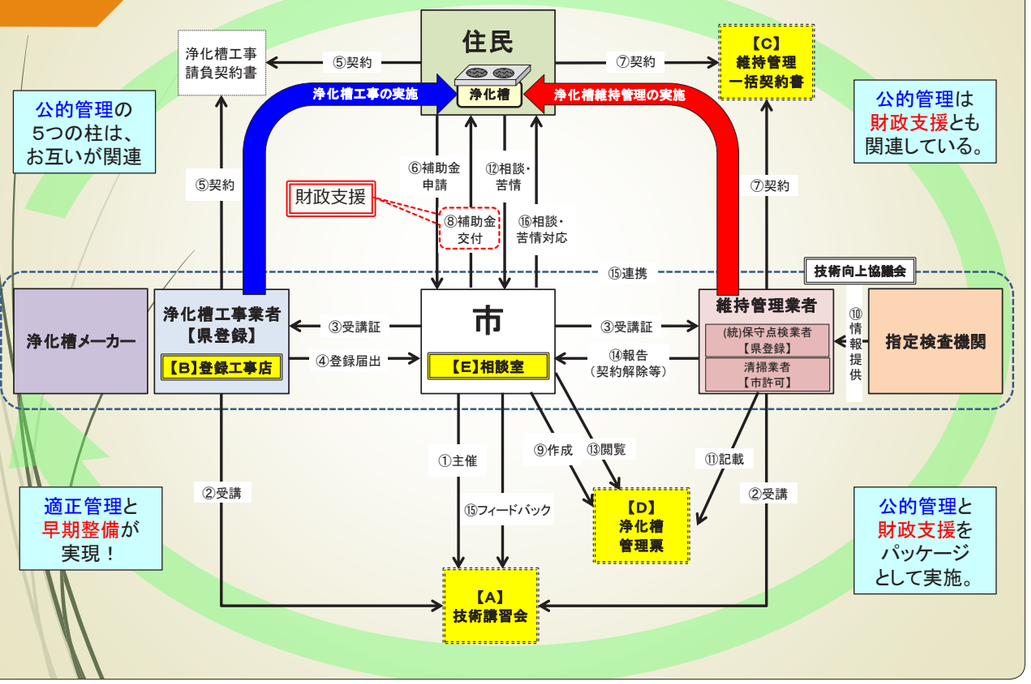

▶　「財政支援（市補助金）」と「公的管理」の関係性を表した図です。

▶　この図の中央にある横長の青い点線で囲んだ団体間で連携することが、今後の田川市の浄化槽整備において非常に重要であると考えています。

▶　そこで、平成３０年１１月に、これらの関係団体から構成される「田川市浄化槽技術向上協議会」を立ち上げ、浄化槽に関する技術の向上や市民からの相談、普及啓発について協議・連携していくことが可能となりました。

▶　「公的管理」の５つの柱である『技術講習会』と『登録工事店』については、本日行われている市主催の『技術講習会』を受講した浄化槽設備士が、県に登録されている浄化槽工事業者又は届出されている特例浄化槽工事業者に在籍している状態で、市へ登録工事店登録届出を行うことで『登録工事店』となります。

▶　「財政支援（市補助金）」を受けることができる要件については、『登録工事店』での施工、『技術講習会』を受講した浄化槽設備士による実地監督、『技術講習会』を受講した浄化槽管理士又は清掃作業者が所属する浄化槽維持管理業者との『維持管理一括契約』の継続締結の３つ全てを満たす必要があります。

3　田川市浄化槽技術講習会について

●毎年原則２月に開催

●毎年受講が必要

●途中入室・退室は、原則不可

●後日「受講証」送付

▶　田川市技術講習会については、原則毎年２月に開催（以下「定期講習会」という。）する予定としていますので、毎年の受講が必要です。また、途中での入退室は、原則できません。

▶　技術講習会は、複数の受講日を設け、広く受講を可能とするようにしていますが、業務の都合上、どの日程にも参加できない場合も考慮して、臨時的に開催する場合もあります（以下「臨時講習会」という。）。

▶　平成３１年度については、事業実施初年度であることを考慮し、必要に応じて、講習会を開催する（以下「随時講習会」という。）場合もあります。

▶　臨時講習会又は随時講習会においても、定期講習会と同様の効果を発揮するものとしますが、市補助金の対象となる工事及び維持管理を行うことができるようになるのは、受講してからとなりますので、できる限り、定期講習会へ参加することをお勧めします。

▶　臨時講習会又は随時講習会は、受講者が開催日を指定することはできません。

▶　受講証は、後日郵送させていただきますのでご了承願います。

4　田川市浄化槽登録工事店について

【登録要件】

◆福岡県に登録された浄化槽工事業者又は届出された特例浄化槽工事業者

◆講習会を受講した浄化槽設備士が１名以上在籍

【登録手続き】

①田川市浄化槽工事業者名簿登録届を田川市へ提出
（講習会を受講した浄化槽設備士全員の免状・受講証の写し）

②届出の受理後、田川市浄化槽工事業者名簿に登録され、田川市浄化槽登録工事店となる。

▶　一定の技術水準を満たす登録工事店での施工を行う者に対して市補助金を交付することにより、均一で適正な施工を担保することを目的としています。

▶　登録工事店となる要件は、次の両方の要件を満たしていることとなります。

◆　福岡県に登録（届出）された浄化槽工事業者（特例浄化槽工事業者）であること。

◆　田川市浄化槽技術講習会を受講した浄化槽設備士が１名以上在籍していること。

▶　登録工事店となる手続きは、次の流れのとおりとなります。

①　田川市浄化槽工事業者名簿登録届を市へ提出（登録届に記載された浄化槽設備士の方全員分の浄化槽設備士免状及び田川市浄化槽技術講習会受講証の写しを添付）

※　登録届に記載された浄化槽設備士が実地に監督する場合のみ市の補助対象です。

②　登録届が市に受理された後に、田川市浄化槽工事業者名簿へ登録され、田川市浄化槽登録工事店となります。（登録工事店は、市のウェブページ等で公表されます。）

▶　登録届は、毎年度提出が必要となります。また、登録届出内容の変更や登録の取消の場合など、速やかに変更内容を届け出てください。

▶　登録工事店の要件を満たさず市補助金の交付を受けた場合、補助金返還の対象となります。

ごあいさつ
目次
行政からの報告
浄化槽の施工について
浄化槽の維持管理について
型式別浄化槽の特徴について
浄化槽の法定検査について
各種統計資料

5　平成３１年度以降の財政支援の要件について

以下の３つの要件全てが実施される場合にのみ
★市の浄化槽補助金を受けることができます★

☆ **田川市浄化槽登録工事店での工事**

☆ **講習会を受講者した浄化槽設備士が実地に監督**

☆ **専門業者との継続的な浄化槽維持管理一括契約**
※ 保守点検は、講習会を受講した浄化槽管理士が実施
※ 清掃は、講習会を受講した清掃作業者が実施
⇒市は保守点検業者等からの連絡や『浄化槽管理票』などにより維持管理一括契約の解除を把握

▶　平成３１年度から、市補助金を受ける要件に次の３つが追加されます。

☆　田川市浄化槽登録工事店で浄化槽工事を行う。

☆　田川市浄化槽技術講習会を受講した浄化槽設備士が浄化槽工事を実地に監督する。

※ ただし、田川市浄化槽工事業者名簿登録届に記載された浄化槽設備士に限ります。

☆　専門業者と継続的な浄化槽維持管理一括契約を結ぶ。（保守点検・清掃・法定検査）

※ 保守点検は、講習会を受講した浄化槽管理士が実施する必要があります。

※ 清掃は、講習会を受講した清掃作業者が実施する必要があります。

▶　上記の３つの要件を満たしていないことが補助金交付後に判明した場合には、補助金の返還が生じます。

▶　浄化槽維持管理一括契約が解除される場合などについては、保守点検業者等からの連絡や「浄化槽管理票」などにより、市が把握することが可能となります。

▶　この要件の追加は、平成３１年度以降、田川市で浄化槽設置整備事業費補助金申請を行う場合に、全て適用されます。（新築の場合や転換の場合を問わず、重点補助期間以降も継続して適用されます。）

６　平成３１年度から１０年間限定の手厚い補助

★手厚い補助を受けられる人は？

⇒**くみ取便槽**や**単独処理浄化槽**から**合併処理浄化槽へ「転換」**する人

◎ 以下の５つの要件全てを満たす場合が、「転換」に該当します ◎

- 同一の敷地内でくみ取便槽又は単独処理浄化槽の処分と合併処理浄化槽の設置を行う場合
- くみ取便槽又は単独処理浄化槽を処分する人と合併処理浄化槽を設置する人が同じ人である場合
- 平成３０年度以前に設置されたくみ取便槽又は単独処理浄化槽を処分する場合
- 田川市がくみ取便槽又は単独処理浄化槽を撤去する前の状態を確認できる場合
- くみ取便槽又は単独処理浄化槽の処分を適正に行った場合（マニュフェスト）

▶　田川市では、市補助金の交付要件を追加することに加え、平成３１年度から１０年間に限り、くみ取便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する方を対象に、これまでの市補助金の交付対象や金額を、重点的に手厚くし、早期に転換を進めていきます。

▶　「転換」に該当する要件は、次の５つの要件に全て当てはまる方となります。

- 同一の敷地内でくみ取便槽や単独処理浄化槽の「処分」と合併処理浄化槽の「設置」を行う場合（同一の敷地以外で「処分」と「設置」を行った場合は対象外）
- くみ取便槽又は単独処理浄化槽を「処分」する人と合併処理浄化槽を「設置」する人が同じである場合（別の人が「処分」と「設置」を行った場合は対象外）
- 平成３０年度以前に設置されたくみ取便槽や単独処理浄化槽を「処分」する場合（平成３１年度以降に設置されたものを「処分」した場合は対象外）
- 田川市がくみ取便槽又は単独処理浄化槽を「撤去」する前の状態を確認できる場合（交付決定前に「撤去」工事（又は「設置」工事）に着工した場合は対象外）
- くみ取便槽又は単独処理浄化槽を適正に「産業廃棄物処分」した場合（マニュフェスト）

田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金について

７　手厚い補助の概要

★手厚い補助ってどんな内容？

⇒**補助対象の拡大**と**補助金の上乗せ**

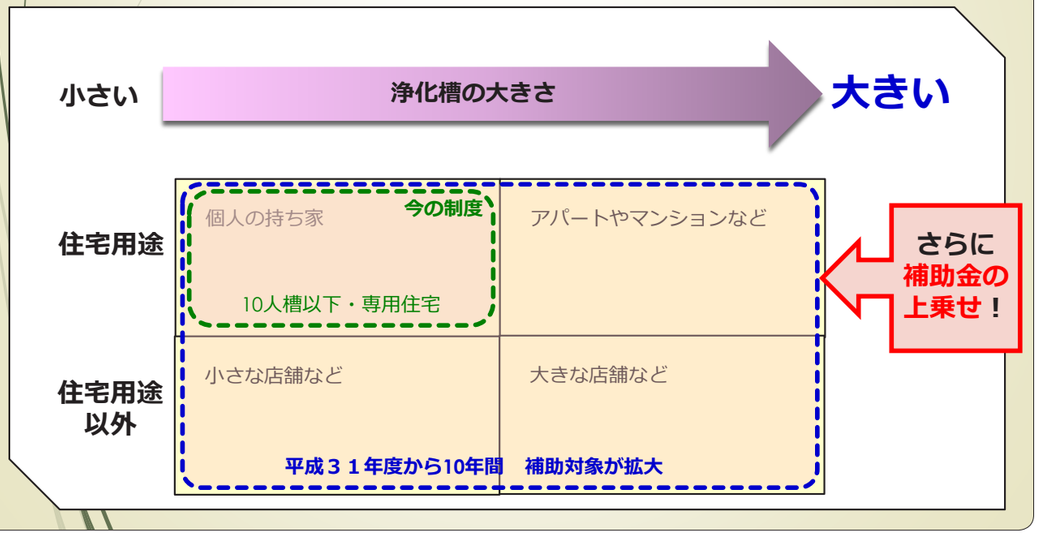

▶　「転換」に該当する方は、補助対象が拡大され、さらに補助金額が上乗せされます。

▶　具体的には、これまでの制度では、専用住宅に１０人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合が補助対象であったものが、「転換」に該当する方に限り、平成３１年度から１０年間限定で、補助対象となる建物用途が全ての建物用途となり、人槽についても上限がなくなります。

▶　こうした「転換」に該当した補助対象の方に対して、さらに補助金の上乗せがあるということです。

▶　さらに、田川市では平成２９年度から、くみ取便槽又は単独処理浄化槽からの「転換」の場合に生じる撤去費と配管設置費に対して補助を行っています。「転換」に該当する方は、原則この撤去費と配管設置費の補助対象となります。

▶　なお、マニュフェストを提出できない場合は、「転換」に該当しません。
ただし、撤去することによって建物に影響を及ぼすことを田川市が認めた場合に限り、「転換」に該当します。

8　手厚い補助の期間と段階的補助

★平成３１年４月から**１０年間の補助内容**

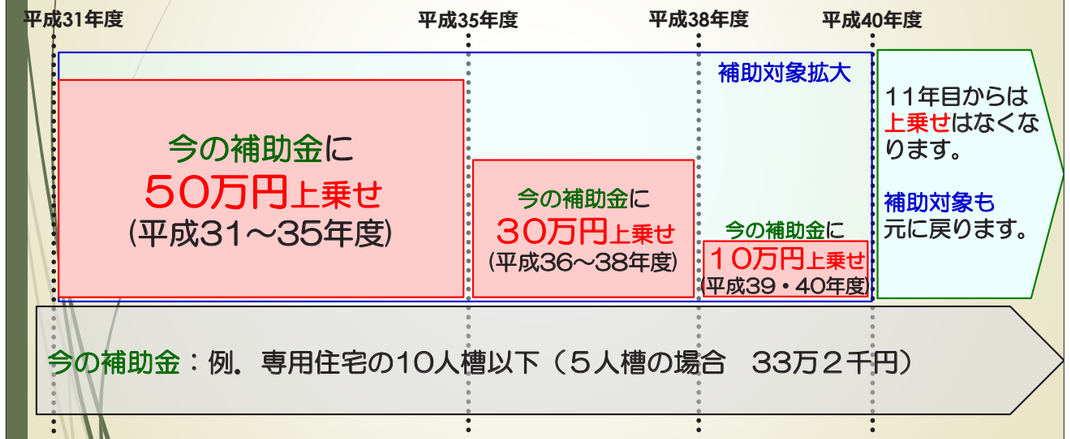

▶ 「転換」に該当する方は、１０年間限定で、補助対象の拡大と補助金額の上乗せの対象となりますが、１０年間同じ補助内容というわけではありません。

▶ 補助対象については、１０年間同じ内容で拡大されます。

▶ 補助金額については、人槽に対応してそれぞれ上乗せされた補助金額が設定されています。

▶ この上乗せされた補助金額が、事業開始から段階的に減少していく仕組みです。

▶ 具体的には、平成３１年度からの５年間は５０万円の上乗せ、平成３６年度からの３年間は３０万円の上乗せ、平成３９年度からの２年間は１０万円の上乗せ、平成４１年度以降は、現行の補助対象及び補助金額に戻るというものです。

▶ このように、市の補助金額が段階的に減少していくこと、また、補助金の制度上、同じ年度内に補助金の申請から完了立会検査までを終わらせる必要があること、さらに、市の予算には限りがあることなどを考えると、なるべく早期に、かつ、計画的に補助金の申請をしていただく必要があると思いますので、事前にご相談ください。

9　手厚い補助のまとめ

平成３１年４月から１０年間の補助内容まとめ

主な補助対象項目	現行の制度			
	「新築の場合」や「既に合併処理浄化槽が設置されている場合」	くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合		
建物用途	専用住宅（居住のための建物または床面積の半分以上が居住のための建物）			
人槽	10人槽以下			
本体工事				
5人槽	33.2万円			
6・7人槽	41.4万円			
8～10人槽	54.8万円			
11人槽以上	補助対象外			
撤去・配管設置	くみ取り便槽撤去：６万円、単独処理浄化槽撤去：９万円、配管設置：14万円			

▼

主な補助対象項目	変更後の制度			
	「新築の場合」や「既に合併処理浄化槽が設置されている場合」	くみ取り便槽や単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合		
建物用途	専用住宅	すべての建物用途		
人槽	10人槽以下	すべての人槽		
本体工事		1～5年目［上乗せ額］50万円	6～8年目［上乗せ額］30万円	9・10年目［上乗せ額］10万円
5人槽	33.2万円	83.2万円	63.2万円	43.2万円
6・7人槽	41.4万円	91.4万円	71.4万円	51.4万円
8～10人槽	54.8万円	104.8万円	84.8万円	64.8万円
11～20人槽	補助対象外	143.9万円	123.9万円	103.9万円
21～30人槽		197.2万円	177.2万円	157.2万円
31～50人槽		253.7万円	233.7万円	213.7万円
51人槽以上		282.6万円	262.6万円	242.6万円
撤去・配管設置	くみ取り便槽撤去：６万円、単独処理浄化槽撤去：９万円、配管設置：14万円			

▶ 平成３１年度から１０年間の市補助制度のまとめを上表に示しています。

▶ 参考に、市補助金交付申請から補助金交付までの基本的な流れを以下に示します。

① 補助金交付申請書の提出【着工の１０日前まで】（補助金申請者）
② 着工前事前現地確認【未着工・くみ取便槽又は単独処理浄化槽の状況確認】（市）
③ 補助金交付決定通知書送付（市⇒補助金申請者）
④ 浄化槽工事着工（浄化槽工事業者）
⑤ 中間立会検査日時連絡【据付・埋戻し】（浄化槽工事業者⇒市）
⑥ 中間立会検査【据付・埋戻し】（市・浄化槽設備士）
⑦ 浄化槽工事完了（浄化槽工事業者）
⑧ 維持管理一括契約の締結（補助金申請者・保守点検業者・清掃業者）
⑨ 浄化槽使用開始（補助金申請者）
⑩ 補助金実績報告書の提出（補助金申請者）
⑪ 完了立会検査日時連絡（浄化槽工事業者⇒市）
⑫ 完了立会検査（市・浄化槽設備士・補助金申請者）
⑬ 補助金交付（市⇒補助金申請者）

10　市補助金申請書提出時の注意点

- ✎ 補助対象の確認（転換に該当するか？）
- ✎ 市の予算の確認（申請時に市の予算があるか？）
- ✎ 必要書類の確認（必要書類を揃えられるか？）
- ✎ 工期の確認（年度内に完了立会検査の受検が可能か？）
- ❖ 事前着工禁止（転換の場合は、事前撤去も禁止！）

▶　以前から再三記載誤りや不備の指摘をしていますが、改善がなされないケースがよく見られます。申請書の不備は、受理されていない状態ですので、早急に訂正しなければ、着工予定日が到来してしまい、補助対象とならない恐れがあります。

▶　補助対象については、「転換」の要件に該当するかをまず確認し、「転換」に該当しない場合、補助対象や補助金額はこれまでの制度と変わりません。

▶　市の予算を基に補助を行っているため、予算がなくなり次第申請を受け付けることができなくなりますので、事前に確認されることをお勧めします。

▶　申請書に添付する書類も全て揃わなければ申請書を受理することはできません。事前に申請者と浄化槽工事業者が協議し、必要書類の準備を行ってください。

▶　補助金の申請書の提出から完了立会検査までを同じ年度内（４月から翌年の３月末まで）に終わらせなければ補助対象となりませんので、全体の工事スケジュールを把握し、年度内に完了立会検査の受検が可能であるか確認をしてください。

▶　交付決定がなされる前に浄化槽工事に着工（転換の場合は撤去作業も含む。）した場合、補助対象となりませんので、必ず着工前に余裕をもって補助金申請をするようにしてください。

ごあいさつ
目次
行政からの報告
浄化槽の施工について
浄化槽の維持管理について
型式別浄化槽の特徴について
浄化槽の法定検査について
各種統計資料

11　中間立会検査の注意点

- ☎ 据付と埋戻しの日時を市へ事前に連絡（変更の都度）
- ☞ 申請内容との変更確認（上部荷重、支柱、PC板等）
- ☞ 技術講習会を受講した浄化槽設備士の実地・監督
  ※　ただし、田川市浄化槽工事業者名簿登録届出に記載された浄化槽設備士に限ります。
- ☞ 田川市浄化槽設置工事基準に基づいた施工

▶　田川市では、平成３０年度から浄化槽の据付及び埋戻しの際の中間立会検査を実施していますので必ず市へ中間立会検査の日時を事前に連絡してください。中間立会検査の連絡（日時の変更連絡含む。）なく作業を行った場合は、補助の対象とはなりません。

▶　中間立会検査では、申請内容との変更箇所が明確になると思いますので、変更があった場合は変更届を忘れずに提出してください。

▶　中間立会検査には、申請書に記載された浄化槽設備士の立会いが必要です。中間立会検査で立会いをしていない事実が判明した場合は、補助の対象とはなりません。

▶　中間立会検査では、田川市浄化槽設置工事基準に基づいた施工を行っているかを確認します。当該基準に基づいた施工となっていない場合は、補助の対象とはなりません。

▶　田川市浄化槽設置工事基準は、市ウェブページで公開しますので、必ず事前に確認の上、着工してください。

12　実績報告書提出時の注意点

- 申請内容からの変更確認（変更あり⇒変更届必要）
- 必要書類の確認（必要書類を揃えられるか？）
- 工事写真集の確認（全て揃っているか？）
- 工事写真の確認（様式の指示どおりの写真か？）
- 維持管理契約書確認（維持管理一括契約となっているか？）
- 完了立会検査実施日の確認（３月末までに実施可能か？）

▶　実績報告書を提出する段階では、申請書からの変更は全て届出がなされている必要があります。変更があった場合、変更届が提出されなければ、実績報告書を受理することができません。

▶　申請書と同様、以前から再三記載誤りや添付書類の不備を指摘していますが、改善がなされないケースがよく見られます。完了後では見ることのできない工事の内容を確認できる唯一の書類である工事写真は、工事写真集の指示内容どおりに添付がなされなければ、補助の対象とはなりません。（必要に応じて掘り返して写真を撮っていただくことになります。）

▶　工事写真集に不鮮明な写真が添付されている場合は、写真の不備と判断し、補助の対象とはなりません。現場では、遠景と近景の撮影、複数写真の撮影など、鮮明で適切な写真が添付できるようきちんと写真を撮影管理してください。

▶　維持管理契約書は、保守・清掃・法定検査を一括で契約する「維持管理一括契約」でなければ補助の対象とはなりません。

▶　完了立会検査は、３月末までに終える必要があります。再検査などに備え、年度末直前に完了立会検査を実施することはお控えください。（完了検査日が年度をまたぐと補助の対象とはなりません。）

田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金について

ごあいさつ
目次
行政からの報告
浄化槽の施工について
浄化槽の維持管理について
型式別浄化槽の特徴について
浄化槽の法定検査について
各種統計資料

13　完了立会検査の注意点

- 申請内容からの変更の最終確認（放流先、配管、枡等）
- 誤接続・経路変更の事前の流水確認
- 技術講習会を受講した浄化槽設備士の立ち合い
  ※　ただし、田川市浄化槽工事業者名簿登録届出に記載された浄化槽設備士に限ります。
- 田川市浄化槽設置工事基準に基づいた施工

▶　完了立会検査時に、申請内容からの変更が判明することは通常あり得ません。（実地に監督すべき浄化槽設備士は、把握しているはずです。）

▶　したがって、完了立会検査の前には、きちんと誤接続や配管経路の変更などのチェックのため、必ず事前に流水確認をしておいてください。
　変更があった場合は、完了立会検査前に変更届を提出してください。

▶　完了立会検査時には、申請書に記載された浄化槽設備士の立会いが必要です。なお、浄化槽設備士は、実地に監督したとおり、浄化槽工事内容の全てを把握しておいてください。

▶　完了立会検査では、田川市浄化槽設置工事基準に基づいた施工を行っているかを確認します。当該基準に基づいた施工となっていない場合は、補助の対象とはなりません。

14　完了立会検査後の注意点

- ✎ 不備箇所の速やかな訂正（変更あり⇒変更届必要）
- ☺ 補助金支払日の確定
  （書類・完了立会検査の合格後約１か月後の支払い）
- ❖ 設置工事基準不適合や工事写真の不足等
  ※　掘り返し等（補助金返還・始末書）
- ❖ 維持管理一括契約書の解除⇒補助金返還

▶　完了立会検査時に書類や施工に不備が判明した場合は、直ちに状況を変更し、必要があれば再度完了立会検査を実施します。（変更届の提出が必要となる場合もあります。）

▶　浄化槽の補助金は、書類に不備がなく、完了立会検査に合格すれば、原則約１か月後に支払われます。しかしながら、不備等があれば、全ての問題が解決してから約１か月後の支払いとなります。関係者には、その旨の連絡等きちんとお願いします。

▶　工事写真の不備や不足、書類の不備、設置工事基準との不適合などが解消されない場合は、基本的に補助の対象とはなりません。たとえ、補助金の支払い後にこれらの事実が判明した場合であっても、掘り返し、補助金の返還、始末書の提出などの措置をとることとなります。

▶　維持管理一括契約書は、必ず実績報告書に添付する必要がありますが、補助金の支払い後に、維持管理一括契約書が解除され、継続して維持管理一括契約がなされていないことが判明した場合も、補助金の返還対象となります。

田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金について

◎関係法令

田川市浄化槽の普及等の推進に関する条例
（平成３０年条例第１６号）

（目的）

第１条　この条例は、本市における浄化槽の普及並びに適正な設置及び管理（以下「普及等」という。）の推進に関し必要な事項を定めることにより、生活排水の排出による公共用水域の水質の汚濁を防止するとともに、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において使用する用語は、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）及び水質汚濁防止法（昭和４５年法律第１３８号）において使用する用語の例による。

（市の責務）

第３条　市は、公共用水域の水質の汚濁の防止、公衆衛生の向上及び生活環境の保全を図るため、浄化槽の普及等の推進に関する施策を策定し、及び実施するものとする。

（生活排水を排出する者の責務）

第４条　生活排水を排出する者は、生活排水を適正に処理し公共用水域に放流するため浄化槽の設置に努めるとともに、市が実施する浄化槽の普及等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（浄化槽管理者の責務）

第５条　浄化槽管理者は、浄化槽法、同法に基づく命令その他関係法令の規定に基づく浄化槽の適正な管理及び使用に努めるとともに、市が実施する浄化槽の適正な管理の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第６条　浄化槽工事業者、浄化槽の保守点検を業とする者（以下「浄化槽保守点検業者」という。）及び浄化槽清掃業者（以下「事業者」という。）は、市の区域内において浄化槽を設置又は管理する場合は、浄化槽法、同法に基づく命令その他関係法令の規定を遵守してこれらを誠実に行うとともに、市が実施する浄化槽の普及等の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（関係者相互の連携及び協力）

第７条　市、生活排水を排出する者、浄化槽管理者、事業者その他の関係者は、浄化槽の普及等の推進に関する施策が円滑かつ効果的に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（連携及び協力による適正な管理の確保）

第８条　浄化槽管理者、浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者は、相互に連携を図りながら協力して浄化槽の適正な管理を確保しなければならない。

（浄化槽管理票の整備）

第９条　浄化槽保守点検業者は、浄化槽の状況を正確かつ継続的に把握するため、浄化槽管理者、浄化槽工事業者及び浄化槽清掃業者と連携して浄化槽管理票を整備し、かつ、共有しなければならない。

２　市長は、浄化槽保守点検業者に対し、この条例に基づく施策の実施に必要な範囲内において、前項の浄化槽管理票を提出させ、又はその内容を報告させることができる。

３　前２項の規定は、浄化槽管理者が自ら浄化槽の保守点検を行う場合に準用する。この場合において、前２項中「浄化槽保守点検業者」とあるのは「浄化槽管理者」と読み替えるものとする。

（技術講習会）

第１０条　市は、浄化槽の適正な設置及び管理を推進するため、事業者の技術の向上に資する講習会（以下「技術講習会」という。）を実施する。

２　市は、前項の規定による技術講習会の実施に当たっては、あらかじめ事業者と協議しなければならない。

（浄化槽工事業者の登録）

第１１条　市長は、浄化槽工事業者が営業所ごとに置く浄化槽設備士が前条に規定する技術講習会を受講したときは、当該浄化槽工事業者の届出により、これを規則で定める浄化槽工事業者名簿に登録する。

２　市長は、前項の規定により登録した浄化槽工事業者（以下「登録工事店」という。）を公表する。

（普及啓発等）

第１２条　市は、県、指定検査機関その他の関係団体と相互に密接な連携を保ち、公共用水域の水質の汚濁の防止、公衆衛生の向上及び生活環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、浄化槽の有用性並びに適正な設置及び管理について、普及啓発、情報提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

（調査研究）

第１３条　市は、浄化槽の普及等の推進に関する施策を円滑かつ効果的に実施するため必要な事項の調査研究を行うよう努めるものとする。

（財政支援）

第１４条　市長は、市の区域内において、新たに浄化槽を設置した者で当該浄化槽工事を登録工事店に施工させ、かつ、適正な管理を行うものに対し、予算の範囲内において財政支援を行うことができる。

（相談体制の整備）

第１５条　市長は、市民からの浄化槽の導入、設置及び管理に関する相談に適切に対応するため、必要な体制を整備するものとする。

（委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

田川市個人設置・公的管理型浄化槽設置整備事業費補助金について

◎関係通知

浄化槽工事関係の通知

国 土 建 第 422 号
環循適第 1803224 号
平成 30 年 3 月 23 日

各都道府県・政令市浄化槽担当部（局）長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室長

浄化槽設置工事に関する指導等の強化について

浄化槽設置工事の適否及び浄化槽の機能状況を確認するため、浄化槽法（昭和58 年法律第 43 号）第７条において設置後等の水質検査(以下、「法第７条検査」とする）を行うことが規定されているが、法第７条検査の受検率は現状 90%程度であることからさらに受検率を向上させる必要がある。

一方、当該検査の結果、不適正となった事案が毎年一定数報告されており、この中には浄化槽設備士による実地での適切な監督や工事の技術上の基準を遵守していないと思われる事例も散見される。

浄化槽法の目的である生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためには法第７条検査の受検の徹底と、検査結果を踏まえた不適正事案の発生抑止が重要であることから、以下の取組等に努められたい。

・法第７条検査については、法第５条の規定による設置の届出等を活用し、関係部局・機関が連携して更なる受検指導を行うこと

・浄化槽工事業者に対し、浄化槽法第 29 条に定める浄化槽設備士の設置及び浄化槽設備士による実地での監督の徹底を図るとともに、法第６条に定める浄化槽工事の技術上の基準について改めて周知徹底すること

・法第７条検査の結果、不適正となった事案のうち設置工事に起因すると考えられる事案については、関係部局と情報共有し、法第 53 条に基づく報告徴収や立入検査を行うなど、再発防止に努めること

なお、上記の取組に当たり、管内特定行政庁及び指定検査機関に対しても周知し、十分な連携をとられるようお願いする。

維持管理関係の通知

２９廃第１０６０号
平成２９年９月１１日

浄化槽保守点検業者 殿

福岡県環境部廃棄物対策課長
（ 施 設 第 一 係 ）

浄化槽の適正な管理について（依頼）

本県の浄化槽行政の推進につきましては、平素から御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、浄化槽はその機能を適正に維持するため、浄化槽法（昭和５８年法律第４３号。以下「法」という。）に基づき「保守点検の技術上の基準」に従った保守点検（法第８条）、「清掃の技術上の基準」に従った清掃（法第９条）及び法定回数以上の保守点検及び清掃の実施（法第１０条第１項）が義務付けられています。

また、浄化槽の保守点検、清掃の実施は、専門的知識、技能及び相当な経験を有する者が、専用の器具、機材を用いて行うことが必要とされており、必要に応じて、保守点検については浄化槽保守点検業者に、清掃については浄化槽清掃業者に委託することができることとなっています。

しかしながら、法定回数（年１回以上）の定期的な清掃が実施されていない浄化槽、十分な清掃が実施されていない浄化槽が一部見受けられ、これらについては至急改善する必要があります。

つきましては、貴社が保守点検の委託を受けている浄化槽について、「保守点検の技術上の基準」に基づき適正な保守点検を実施するようお願いします。

また、保守点検を行った場合において、浄化槽の清掃が必要であると認められたときは、速やかに浄化槽管理者又は浄化槽清掃業者（浄化槽管理者が清掃を委託している場合）にその旨を通知するようお願いします。

なお、「保守点検の技術上の基準」に従った保守点検又は「清掃の技術上の基準」に従った清掃が行われていないと認めるときは、法第１２条第２項に基づき、当該浄化槽管理者、当該浄化槽の浄化槽保守点検業者又は当該浄化槽の浄化槽清掃業者に対し、必要な改善措置を命ずることもありますので、念のため申し添えます。

浄化槽の施工について

浄化槽設置工事における注意点について

施工前の一般的注意事項……17 P
技術上の基準と標準施工……18 P
事前調査……18 P
工事写真撮影……19 P
仮設工事……20 P
掘削工事……20 P
基礎工事……21 P
据付工事……24 P
水張り……25 P
埋戻し工事……26 P
配管工事……27 P
上部スラブ工事……29 P
試運転……29 P
特殊工事（かさ上げ工事、支柱工事、支柱レス工事、放流ポンプ槽工事）…30 P
安全な工事……32 P
関係法令
（浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令）　33 P

施工前の一般的注意事項①

浄化槽工事の施工資格と法令義務

- ▶ 都道府県知事への登録・届出が必要。
- ▶ 浄化槽設備士の設置
  浄化槽設備士が実地に自ら監督する。
- ▶「浄化槽工事業者登録（届出）票」の掲示
  営業所及び浄化槽の現場ごと
- ▶ 帳簿の備え付け・浄化槽工事ごと記載（5年間保存）

1

施工前の一般的注意事項②

浄化槽の設置申請手続き

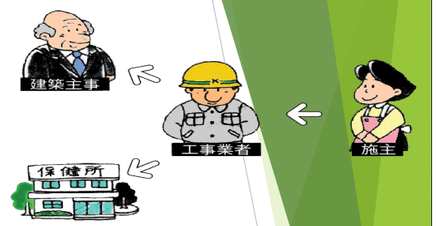

型式認定浄化槽の工事開始

・『設置届け』後10日間経過
　or
・工事を着手してよい旨の通知を受けないと工事出来ない

- ▶ 建築物の新築、改築などの場合
  → 建築主事に確認申請・確認済書
- ▶ くみ取り便所を水洗便所に改造する場合
  → 都道府県知事または市長(保健所)に設置届け

2

技術上の基準と標準施工

- 浄化槽工事は、浄化槽工事の技術上の基準に従って行わなければならない。（浄化槽法第6条）
- 浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置などの届け出に関する省令（昭和60年9月27日　厚生省・建設省令第1号）

≪標準的な工事の進め方≫

事前調査 → 仮設工事 → 掘削工事 → 基礎工事 → 据付工事 → 水張り → 埋戻工事 → 上部スラブ工事 → 試運転 → 後片付け → 引渡し

配管工事　ブロワ工事

事前調査①

- 設置場所の広さ・周囲環境
- 配管路の状況、放流先
  （地元や関係者との協議）
- 支障物、埋設管
- 地盤、地下水位、湧水
- 工事用水、工事用電力
- 設置後に過大な荷重が掛からないか？
- 工期・納期
- 工事分担の範囲　　等々

4

事前調査②

- 事前着工を行っていないか？
  ※既存施設の解体・撤去を含め一切の事前着工は認めません。
- 申請書類の確認
  ※申請書類は着工日の10営業日前までに提出すること。
  ※着工予定日以前の着工は事前着工になります。

申請書類提出 → 現地確認（10営業日） → 着工予定日 → 施工

※事前着工は補助金が出ません。

5

工事写真撮影

≪良い例≫

- 浄化槽設備士の顔、黒板、検測定規、水平器など必要な写真全てが鮮明に見える。
- 遠景・近景をそれぞれ撮影している。
- 検測定規などをきちんと当てている。
- 水平を縦・横2方向で正しく確認している。

≪悪い例≫

- 設置場所の清掃
- 不鮮明な写真
- 必要な基準を満たしていない。
- 必要な基準を満たしているか不明。

※ 提出写真の不足は認められませんのでデータの管理、カメラのメンテナンスは確実に行って下さい。

※ 良い例の写真の具体例は、市のウェブページで公開予定です。（このテキストでは悪い例を掲載しています。）

6

仮設工事

▶ 地縄張り

浄化槽の設置位置を決める。

・地縄張りを行っていない
・近景の写真が必要
・浄化槽工事業者登録（届出）票不鮮明

▶ やり方

レベル、位置、方向、芯を表示する。

▶ 着工前写真

浄化槽設備士が「浄化槽工事業者登録（届出）票」と黒板を持ち、顔がはっきりわかるようにし、設置場所全体が写りこむこと。

7

掘削工事

▶ オープンカット工法

・敷地に余裕がある
・良質な地盤
・湧水が無い又は少ない

近景の写真が必要

▶ 山留め工法

・敷地が狭い
・軟弱地盤
・構造物に隣接
・湧水が多い

8

▶ 掘削は、周囲の状況・土質・地下水の状況などに適した工法とし、土砂が崩壊しないよう関係法令等に従い、適切な法（のり）をつけるかまたは、山留を行うこと。

▶ 土砂の運搬によるこぼれ・飛散あるいは排水による泥土の流出防止に努め、必要に応じて散水や清掃を行うこと。

▶ 掘削には関連資格保有者を適切に配置し、十分安全に留意すること。

▶ 作業後は仮囲いなどで掘削部分を囲い、墜落事故防止に努めること。

基礎工事①

▶ 割栗石地業

近景の写真が必要

▶ 基礎コンクリート（配筋）

▶ 捨てコンクリート

50mm以上で高さを調整
水平だし

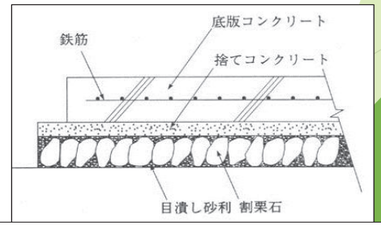

9

▶ 普通地盤の場合は砕石基礎とし、軟弱地盤の場合は栗石基礎とする。敷厚は共に１５０mmとします。

▶ 栗石基礎の場合は、目潰し材を充填し十分転圧すること。

▶ 基礎コンクリートの設計基準強度は、「福岡県浄化槽推進協議会の設置工事基準書」に基づき、σｃｋ＝２１Ｎ/㎟とし、スランプ８ｃｍとします。

※加水は一切認めません。

▶ 掘削地盤が岩盤の場合、岩盤が基礎（直接基礎）となるため、敷砂か敷モルタルで高さ調整します。

基礎工事②

▶ 基礎コンクリート（打設中）

・近景の写真が必要
・打設中で配筋が見える写真となっていない

▶ 基礎コンクリート（基礎厚）

・近景の写真が必要
・受付番号がない

10

▶ 基礎コンクリートを打設する時は、必ず適切な型枠を講じること。
▶ 基礎コンクリート厚は１００mmとする。但し、上部に車庫等の荷重がかかる場合のコンクリート厚は１５０mmとすること。
▶ 基礎コンクリートは十分な養生を行い、浄化槽を設置すること。
※早強コンクリートを使用しても、打設日の浄化槽設置は認めません。
▶ ポンプ槽を設置する場合の基礎及びスラブコンクリート工の施工について。
・浄化槽本体とポンプ槽が離れている場合
全ての工事過程において浄化槽本体工事に準ずること。
・浄化槽本体とポンプ槽が同一掘削範囲内の場合
全ての工事過程において浄化槽本体工事に準じ、基礎及びスラブについては浄化槽本体と同一成型とすること。

基礎工事③

▶ PC版の設置
型式・受付番号・黒板が写ること。

▶ 受付番号の表示
・1文字の1辺は縦・横ともにおおむね15cmで容易に消えないようにする。
・「2019年受付番号10」の場合は、『19-10』と表示する。
※ 現場打ちの基礎にも受付番号の表示が必要です。

・近景の写真が必要
・水平器がない

11

▶ ＰＣ版は、浄化槽上部荷重が総重量２０００ｋｇ以下の支柱レス工事に適用できます。総重量２０００ｋｇを超える駐車場・車庫にする場合（支柱工事）、交通量の多い道路端に設置する場合（擁壁工事）、近くの建築物の荷重が槽本体に影響する場合（擁壁工事）等はＰＣ版を適用できません。
▶ ＰＣ版の据付は、関連資格保有者が行うこと。
▶ ＰＣ版の吊り上げ及び据え付けは、玉掛け作業で行ってください。
▶ ＰＣ版の場合は据え付け前の写真も必要です。（型式・受付番号・黒板）
▶ 基礎コンクリート（ＰＣ版も含む）は、確実に水平（縦・横２方向で要確認）に設置してください。

▶ 不正防止及び現場管理の観点から、基礎コンクリート（ＰＣ版も含む）に容易に消えない方法（カラースプレー等）で受付番号を明示すること。
その場合、１文字の１辺は縦・横ともにおおむね１５ｃｍとします。

据付工事

- 据え付け機械が写ること。
- 浄化槽の型式が写ること。
- 黒板がはっきり写ること。

・遠景の写真が必要
・据え付け機械が写っていない
・黒板がはっきりと写っていない

12

- 基礎コンクリート上の小石や異物を除去・浄化槽の損傷の有無を確認してください。
- 搬入車からは移動式クレーンや、移動式クレーン仕様のバックホーなどの機械による荷下ろしとし、落下させないように十分注意すること。
- 移動式クレーン仕様以外のバックホーでの吊り込みは禁止です。
- 吊り込みは関係資格保有者が行い、吊り荷の下には絶対に入らないこと。
- 浄化槽を仮置きする場合は、浄化槽に損傷を与えぬよう保護マットや枕木等を敷くこと。
- 本体据付の日時は事前（当日不可）に必ず市担当者に連絡すること。

※連絡のないまま据付けた場合、補助金が出ない可能性があります。

水 張 り

- 浄化槽設備士の顔が認識できるようにはっきり写りこむこと。
- 水平器は縦・横ともに写真に写すこと。
- 気泡がはっきり写るようにすること。
- 漏水検査は水面で管理し、写真に写すこと。

・近景の写真が必要
・縦向きの水平器の写真がない
・気泡がはっきりと写っていない
・水面での漏水管理写真がない

13

- 浄化槽が満水になるまで埋め戻しはせず、水張りにより浄化槽本体を安定させたのち漏水の確認もすること。
- 漏水検査は、２４時間以上とすること。
- 漏水検査は、水面で管理すること。
- 越流堰から均等に水が流れるよう調整してください。
- ろ材・接触材の変形・破損の有無を確認すること。
- 薬剤筒の有無・傾きを確認すること。

※浮上防止対策
　地下水位が高い場合、浮上防止金具等の浮上防止対策を必ず実施すること。
※偏土圧や偏水圧による浄化槽の傾き防止対策
　浄化槽と基礎を一体構造物とし、基礎の根巻き等の対策を講じなければなりません。

埋戻し工事

▶ 水締め、突固めを交互に一層30cm以下で

・近景の写真が必要
・検測定規が写っていない

・不鮮明

▶ 浄化槽周りは機械転圧禁止

14

▶ 埋戻し材は、砕石チップまたは良質な砂を使用し十分な締固めを行うこととします。
※発生土による埋戻しは認められません。

▶ 埋戻しに当たり、埋戻し箇所の残材・廃物・木くず等を撤去し、一層の仕上厚は３０ｃｍ以下を基本とし埋戻さなければなりません。
※施工場所により上記方法が困難な場合は、別途協議とします。

▶ 埋戻し時に浄化槽周りは機械転圧してはいけません。

▶ 埋戻しの日時は事前（当日不可）に必ず市担当者に連絡すること。

※連絡のないまま埋戻した場合、補助金が出ない可能性があります。

配管工事①

配管工事：下水道排水設備指針（日本下水道協会）にのっとり施工すること。
ただし、県又は市の施工基準があれば、その基準に準じること。

▶ 流入管・放流管等の接続

起点、屈曲点、合流点にはインバート桝又は小口径桝

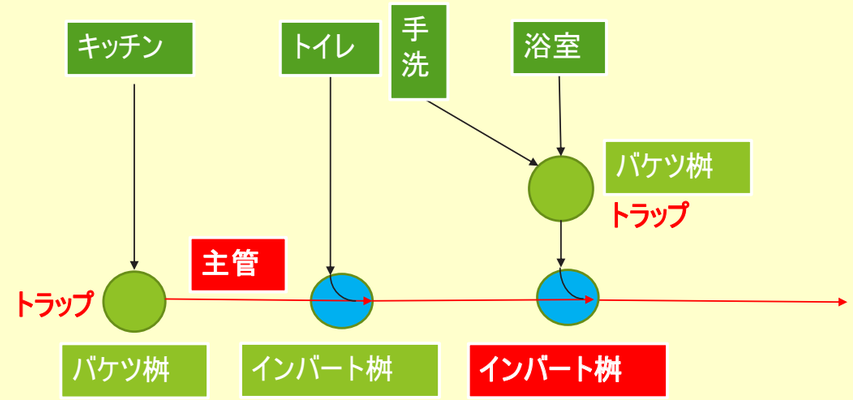

15

▶ 主管の最小口径は１００mmとし、下水道用硬質塩化ビニル管を使用すること。

▶ 桝はインバート桝・トラップ桝または小口径桝を使用し、起点、屈曲点、合流点及び管径・勾配の変化点に設置すること。但し二重トラップとしないこと。

▶ 原則として、桝の間隔は直線部で管径の１２０倍以下とします。

▶ 管及び桝の基礎は、十分な締固めを行うこと。

▶ 汚水桝の蓋においては、地表面からの侵入防止及び臭気防止のため密閉蓋とし、荷重の掛かる場所では耐圧蓋等を使用すること。

▶ 管勾配は管径分の１程度とし、１／１００以下としないこと。また、土被りは原則として２０ｃｍ以上とすること。

▶ 雨水管・足洗い場・エコキュートのドレン（塩素対策）等の接続は認められません。

▶ 放流管は放流水路等からの逆流がないように必要な措置を講じること。

▶ 浄化槽本体の流入・放流部にはおおむね１ｍ以内に桝を設置すること。

▶ 桝における配管貫通部は確実にシール（パッキン）すること。

配管工事②

▶ 臭突工事（必要な場合）

軒上1m以上
出口に向かって上り勾配で！
臭気問題が発生しないように配慮

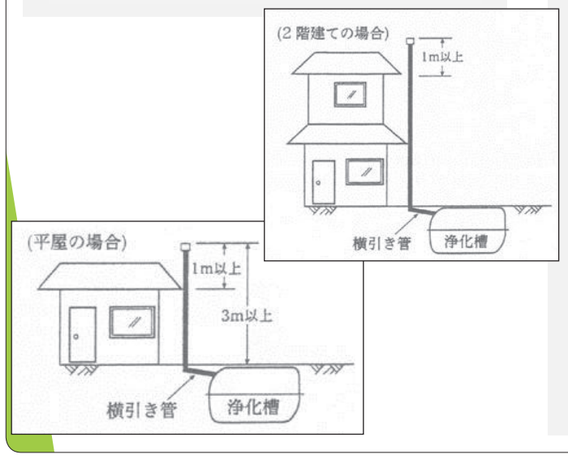

▶ ブロワ配管

全長10m以内曲がりは極力少なく。
長い場合は条件にあわせ管径UP
専用電源、漏電遮断器の設置
（有資格者による施工）
設置場所に留意する
・保守点検が容易
・浄化槽から近い
・冠水しない
・基礎と建物を繋げない
・寝室・居間からできるだけ離す
（隣家にも配慮）

16

▶ 臭突管は上り勾配に留意し、必ずスラブの上部端まで配管すること。
※将来を考慮し、家屋壁面近くまで配管した方がより望ましいです。

▶ 臭突管を立ち上げる場合は、近隣との状況を配慮し風通しの良い場所に立ち上げること。

▶ 立ち上げ管は苦情が生じないように設定し、支持金物などで補強すること。

▶ 脱臭機・排臭ファンは必要に応じ取付けること。

▶ ブロワの据付位置はできるだけ短い場所を選定し、全長１０m以内、曲がりは極力少なくを基本にしてください。配管が長くなる場合は条件に合わせて管径を大きくしてください。

▶ 電源は専用電源とし、漏電遮断器の設置をすること。その場合は有資格者による施工とすること。

▶ 設置場所は保守点検が容易で、寝室・居間からできるだけ離すこと。

▶ ブロワの基礎は地盤より１０ｃm以上高くし、冠水しないようにしてください。また本体は水平に設置すること。

上部スラブ工事

◎工事の目的
▶ 雨水の槽内流入を防ぐ
▶ 維持管理性向上
▶ 浮上防止

・不鮮明

☆注意
▶ マンホール開口部には、開口補強筋
▶ 表面に雨水勾配

17

試 運 転

▶ 各メーカーの『施工終了時チェックリスト』に従い、工事の適正を確認する。

▶ 試運転調整
・バルブの設定
・散気、逆洗状況の確認
・移送装置の稼働状況

・消毒剤は、管理業者と協議し開封する。

18

特殊工事

かさ上げ工事

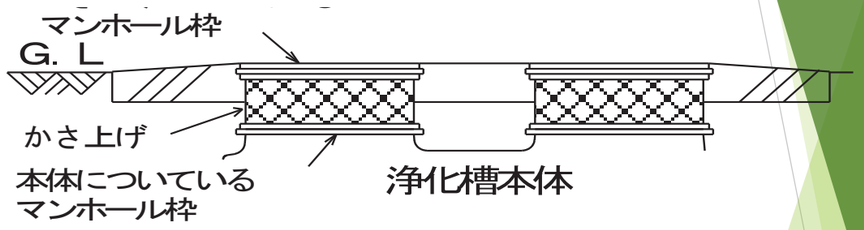

●かさ上げは30cmまでとする。
　浄化槽の設計・施工上の運用指針2015年版（日本建築行政会議編集より）
〇かさ上げとマンホール枠をビスで固定する。
〇かさ上げとマンホール枠（下側）のスキマをコーキング材で埋める。

19

支柱工事

★上部スラブに荷重が加わる場合。
　駐車場や車が通る場合など。

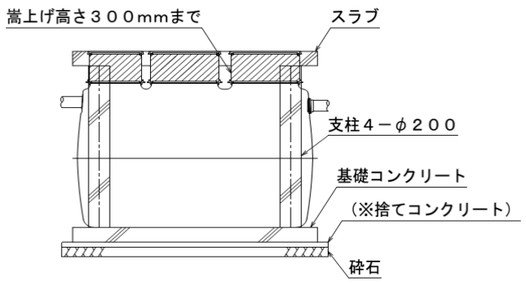

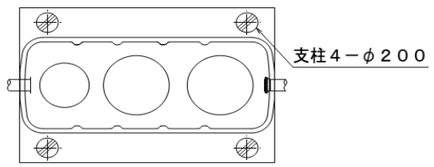

●荷重が増えるとそれに応じたスラブ厚、支柱の太さが必要になる。
　また、マンホールの仕様も変える必要がある。

●かさ上げは300㎜まで！

20

支柱レス工事

〇総荷重2t以下の車輌の駐車浄に設置する場合に支柱を省略する施工方法
【（一財）日本建築センター FRP評定】

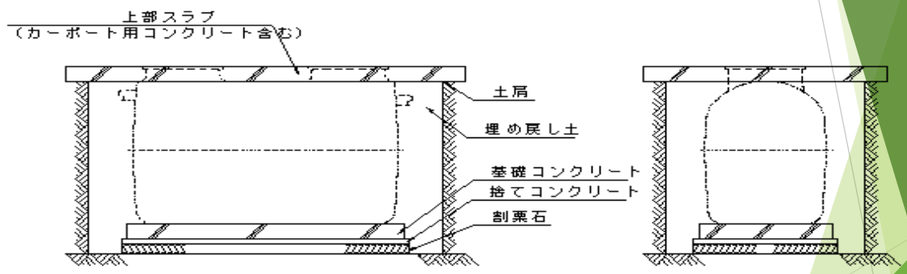

●本体材質　⇒　FRP・DCPD・PP
●2tを超える場合は支柱が必要となる。

21

放流ポンプ槽工事

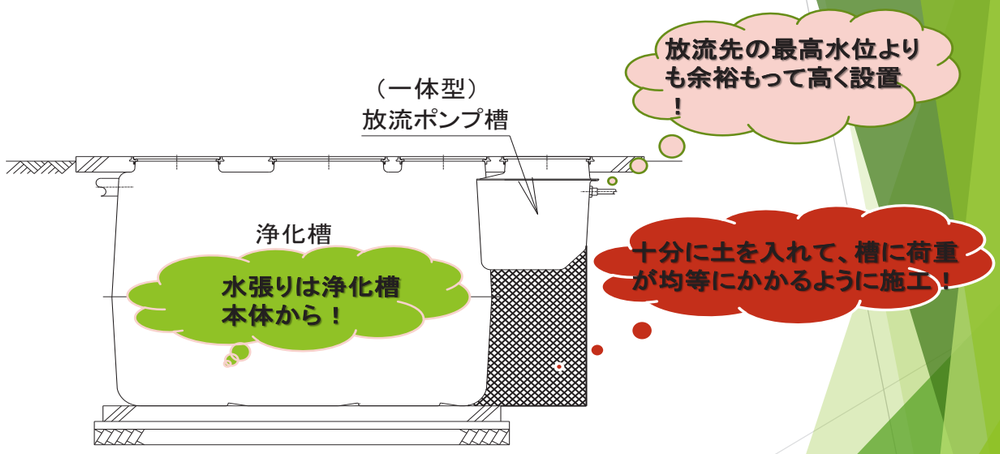

〇電気配線工事は、必ず専門の電気工事業者で実施して下さい。

22

安全な工事

(1) 塩素の問題

- 浄化槽に附属の消毒剤は、浄化槽使用時に開封する。
- 消毒剤開封前に、排水元の設備機器（トイレ、浴室、洗面台、台所）の水封が切れていないか必ず確認する。
- エコキュートの排水は流入させない。放流側でも原則個別に排水する。

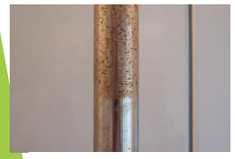

塩素による影響

ユニットバスに設置されている浴槽のトラップ

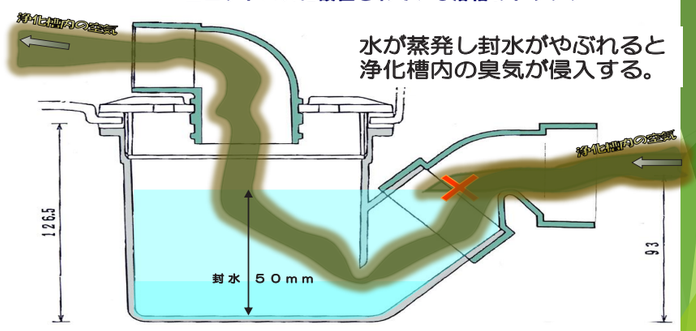

23

(2) 転落・傷害事故

- 作業主任者（2m以上の掘削）
- 掘削角度（土留め）
- 掘削工事から埋め戻しまで防護柵を用意
- マンホール蓋（積載荷重に応じたもの。ひび・割れがあったら取替。）

(3) 傷害事故

- 玉掛け
- ４点吊り
- 吊り角(＜60°)
- 槽下への立ち入り禁止
- 静かに据え付ける。

(4) 感電事故

- 電気工事は電気工事業者（電気工事士）が行う。
- Ｄ種接地工事
- 防雨型コンセント

※１００Vの電源でも、湿った手で触れると１００mAが流れ、感電死の恐れがある

※対策：保守点検作業は電源を切り、ゴム靴を着用

(5) その他の災害

- 転倒、転落など、さまざまな災害が発生している

※対策：作業手順書の完備，安全教育の徹底，保護具の管理，安全管理体制の構築　等

≪災害防止対策≫

朝礼･･･活動意欲とチームワークの向上の効果

体操･･･作業中の疲れ･倦怠感を防止し集中力回復の効果

作業指示･･･作業内容と、災害発生の予知･防止対策の確認

その他･･･作業手順書の作成･見直し、教育訓練の実施　など

24

◎関係法令

浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令
（昭和６０年９月２７日厚生省・建設省令第１号）

（浄化槽工事の技術上の基準）

第１条　浄化槽法（以下「法」という。）第４条第５項の規定による浄化槽工事の技術上の基準は、次のとおりとする。

(1)　浄化槽工事用の図面及び仕様書に基づいて行うこと。

(2)　浄化槽が法第４条第２項に規定する浄化槽の構造基準に適合するように行うこと。

(3)　浄化槽に損傷等が生じないように行うこと。

(4)　工事開始に当たつては、浄化槽の設置位置、放流先等現場の状況を十分把握し、適切な施工に努めること。

(5)　根切り工事、山留め工事等は、次に定めるところにより行うこと。

イ　建築物その他の工作物に近接して行う場合においては、あらかじめ、当該工作物の傾斜、倒壊等を防止するために必要な措置を講ずること。

ロ　地下に埋設されたガス管、ケーブル、水道管等を損壊しないように行うこと。

ハ　根切り工事を行う場合においては、当該根切り工事の深さ並びに地層及び地下水の状況に応じて、あらかじめ、山留めの設置等地盤の崩壊を防止するために必要な措置を講ずること。

ニ　埋戻しを行う場合においては、浄化槽内に異物が入らないように行うとともに、十分な締固めを行うこと。

ホ　法第１３条第１項又は第２項の認定を受けた浄化槽の埋戻しは、浄化槽の水平を確認しつつ行うこと。

(6)　基礎工事は、地盤の状況に応じて、基礎の沈下又は変形が生じないように行うこと。

(7)　基礎の状況等に関する記録を作成すること。

(8)　コンクリートの打込みは、打上がりが均質で密実になるように行い、かつ、所要の強度になるまで適切に養生すること。

(9)　地下水等の状況に応じて、浄化槽の浮上がりを防止するために必要な措置を講ずること。

(10)　沈殿室又は沈殿槽のホッパーの表面は、必要に応じて、沈殿作用に支障が生じることのないように仕上げを行うこと。

(11)　接触材、ばつ気装置等を浄化槽に固定する場合においては、ばつ気、かくはん流、振動等によりその機能に支障が生じることのないように行うこと。

(12)　越流ぜきの調整が必要な場合においては、越流水量が均等になるように調整すること。

(13)　浄化槽内において配管が貫通する部分は、必要に応じて、仕上げを行うこと。

(14)　電気設備については、接地等が適切に行われ、安全上及び機能上の支障がないことを確認すること。

(15)　ポンプ、送風機等の機器が正常に作動することを確認すること。

(16)　工事現場における浄化槽工事に使用する材料及び機器の保管は、品質及び性能に支障が生じないように行うこと。

(17)　工事現場における地盤の崩壊、資材の倒壊等による危害を防止するために必要な措置を講ずること。

（届出を要しない浄化槽の構造又は規模の軽微な変更）

第２条　法第５条第１項の規定による国土交通省令・環境省令で定める軽微な変更は、処理方式の変更を伴わず、かつ、処理対象人員又は日平均汚水量の１０パーセント以上の変更を伴わないものとする。

（浄化槽の設置の届出）

第３条　法第５条第１項の規定による浄化槽の設置の届出は、別記様式第１号による届出書を提出して行うものとする。

２　法第１３条第１項又は第２項の規定による認定を受けた浄化槽以外の浄化槽にあつては、前項の届出書には、構造図、仕様書及び処理工程図を添付するものとする。

（浄化槽の構造又は規模の変更の届出）

第４条　法第５条第１項の規定による浄化槽の構造又は規模の変更の届出は、別記様式第２号による届出書を提出して行うものとする。

２　前項の届出書には、変更後の浄化槽の構造図及び仕様書並びに処理工程に変更がある場合には変更後の処理工程図を添付するものとする。

浄化槽の維持管理について

浄化槽の適正な維持管理について

浄化槽の構造と処理の流れ……34 P
周囲確認状況……36 P
内部確認状況……36 P
配管確認状況……37 P
亜硝酸性窒素測定状況……37 P
残留塩素測定状況……38 P
ｐＨ測定状況……38 P
ＤＯ測定状況……39 P
透視度測定状況……39 P
スカム厚測定状況……40 P
堆積汚泥測定状況……40 P
消毒剤確認状況……41 P
ブロワ確認・エアーフィルター清掃状況 ……42 P
使用水量確認状況……42 P
ろ材の閉塞改善作業状況……43 P
移送管清掃・移送量測定状況 ……43 P
バルブ確認調整・オリフィス確認状況 ……44 P
アンモニア性窒素・硝酸性窒素測定状況 ……44 P
作業完了……45 P
浄化槽清掃作業状況……46 P
浄化槽維持管理の必要性と維持管理業者の役割……49 P
浄化槽維持管理についての留意事項……50 P
使用上の注意……51 P
関係法令（浄化槽法等一部抜粋、環境省関係浄化槽法施行規則一部抜粋） 52 P
関係通知（浄化槽法の運用に伴う留意事項について）……55 P

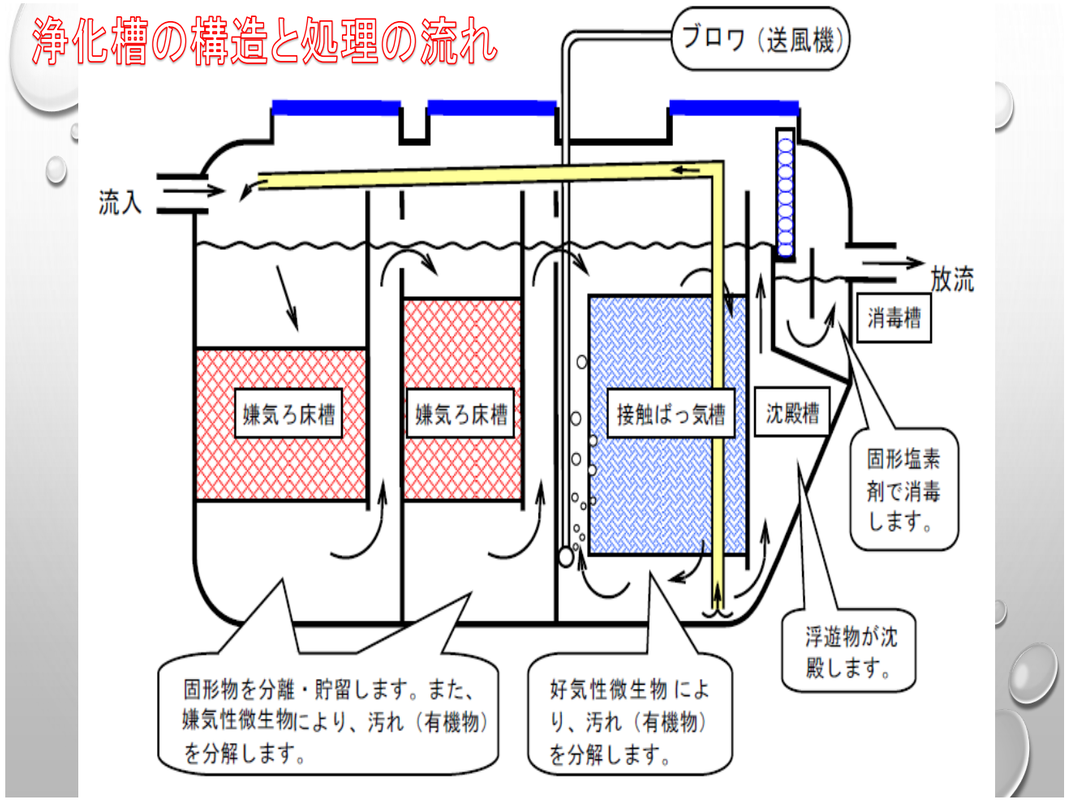

▶　合併処理浄化槽は、し尿と併せて雑排水を処理する設備です。汚水中には様々な物質が含まれていて、それらを沈殿や浮上といった物理的作用や生物的作用によって処理をしていきます。この生物的作用とは、水中に溶け込んだ水質汚濁の原因となる有機物等を微生物の活動を利用し、微生物体の増加、二酸化炭素及び水などの安定な無機物へと分解する作用です。

▶　上の図は構造基準に定められている嫌気ろ床接触ばっ気方式の断面図です。現在、多くのメーカーが小型化の為に工夫を凝らし、このとおりの処理の流れではないものも多くありますが、固液分離（貯留を含む）、生物処理、汚泥分離、消毒といった個々の処理は共通しています。

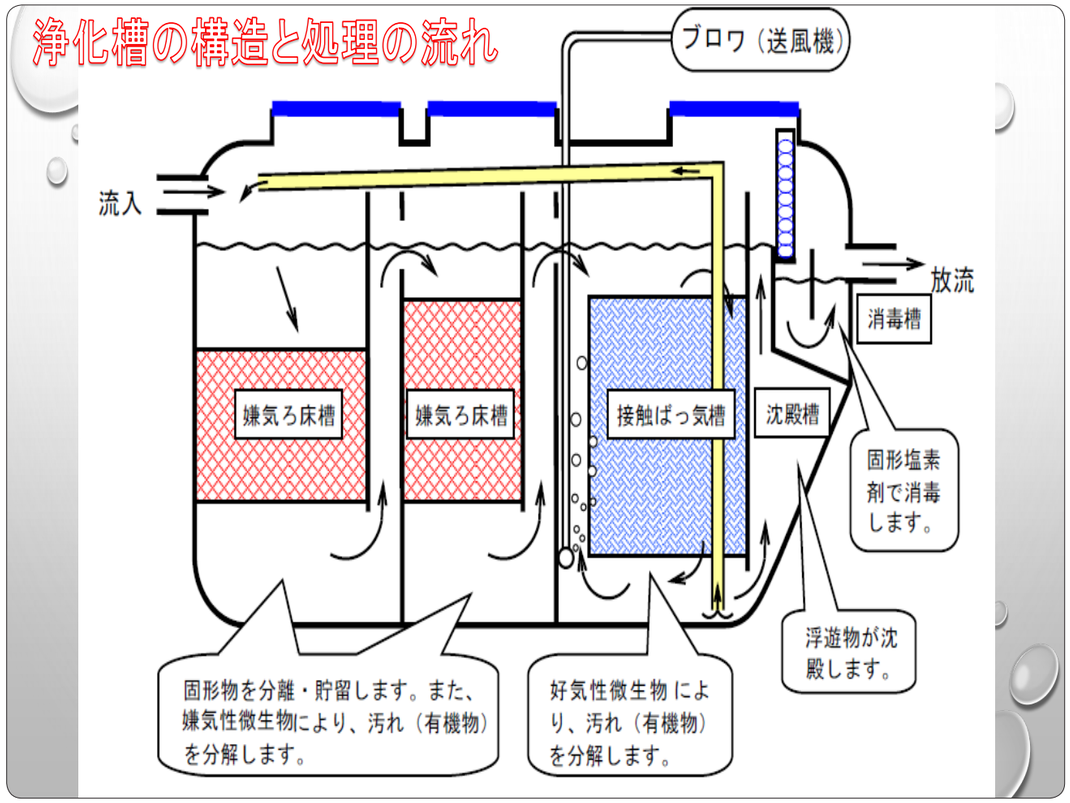

▶ （固液分離） 第一槽目と第二槽目は、一般的に嫌気ろ床槽といい、流入汚水中の固形物の分離・貯留をします。槽内にはろ材を充填し分離の効率を上げ、短絡流の発生を防ぐ構造となっています。

▶ （生物処理） 第三槽目は生物反応槽（ばっ気槽等）となっていて、こちらの槽では水に溶けた汚濁物質を処理します。処理に関わる微生物は細菌類から微小後生動物まで様々ですが、分解時にメタンや硫化水素を発生させず、処理効率の良い好気性微生物を利用します。そのため槽内には生物膜を付着させる接触材、酸素を供給し汚水を撹拌させるばっ気装置、接触材の閉塞を防止するための逆洗装置、剥離汚泥の移送装置が備えられています。

▶ （沈殿・消毒） 生物反応槽から消毒槽までの間が沈殿槽となっています。こちらの槽では水中の浮遊汚泥を沈殿分離します。沈殿槽（処理水槽）によって汚泥を分離した処理水は塩素を用いて消毒し放流します。以上が合併処理浄化槽の処理の流れです。

▶ ほかにも多くの型式がありますが、固液分離（貯留を含む）・生物処理・汚泥の分離・消毒・放流といった流れに違いはありません。

▶ 管理者へのあいさつが終わった後、まず周囲の安全を確保し、浄化槽付近の異常な臭気・騒音・振動や、上部スラブの破損や周りの地面の状況、マンホール蓋の破損等を確認します。また、浄化槽上や配管周りに保守点検を妨げる物が無いかを確認します。

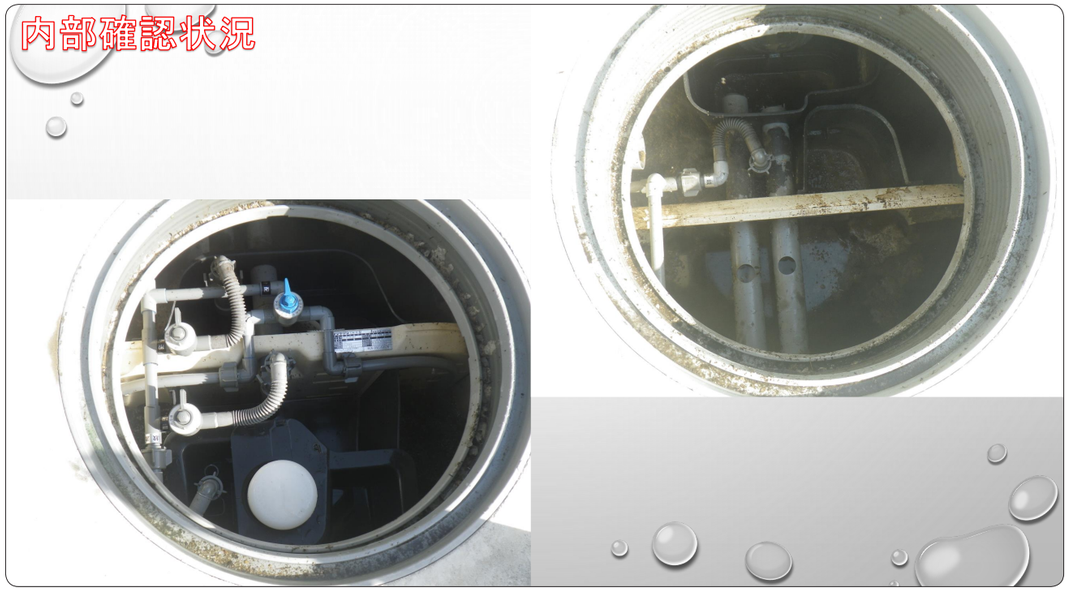

▶ マンホール蓋を開けて、目視し、正常に作動しているかの確認、また、躯体の変形破損や水平確認、漏水の有無、異常な水位上昇、衛生害虫等の有無、油分、洗剤の流入量及び異物の流入状況の確認を行います。

▶　雨水や土砂が流入しないように、蓋が完全に密封されているかどうかを確認します。

▶　管渠及び桝内に異物（汚物）等の堆積または付着、木の根の侵入があるかどうかを確認し、ある場合は掃除・除去します。

▶　また、勾配不良による滞水の有無を確認し、接合部または、底部等からの漏水、地下水からの流入の有無を確認します。

▶　GR 試薬を用いた比色法。ばっ気槽などの生物反応槽における酸化の進行状況を判断するため、測定を行います。

▶　大腸菌群数を 3000個 /㎖以下にするため、残留塩素が検出されるよう消毒剤の溶解量を調整します。時間経過、光線、強く振ることで減少するため、試料は消毒後の処理水を採取し、採取後迅速に測定します。

▶　pHとは、水の水溶性を表す指標の１つ。

▶　pH値が７の場合を中性、pH値が７より小さい場合は酸性で、汚水の生物処理で硝化が進行した場合、pH値が４程度まで低くなることがあります。また、pH値が７より大きい場合アルカリ性で、アンモニア等の水溶液は弱いアルカリ性を示します。

▶　放流水のpH値が 5.8 ～ 8.6 の範囲外になる場合、管理者に洗剤・薬剤等の流入状況の確認を行い、pH値が低下している場合、エアー逃がし等を使いばっ気強度を下げ調整を行います。

▶　採水箇所は、調整の参考として各槽の試料を測定します。

▶　DOとは、水中に溶けている分子状の酸素量。

▶　溶解量を左右するのは水温，気圧，塩分，汚れの程度によっても変化します。汚染度の高い水中では，消費される酸素の量が多いので溶存酸素量は少なくなります。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって不可欠となります。

▶　測定は、上部、中部、下部で行い、ばっ気槽内の各部位で 1.0mg / ℓ 以上になるよう送風量の調整管理を行います。

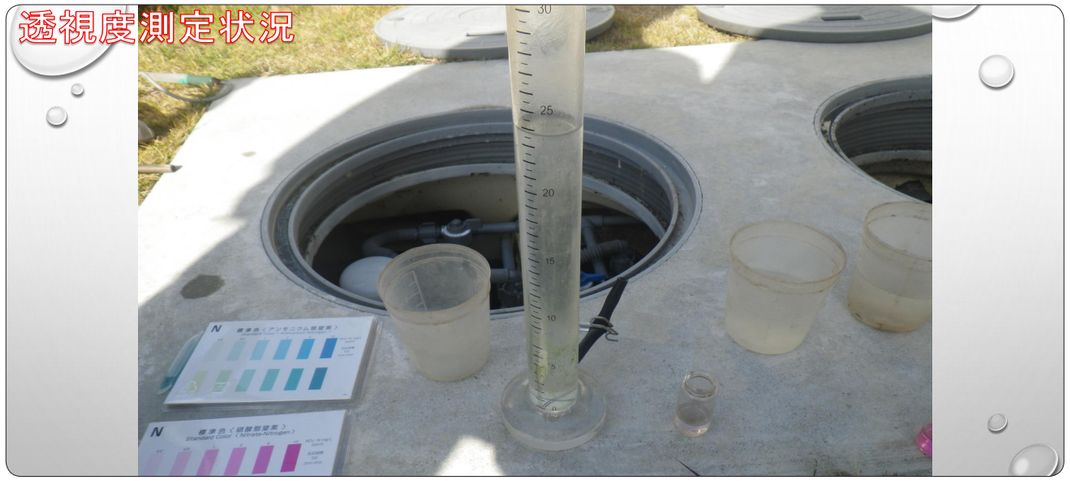

▶　保守点検作業では、正確な BOD 測定は難しい（5 日間かかる等）ため、相関性のある透視度を用いて水質判断調整を行います。

＜ BOD と透視度の相関性＞

BOD　20mg / ℓ 以下≒透視度 20 度以上　　BOD　30mg / ℓ 以下≒透視度 15 度以上

BOD　60mg / ℓ 以下≒透視度 10 度以上　　BOD　90mg / ℓ 以下≒透視度　7 度以上

▶　スカム厚測定器具を用いて、スカム厚を測定し、貯留能力に余裕があるかどうかを判断します。

▶　清掃が必要になる場合は、測定した結果をもとに、スカム引抜きを行います。次回清掃予定月を考慮した上で管理者（使用者）と協議を行い、清掃を実施します。

▶　なお、清掃の判断基準となるスカム厚や堆積汚泥厚については、各メーカーの維持管理要領書を参考にします。

▶　測定器具を用いて堆積汚泥の状況を確認します。

▶　堆積汚泥の増加による有効容積の減少に伴う沈殿分離作用の低下、ろ床の閉塞（水位上昇）等を防がなければならないため、ろ床部の汚泥の引抜き・洗浄等を行うために、適当な間隔で清掃が必要となる他、こちらもスカム厚測定と同様に測定結果をもとに、各メーカーの維持管理要領書を参考にして、清掃時期を早めるか否かの判断をして引抜 (清掃) を行います。

▶　沈殿槽からの越流水が薬剤筒底部のスロットを通過し消毒剤と接触しているか等、溶解状況（過剰に溶解していないか）を確認します。

▶　薬剤筒下部のスロット幅は、残留塩素の検出状況や消毒剤の溶解状況を考慮して調節します。

▶　消毒剤が水分を吸収して膨張し、薬剤筒に詰まってしまい接触していないことがあるので、薬剤筒は必ず取り出して確認します。

▶　薬剤筒の固定状況と薬剤筒の蓋の有無、薬剤筒自体の劣化状況を確認し、消毒作用に支障をきたす恐れのある場合は、修理交換を行います。

▶　消毒剤補充の際、薬剤筒の蓋を開けた瞬間の塩素ガスの放出、消毒剤を包装ビニールから取り出すときに出る消毒剤の粉で、健康障害を受けないよう十分注意します。

▶　異常音、振動、風量（吐出量）の確認を行い、タイマー付の場合は現在時刻、逆洗開始・終了時刻を確認し、必要に応じて設定を変更します。また、手動逆洗を行いスムーズに切り替わるか確認する。

▶　エアーフィルター及び空気吸い込み口を清掃します。フィルターの劣化等、変形のある場合は新品と交換します。

▶　その他、消耗品のダイヤフラム及び弁は、管理者（使用者）と協議し、修理依頼を受けて有償交換します。

▶　維持管理において使用状況を把握することも重要となるため、水道メーターの確認を行い、前回の点検からの使用水量より、日平均の流入汚水量を把握します。

▶　ろ材の閉塞により短絡流や水位上昇を防ぐため、専用器具を用いて強制的に逆洗するなどの措置を行います。

▶　エアーリフトポンプが正常に作動していることを確認し、移送管内が生物膜の付着や汚泥または異物等により閉塞している場合は、ブラシや水道水等で洗浄、空気供給量の調節をして閉塞を解消します。

▶　循環水量については移送管流出部で実測して確認します。循環水量の調整は、各単位装置の処理機能及び窒素除去効果を低下させないために、使用状況、処理水質、型式ごとの基準を参考にバルブの開閉や計量装置の高さを調節して行います。

▶　流量調整用エアーリフトポンプ、ばっ気汚泥貯留槽・散気管への空気量を確認し、各メーカーの維持管理要領書を参照し、エアーバルブの調整を行います。

▶　また、散気装置途中にオリフィスが設けられている型式の場合は、オリフィスがゴミ等により流路阻害が無いか確認し、異物が詰まっている場合、ペン先などで取り除きます。この時に穴の大きさを広げないように注意してください。

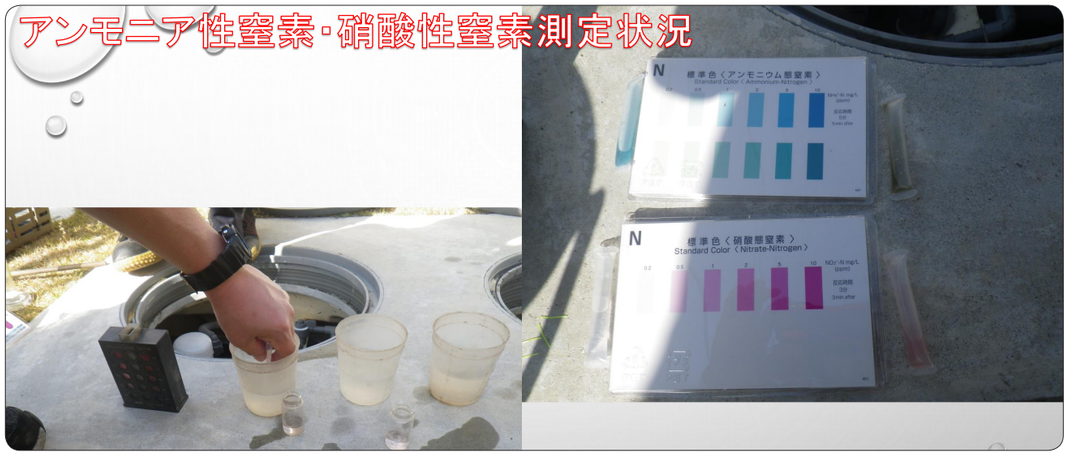

▶　窒素除去型の浄化槽において、排水中の窒素の除去ができているかどうかの確認です。

▶　アンモニア性窒素と硝酸性窒素の濃度を測定し、反応した色で判断します。

▶　アンモニア性窒素、硝酸性窒素、亜硝酸性窒素の総量が窒素除去の基準範囲内であることを確認します。

▶　使用した器具、機材を洗浄後、後片付けを行い、浄化槽本体のマンホール等の蓋や流入及び放流管渠途中のインバート桝の蓋が所定の位置に収まっているかを確認します。

▶　鍵付き蓋の場合は確実に施錠されていることを確認してください。また、必要に応じて浄化槽周辺の掃除を行います。

▶　最後に管理者へ記録票を渡し、終了報告を行います。

▶　固液分離型流量調整付担体流動循環方式７人槽の清掃状況です。今回は浄化槽処理人数７人槽ですが、実使用人員も７人から８人程度の使用と流入負荷が高いため管理状況からの判断で清掃を行いました。このように、浄化槽の清掃において保守点検の状況が重要となります。

▶　まず、浄化槽周辺を十分確認して、マンホールを開けます。固液分離槽ボックス側の表面に固まっているスカム及び、油脂分などをホースで落としながら引抜をしていきます。流入がありますが、これは、配管内の各インバート桝を清掃しているためです。

▶　次に、固液分離槽ボックスのバキュームホースで取れなかったスカム及び油脂分をヘラなどの清掃器具等できれいに落としていきます。油脂分は、水に浮き、ボックスに付着しやすいため、きれいに清掃していきます。ボックス内の汚水がなくなったら汚泥貯留部上部のスカムを引き抜きます。

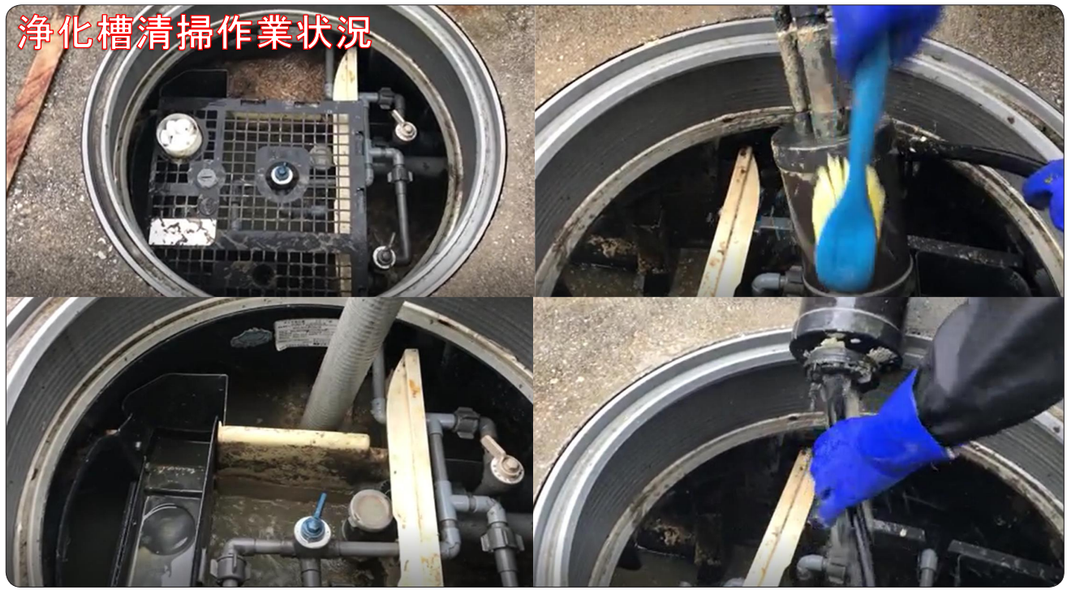

▶　次に担体流動槽、沈殿槽の清掃です。

▶　上部担体流出防止板をはずし沈殿槽に浮上しているスカムから引抜していきます。注意点として担体流動槽からの引き抜きはしないようにしてください。

▶　スカムを引き抜いた後、通常ならば、自給式ポンプ等を用いて洗い水や張水に使用しますが、使用状況が多く状態がよくありませんので、今回はほぼ全量引き抜いています。

▶　次にエアーリフトポンプの洗浄です。

▶　まずユニオンを回し、配管から外して引きあげて掃除します。この際、配管の破損やユニオンの落下に注意します。表面の付着物を洗い内部に付着している汚泥もきれいに洗い流します。

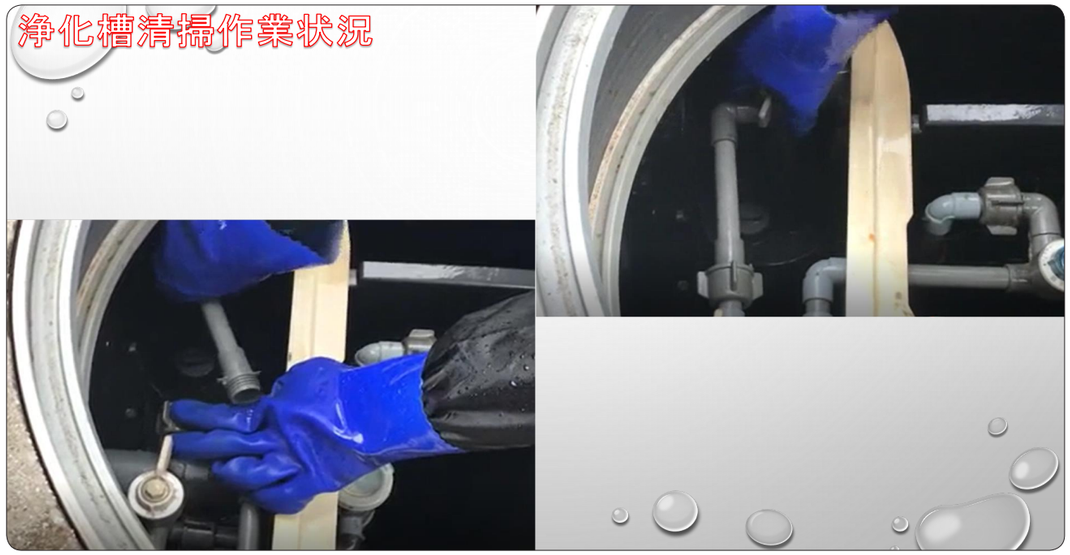

▶　そして、引き上げたエアーリフトポンプを元に戻していきます。ここでも配管の破損やユニオンの落下に注意します。浄化槽底部にエアーリフトポンプを据え付ける台がありますのでそこにエアーリフトポンプの底部を合わせて据え付けます。

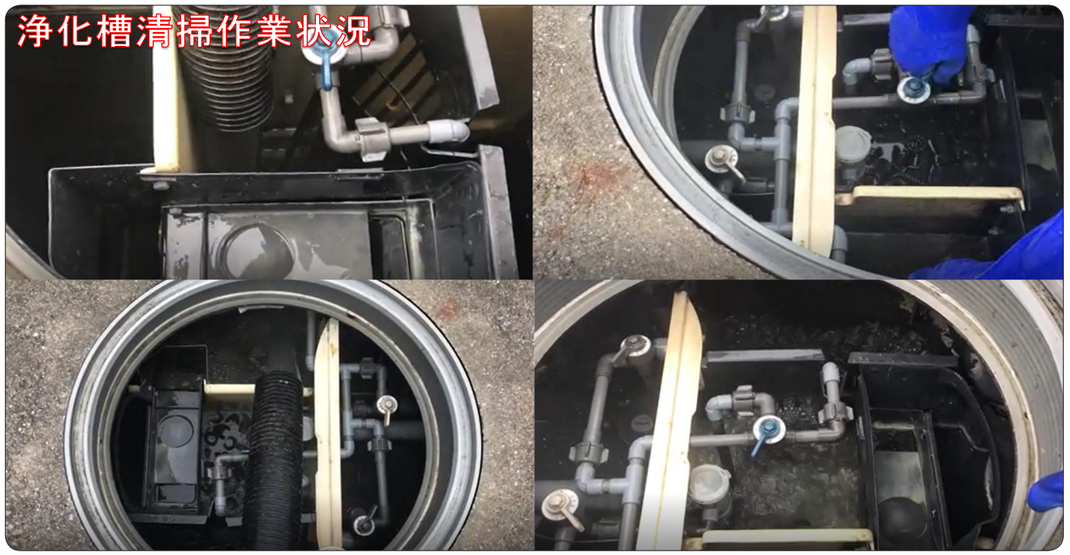

▶　最後に水張りを行います。通常、自給式ポンプ等にて分離槽はある程度、水張りを行いますが、今回は処理場からの水で張っています。

▶　順序としては沈殿槽、分離槽と交互に水張りを行い、沈殿槽と担体流動槽の仕切り部の網のようになっている部分に付着物がある場合は、そこに張水をかけるように行います。最後にエアー調整を行いばっ気確認をして終了となります。

浄化槽維持管理の必要性と維持管理業者の役割

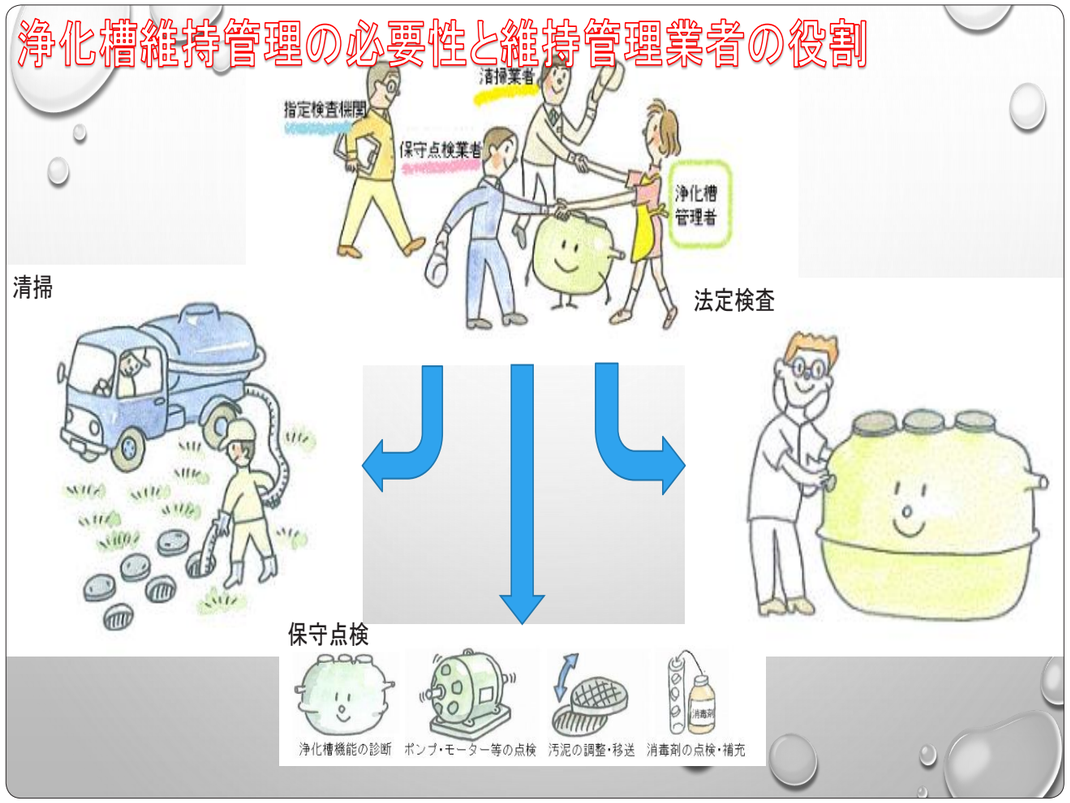

▶　浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検及び清掃を実施し、設置後及び定期的に指定検査機関の実施する水質に関する検査（法定検査）を受けなければならないと定められています。保守点検の作業には技術上の基準があり、この基準を守るためには専門知識や技能、器具機材が必要です。

▶　浄化槽の一般的な所有者である浄化槽管理者が維持管理を自ら行うことは困難なので、県知事の登録を受けた保守点検業者、市の許可を受けた清掃業者に委託することが一般的です。戸建て住宅用浄化槽では４ヶ月に１回以上、保守点検を行う必要があります。

▶　また、清掃においては、通常の使用状況で１年間程経過すると内部にスカム・汚泥がたまるため、原則として年１回以上とされていますが、使用人員や使用状況によっては１年を満たずに浄化槽の貯留能力を超える場合がありますので、保守点検業者の判断において清掃が必要となります。

浄化槽維持管理についての留意事項

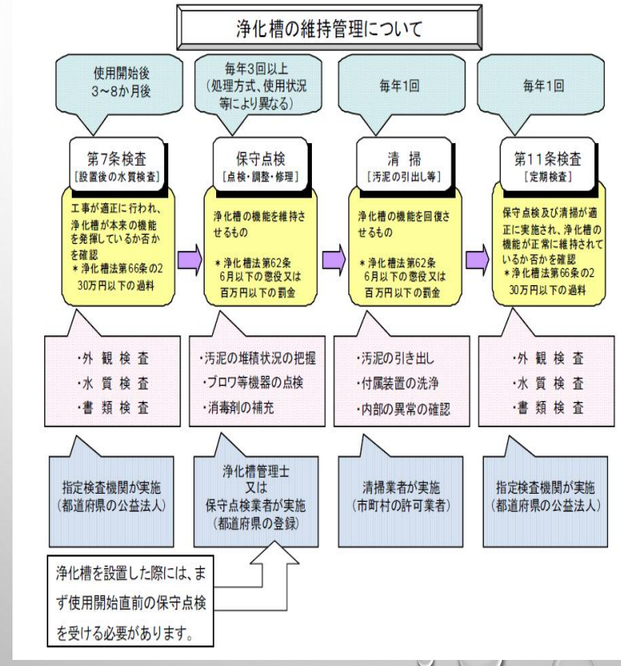

▶　浄化槽維持管理者が、浄化槽の維持管理を保守点検業者及び清掃業者に委託する場合は、保守点検及び清掃の契約を結ぶ必要があります。

▶　その際、契約書には必要な事項を明確にしておくことが重要です。年間一式いくらという大雑把な内容ではなく、料金の明細の記載が必要です。

１．保守点検の回数及び料金
２．清掃の回数及び料金
３．法定検査に関する料金
４．その他、修理代、消耗品代など（必要に応じて）

▶　１人が１日に使う水の量は２００Ｌが目安です。水の使用量が多すぎると、処理水の水質が悪化し、清掃回数が増えるおそれがあります。

○　塩素系のカビ取り剤を一度に多量使用しないで下さい。

○　トイレではトイレットペーパーを使い、その他の紙や紙おむつ、たばこの吸い殻、ペットのトイレ砂などを、流さないでください。また、台所からの野菜くずや天ぷら油などを、できるだけ流さないようにして下さい。

○　浄化槽の上にものを置いたり、建物を建てないでください。蓋が割れる恐れや適正な維持管理の妨げとなります。また、ブロワのコンセントを抜いたり、空気取り入れ口をふさがないように注意して下さい。浄化槽内の微生物が活動できなくなり、異臭の原因となります。

○　故障や異常が発生した場合、直ちに維持管理業者に連絡してください。

▶　以上のような適正な使用を、使用者に促すことも維持管理業者の重要な役目となります。

◎関係法令

浄化槽法（昭和５８年法律第４３号）

（浄化槽に関する基準等）
第４条　（略）
２～６　（略）
７　浄化槽の保守点検の技術上の基準は、環境省令で定める。
８　（略）
（保守点検）
第８条　浄化槽の保守点検は、浄化槽の保守点検の技術上の基準に従つて行わなければならない。
（清掃）
第９条　浄化槽の清掃は、浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて行わなければならない。
（浄化槽管理者の義務）
第１０条　浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年１回（環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める回数）、浄化槽の保守点検及び浄化槽の清掃をしなければならない。
２　（略）
３　浄化槽管理者は、浄化槽の保守点検を、第４８条第１項の規定により条例で浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が設けられている場合には当該登録を受けた者に、若しくは当該登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、又は浄化槽の清掃を浄化槽清掃業者に委託することができる。
（保守点検又は清掃についての改善命令等）
第１２条　都道府県知事は、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認めるときは、浄化槽管理者、浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について、必要な助言、指導又は勧告をすることができる。
２　都道府県知事は、浄化槽の保守点検の技術上の基準又は浄化槽の清掃の技術上の基準に従つて浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃が行われていないと認めるときは、当該浄化槽管理者、当該浄化槽管理者から委託を受けた浄化槽の保守点検を業とする者、浄化槽管理士若しくは浄化槽清掃業者又は当該技術管理者に対し、浄化槽の保守点検又は浄化槽の清掃について必要な改善措置を命じ、又は当該浄化槽管理者に対し、１０日以内の期間を定めて当該浄化槽の使用の停止を命ずることができる。
（許可）
第３５条　浄化槽清掃業を営もうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。
２　前項の許可には、期限を付し、又は生活環境の保全及び公衆衛生上必要な条件を付することができる。
３　第１項の許可を受けようとする者（以下「清掃業許可申請者」という。）は、環境省令で定める申請書及び添付書類を市町村長に提出しなければならない。
４　市町村長は、第１項の許可又は不許可の処分をした場合には、直ちにその旨を清掃業許可申請者に通知しなければならない。
（許可の基準）
第３６条　市町村長は、前条第１項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
⑴　その事業の用に供する施設及び清掃業許可申請者の能力が環境省令で定める技術上の基準に適合するものであること。
⑵　清掃業許可申請者が次のいずれにも該当しないこと。
イ　この法律又はこの法律に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者
ロ　第４１条第２項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
ハ　浄化槽清掃業者で法人であるものが第４１条第２項の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前３０日以内にその浄化槽清掃業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの
ニ　第４１条第２項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
ホ　その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
ヘ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項若しくは第６項の規定、第７条の２第１項の規定若しくは同法第１６条の規定（一般廃棄物に係るものに限る。）又は同法第７条の３の規定による命令に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から２年を経過しない者
ト　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条の４の規定により許可を取り消され、その取消しの日から２年を経過しない者
チ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第１項又は第６項の許可を受けて一般廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者（以下「一般廃棄物処理業者」という。）で法人であるものが同法第７条の４の規定により許可を取り消された場合において、その処分のあつた日前３０日以内にその一般廃棄物処理業者の役員であつた者でその処分のあつた日から２年を経過しないもの
リ　浄化槽清掃業に係る営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからチまで又はヌのいずれかに該当するもの
ヌ　法人でその役員のうちにイからリまでのいずれかに該当する者があるもの

第４８条　都道府県（保健所を設置する市又は特別区にあつては、市又は特別区とする。）は、条例で、浄化槽の保守点検を業とする者について、都道府県知事の登録を受けなければ浄化槽の保守点検を業としてはならないとする制度を設けることができる。

２　前項の条例には、登録の要件、登録の取消し等登録制度を設ける上で必要とされる事項を定めるほか、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

⑴　５年以内の登録の有効期間に関する事項

⑵　備えるべき器具に関する事項

⑶　浄化槽管理士の設置に関する事項

⑷　浄化槽清掃業者との連絡に関する事項

⑸　保守点検の業務を行おうとする区域を記載した書面の提出等に関する事項

３　第１項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者は、浄化槽管理士の資格を有する者を浄化槽の保守点検の業務に従事させなければならない。

４　市町村長（保健所を設置する市及び特別区の長を除く。）は、第１項の登録を受けた浄化槽の保守点検を業とする者の業務に関し、違法又は不適正な事実があると認めるときは、都道府県知事に対し、必要な措置をとるべきことを申し出ることができる。

環境省関係浄化槽法施行規則
（昭和５９年厚生省令第１７号）

（保守点検の技術上の基準）

第２条　法第４条第７項の規定による浄化槽の保守点検の技術上の基準は、次のとおりとする。

⑴　浄化槽の正常な機能を維持するため、次に掲げる事項を点検すること。

イ　前条の準則の遵守の状況

ロ　流入管きよと槽の接続及び放流管きよと槽の接続の状況

ハ　槽の水平の保持の状況

ニ　流入管きよにおけるし尿、雑排水等の流れ方の状況

ホ　単位装置及び附属機器類の設置の位置の状況

ヘ　スカムの生成、汚泥等の堆積、スクリーンの目づまり、生物膜の生成その他単位装置及び附属機器類の機能の状況

⑵　流入管きよ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、流出口及び放流管きよに異物等が付着しないようにし、並びにスクリーンが閉塞 しないようにすること。

⑶　流量調整タンク又は流量調整槽及び中間流量調整槽にあつては、ポンプ作動水位及び計量装置の調整を行い、汚水を安定して移送できるようにすること。

⑷　ばつ気装置及びかくはん装置にあつては、散気装置が目づまりしないようにし、又は機械かくはん装置に異物等が付着しないようにすること。

⑸　駆動装置及びポンプ設備にあつては、常時又は一定の時間ごとに、作動するようにすること。

⑹　嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽にあつては、死水域が生じないようにし、及び異常な水位の上昇が生じないようにすること。

⑺　接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、硝化用接触槽、脱窒用接触槽及び再ばつ気槽にあつては、溶存酸素量が適正に保持されるようにし、及び死水域が生じないようにすること。

⑻　ばつ気タンク、ばつ気室又はばつ気槽、流路、硝化槽及び脱窒槽にあつては、溶存酸素量及び混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるようにすること。

⑼　散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床にあつては、ろ床に均等な散水が行われ、及びろ床に嫌気性変化が生じないようにすること。

⑽　平面酸化型二次処理装置にあつては、流水部に均等に流水するようにし、及び流水部に異物等が付着しないようにすること。

⑾　汚泥返送装置又は汚泥移送装置及び循環装置にあつては、適正に作動するようにすること。

⑿　砂ろ過装置及び活性炭吸着装置にあつては、通水量が適正に保持され、及びろ材又は活性炭の洗浄若しくは交換が適切な頻度で行われるようにすること。

⒀　汚泥濃縮装置及び汚泥脱水装置にあつては、適正に作動するようにすること。

⒁　吸着剤、凝集剤、水素イオン濃度調整剤、水素供与体その他の薬剤を使用する場合には、その供給量を適度に調整すること。

⒂　悪臭並びに騒音及び振動により周囲の生活環境を損なわないようにし、及び蚊、はえ等の発生の防止に必要な措置を講じること。

⒃　放流水（地下浸透方式の浄化槽からの流出水を除く。）は、環境衛生上の支障が生じないように消毒されるようにすること。

⒄　水量又は水質を測定し、若しくは記録する機器にあつては、適正に作動するようにすること。

⒅　前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

（清掃の技術上の基準）

第３条　法第４条第８項の規定による浄化槽の清掃の技術上の基準は、次のとおりとする。

⑴　多室型、二階タンク型又は変型二階タンク型一次処理装置、沈殿分離タンク又は沈殿分離室、多室型又は変型多室型腐敗室、単純ばつ気型二次処理装置、別置型沈殿室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び汚泥貯留タンク又は汚泥貯留槽の汚泥、スカム、中間水等の引き出しは、全量とすること。

⑵　汚泥濃縮貯留タンク又は汚泥濃縮貯留槽の汚泥、スカム等の引き出しは、脱離液を流量調整槽、脱窒槽又はばつ気タンク若しくはばつ気槽に移送した後の全量とすること。

⑶　嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽の汚泥、スカム等の引き出しは、第一室にあつては全量とし、第一室以外の室にあつては適正量とすること。

⑷　二階タンク、沈殿分離槽、流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池、重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び消毒タンク、消毒室又は消毒槽の汚泥、スカム等の引き出しは、適正量とすること。

⑸　汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、流路及びばつ気室の汚泥の引き出しは、張り水後のばつ気タンク、流路及びばつ気室の混合液浮遊物質濃度が適正に保持されるように行うこと。

⑹　前各号に規定する引き出しの後、必要に応じて単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行うこと。

⑺　散水ろ床型二次処理装置又は散水ろ床及び平面酸化型二次処理装置にあつては、ろ床の生物膜の機能を阻害しないように、付着物を引き出し、洗浄すること。

⑻　地下砂ろ過型二次処理装置にあつては、ろ層を洗浄すること。

⑼　流入管きよ、インバート升、スクリーン、排砂槽、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きよにあつては、付着物、沈殿物等を引き出し、洗浄、掃除等を行うこと。

⑽　槽内の洗浄に使用した水は、引き出すこと。ただし、嫌気ろ床槽、脱窒ろ床槽、消毒タンク、消毒室又は消毒槽以外の部分の洗浄に使用した水は、一次処理装置、二階タンク、腐敗室又は沈殿分離タンク、沈殿分離室若しくは沈殿分離槽の張り水として使用することができる。

⑾　単純ばつ気型二次処理装置、流路、ばつ気室、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばつ気タンク、汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばつ気室又は接触ばつ気槽、回転板接触槽、凝集槽、汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池及び別置型沈殿室の張り水には、水道水等を使用すること。

⑿　引き出し後の汚泥、スカム等が適正に処理されるよう必要な措置を講じること。

⒀　前各号のほか、浄化槽の正常な機能を維持するため、必要な措置を講じること。

（保守点検の時期及び記録等）

第５条　浄化槽管理者は、法第１０条第１項の規定による最初の保守点検を、浄化槽の使用開始の直前に行うものとする。

２　浄化槽管理者は、法第１０条第１項の規定による保守点検又は清掃の記録を作成しなければならない。ただし、法第１０条第３項の規定により保守点検又は清掃を委託した場合には、当該委託を受けた者（以下「受託者」という。）は、保守点検又は清掃の記録を作成し、浄化槽管理者に交付しなければならない。

３　受託者は、前項ただし書の規定による保守点検の記録を交付しようとするとき（次項の規定により保守点検の記録に記載すべき事項を提供しようとするときを含む。）は、浄化槽管理者に対し、その内容を説明しなければならない。

４～９　（略）

（保守点検の回数の特例）

第６条　みなし浄化槽に関する法第１０条第１項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに１回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
全ばつ気方式	１　処理対象人員が２０人以下の浄化槽	３月
	２　処理対象人員が２１人以上３００人以下の浄化槽	２月
	３　処理対象人員が３０１人以上の浄化槽	１月
分離接触ばつ気方式、分離ばつ気方式又は単純ばつ気方式	１　処理対象人員が２０人以下の浄化槽	４月
	２　処理対象人員が２１人以上３００人以下の浄化槽	３月
	３　処理対象人員が３０１人以上の浄化槽	２月
散水ろ床方式、平面酸化床方式又は地下砂ろ過方式		６月

備考　この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（ＪＩＳＡ３３０２）」に定めるところによるものとする。この場合において、１未満の端数は、切り上げるものとする。

２　浄化槽に関する法第１０条第１項の規定による保守点検の回数は、通常の使用状態において、次の表に掲げる期間ごとに１回以上とする。

処理方式	浄化槽の種類	期間
分離接触ばつ気方式、嫌気ろ床接触ばつ気方式又は脱窒ろ床接触ばつ気方式	１　処理対象人員が２０人以下の浄化槽	４月
	２　処理対象人員が２１人以上５０人以下の浄化槽	３月
活性汚泥方式		１週
回転板接触方式、接触ばつ気方式又は散水ろ床方式	１　砂ろ過装置、活性炭吸着装置又は凝集槽を有する浄化槽	１週
	２　スクリーン及び流量調整タンク又は流量調整槽を有する浄化槽（１に掲げるものを除く。）	２週
	３　１及び２に掲げる浄化槽以外の浄化槽	３月

備考　この表における処理対象人員の算定は、日本工業規格「建築物の用途別によるし（屎）尿浄化槽の処理対象人員算定基準（ＪＩＳＡ３３０２）」に定めると

ころによるものとする。この場合において、１未満の端数は、切り上げるものとする。
３　環境大臣が定める浄化槽については、前２項の規定にかかわらず、環境大臣が定める回数とする。
４　駆動装置又はポンプ設備の作動状況の点検及び消毒剤の補給は、前３項の規定にかかわらず、必要に応じて行うものとする。
（清掃の回数の特例）
第７条　法第１０条第１項の規定による清掃の回数は、全ばつ気方式の浄化槽にあつては、おおむね６月ごとに１回以上とする。

◎関係通知

昭和 61 年１月 13 日
衛環第３号

各都道府県・各政令市浄化槽行政主管部（局）長　殿

厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長

浄化槽法の運用に伴う留意事項について

浄化槽法（昭和 58 年法律第 43 号。以下「法」という。）の施行については、別途厚生事務次官通知（昭和 60 年９月 27 日付け厚生省生衛第 517 号）及び水道環境部長通知（昭和 60 年９月 27 日付け衛環第 137 号）により指示されたところであるが、なお、左記の事項に留意して運用されたく通知する。

記

１　浄化槽の維持管理体制の強化について
⑴　浄化槽の機能を適切に維持し、その放流水の適正な水質を確保し、生活環境の保全及び公衆衛生上の観点から重大な支障が生ずることのないよう使用に関する準則、保守点検の技術上の基準及び清掃の技術上の基準を設定すること等により、維持管理体制の強化と整備を図ったものであること。
⑵　浄化槽管理者は、⑴の趣旨から、保守点検、清掃及び水質に関する検査等の措置をとることが、法第７条、第 10 条第１項及び第 11 条等の規定により、義務付けられており、これらの措置が緊密な連携の下に実施されることにより、浄化槽の機能を適正に維持することができるものであること。
⑶　保守点検及び清掃を実施するためには、専門的知識、技能及び相当の経験を有する者が、専用の器具、機材を用いて行うことが必要であることから、浄化槽管理者は法第 10 条第３項により、保守点検については、浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度が条例で設けられている場合にはその登録を受けている者に、登録制度が設けられていない場合には浄化槽管理士に、また清掃については浄化槽清掃業者に、それぞれ委託することができるものであること。
⑷　法第 48 条に基づく浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度については、その円滑な運用を図るため、既に水道環境部長通知（昭和 59 年 12 月 22 日付け衛環第 155 号）「浄化槽法第 48 条に係る浄化槽の保守点検を業とする者の登録制度の準則について」により指示したところであるが、いまだ登録制度を設けていない都道府県、政令市にあっては、浄化槽の保守点検を実施する者の実態把握に努められたいこと。
⑸　法第 35 条による浄化槽清掃業の許可については、改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律第９条の考え方を承継しており、本許可事務は従来どおり市町村の団体事務であり、き束裁量許可であること。
⑹　処理対象人員が 501 人以上の施設にあっては、法第 10 条第２項の規定に基づき技術管理者を置くことが義務付けられていること。技術管理者の資格は、環境省関係浄化槽法施行規則（昭和 59 年厚生省令第 17 号。以下「規則」という。）第８条に規定するとおり浄化槽管理士の資格を有する者であり、かつ、処理対象人員が 501 人以上の浄化槽の保守点検及び清掃に関する技術上の業務に関し２年以上実務に従事した経験を有する者又はこれと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者であること。その資格は、保守点検及び清掃作業の直接の実施者というより、むしろ両業務を統括する者としての性格を有するものであること。
⑺　技術管理者は、施設ごとの専従を原則として、浄化槽管理者により任命されるものであるが、１日の作業時間内に巡回でき、かつ、実質的に施設の常時管理を果たし得ると認められる場合は、この限りでないこと。
　なお、地域的実情により技術管理者の確保が極めて困難な場合にあっては、当面、浄化槽管理者が一定の指揮命令権限を確保した上で、保守点検を委託している保守点検業者等に属する有資格者の中から任命することを妨げるものではないこと。
２　保守点検の実施について
⑴　保守点検は、法第２条第３号により浄化槽の点検、調整又はこれらに伴う修理をする作業であると定義されており、具体的には、浄化槽の単位装置や附属機器類の作動状況、施設全体の運転状況及び放流水の水質等を調べ、異常や故障を早期に発見し、予防的措置を講ずる作業であるが、これを定期的に実施することは、浄化槽の正常な機能を維持するために必要不可欠の業務であること。
⑵　法においては、すべての浄化槽について少なくとも毎年１回（規則で定める場合にあっては、規則で定める回数）定期的に保守点検を実施することが義務付けられているが、規則第６条により、処理対象人員又は浄化槽の種類及び処理方式ごとに定期的な保守点検回数を規定するとともに、規則第２条により保守点検の技術上の基準を、規則第５条により保守点検の記録の作成等をそれぞれ規定し、保守点検の適正な実施の徹底を期することとしたものであること。
⑶　規則第２条第６号及び第７号に規定する適正な溶存酸素量とは、接触ばっ気室にあっては室内均等におおむね 0.3㎎／Ｌ以上、接触ばっ気槽にあっては槽内均等におおむね 1.0㎎／Ｌ以上、ばっ気室にあっては室内均等におおむね 0.3㎎／Ｌ以上、ばっ気タンク、ばっ気槽にあってはタンク内又は槽内均等におおむね 1.0㎎／Ｌ以上、循環水路ばっ気方式の流路にあっては流路内均等におおむね 1.0㎎／Ｌ以上、回転板接触槽にあっては槽内均等におおむね 1.0㎎／Ｌ以上であること。
⑷　規則第２条第７号に規定する適正な混合液浮遊物質濃度とは、単独処理のものにあっては、混合液の 30 分間汚泥沈殿率がおおむね 10％以上 60％以下であること。また、合併処理のものにあっては、長時間ばっ気方式及び循環水路ばっ気方式の場合おおむね 3000 ～ 6000㎎／Ｌ、標準活性汚泥方式及び分注ばっ気方式の場合おおむね 1000 ～ 3000㎎／Ｌ、汚泥再ばっ気方式の場合、ばっ気タンクについてはおおむね 1000 ～ 3000㎎／Ｌ、汚泥再ばっ気タンクについてはおおむね 6000 ～ 10000㎎／Ｌであること。
３　清掃の実施について
⑴　清掃は、法第２条第４号に定義されているとおり、浄化槽内に生じた汚泥、スカム等の引出し、その引出し後の槽内の汚泥等の調整並びにこれらに伴う単位装置及び附属機器類の洗浄、掃除等を行う作業であること。したがって、浄化槽内の汚泥、スカム等を浄化槽外に引出す行為を伴う作業は、清掃の概念でとらえるべきものであること。
⑵　浄化槽の清掃は、浄化槽の正常な機能を維持するために必要不可欠の業務であり、法第 10 条第１項の規定により、少なくとも毎年１回（規則で定める場合にあっては、規則で定める回数）清掃を実施することが義務付けられているが、全ばっ気方式の浄化槽については、特例的に規則第７条によりおおむね６月ごとに１回以上と規定されていること。
⑶　規則第３条により清掃の技術上の基準を、規則第５条により清掃の記録の作成等をそれぞれ規定し、清掃の適正な実施の徹底を期することとしたものであること。
４　清掃時期の判定等について
　浄化槽の清掃については、少なくとも毎年１回（規則で定める場合にあっては、規則で定める回数）実施することが義務付けられているが、汚泥の堆積等により浄化槽の機能に支障が生じるおそれがある場合には、清掃を速やかに行う必要があるものであること。
　なお、浄化槽の機能に支障が生じるおそれがあり、清掃を実施する必要がある場合としては、以下に列挙した状態が目安と考えられるので、保守点検業務と清掃業務の緊密な連携が保たれるよう指導されたいこと。
ア　流入管きょ、インバート升、移流管、移流口、越流ぜき、散気装置、機械かくはん装置、流出口及び放流管きょにあっては異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
イ　スクリーンにあっては、汚物等の付着による目詰まり又は閉塞が認められ、また、砂溜り及び沈砂槽（排砂槽を含む。）にあっては沈殿物等の堆積が認められ、かつ、それぞれ収集、運搬及び処分を伴う汚物等及び沈殿物等の引き出しの必要性が認められたとき。
ウ　多室型一次処理装置、多室型腐敗室及び沈澱分離室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね 10cm に達したとき、又は汚泥の堆積面が流出管若しくはバッフルの下端開口部からおおむね 10cm に達したとき。
エ　二階タンク型一次処理装置にあっては、スカムの底面が沈澱室のホッパーのスロット面からおおむね 10cm に達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね 10cm に達したとき。
オ　変形二階タンク型一次処理装置及び変形多室型腐敗室にあっては、スカムの底面が流入管下端開口部からおおむね 10cm に達したとき、又は汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね 10cm に達したとき。
カ　沈澱分離槽、嫌気ろ床槽及び脱窒ろ床槽等一次処理装置にあっては、流出水の浮遊物質等が著しく増加し、二次処理装置の機能に支障が生じるおそれがあると認められたとき。
キ　散水ろ床型二次処理装置及び散水ろ床の散水装置、ろ床、ポンプ升及び分水装置にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
ク　流量調整タンク又は流量調整槽、中間流量調整槽及び凝集槽にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。
ケ　平面酸化型二次処理装置の流水部にあっては、異物等の付着が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴う異物等の引き出しの必要性が認められたとき。
コ　単純ばっ気型二次処理装置にあっては、著しい濁りが認められ、かつ、流出水に著しい浮遊物質の混入が認められたとき。
サ　地下砂ろ過型二次処理装置のろ層にあっては、

目詰まり又は水位の上昇が認められたとき。

シ　二階タンクの消火室にあっては、スカムの底面が沈殿室のホッパーのスロット面からおおむね30cmに達したとき、又は堆積汚泥の堆積面がオーバーラップの下端からおおむね30cmに達したとき。二階タンクの沈殿室にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。

ス　ばっ気室にあっては、30分間汚泥沈殿率がおおむね60％に達したとき。

セ　汚泥貯留タンクを有しない浄化槽のばっ気タンク、流路にあっては、混合液浮遊物質濃度が長時間ばっ気方式及び循環水路ばっ気方式の場合おおむね6000mg／Ｌ、標準活性汚泥方式及び分注ばっ気方式の場合おおむね3000mg／Ｌ、汚泥再ばっ気方式の場合、ばっ気タンクについておおむね3000mg／Ｌ、汚泥再ばっ気タンクについておおむね10000mg／Ｌに達したとき。

ソ　汚泥移送装置を有しない浄化槽の接触ばっ気室又は接触ばっ気槽にあっては、生物膜が過剰肥厚して接触材の閉塞のおそれが認められたとき、水流に乱れが認められたとき、又は当該室内液又は槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。

タ　回転板接触槽にあっては、生物膜が過剰肥厚して回転板の閉塞のおそれが認められたとき、又は当該槽内液にはく離汚泥若しくは堆積汚泥が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うはく離汚泥等の引き出しの必要性が認められたとき。

チ　変則合併処理浄化槽にあっては、前置浄化槽から後置浄化槽へ流入する水の中に著しい浮遊物質の混入が認められるなど、後置浄化槽の機能に支障が生じるおそれが認められるとき。

ツ　重力返送式沈殿室又は重力移送式沈殿室若しくは重力移送式沈殿槽及び汚泥貯留タンクを有する浄化槽の沈殿池にあっては、スカムの生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカムの引き出しの必要性が認められたとき。

テ　別置型沈殿室及び汚泥貯留タンクを有しない浄化槽の沈殿池にあっては、スカム及び堆積汚泥の生成が認められ、かつ、収集、運搬及び処分を伴うスカム及び堆積汚泥の引き出しの必要性が認められたとき。

ト　汚泥貯留タンク及び汚泥貯留槽にあっては、汚泥の貯留が所定量に達したと認められたとき。

ナ　汚泥濃縮貯留タンク及び汚泥濃縮貯留槽にあっては、スカム及び濃縮汚泥の生成が所定量に達したと認められたとき。

ニ　消毒室、消毒タンク及び消毒槽にあっては、沈殿物が生成し、放流水に濁りが認められたとき。

5　放流水の目標水質について

浄化槽の放流水の水質については、保守点検と清掃の緊密な連携を前提として、従前の考え方を承継しており、浄化槽の構造基準に定められた放流水の生物化学的酸素要求量の日間平均値を管理目標としていることに変更はないものであること。

6　水質に関する検査について

⑴　すべての規模の浄化槽の浄化槽管理者は、法第７条及び第11条の規定に基づき、指定検査機関による水質に関する検査を受けなければならないが、法第７条に基づく水質に関する検査は当該浄化槽が適正に設置されているか否かを早い時期に確認するために、また、法第11条に基づく水質に関する検査は保守点検及び清掃が適正に実施されているか否かにつき判断するために行うものであること。

⑵　本検査は浄化槽工事、保守点検、清掃等と緊密な連携の下に適切に実施されていることが、当該浄化槽の機能を適切に維持し、施設の保全を図る上で不可欠であることから、指定検査機関との連絡を密にし、生活環境保全上等の観点から判断して必要性が高い地域に重点的に周知徹底を図るなどして、計画的かつ可及的速やかに検査受検率の向上を図られたいこと。

⑶　浄化槽は、その構造、設置及び維持管理が適正であることによりはじめてその機能が十分に発揮されるものであるので、浄化槽の放流水の適正な水質が確保できない原因がその構造又は設置に起因するものと認められる場合は、その構造又は設置について所管する部局に対して所要の改善指導を行うべき旨要請する等関連部局と十分連携を保って、浄化槽行政の円滑な推進を図られたいこと。

型式別浄化槽の特徴について

施工及び維持管理における浄化槽型式別の特徴について

はじめに……58 P
浄化槽の構造・機能 ……59 P
浄化槽の構造・機能（物理学的処理） ……60 P
浄化槽の構造・機能（生物学的処理） ……61 P
最も簡単な汚水処理フロー（並べる順序の原則）……64 P
各メーカーの構造……65 P
各メーカーの構造（嫌気分離接触ろ床方式）……66 P
各メーカーの構造（担体流動接触ろ床循環方式）……68 P
各メーカーの構造（固液分離型流量調整付担体流動循環方式）……70 P
各メーカーの構造（担体流動ろ過循環方式）……72 P
各メーカーの構造（沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式）……74 P
各メーカーの構造（接触ろ床方式）……76 P
関係通知（２０１５年版浄化槽の設計・施工上の運用指針から一部抜粋） 78 P

1. はじめに

浄化槽には告示型と性能評価型がある。

【告示型】（構造基準型、構造方法型、構造例示型）
嫌気ろ床接触ばっ気方式など

【性能評価型】（大臣認定型）
担体流動ろ過方式など

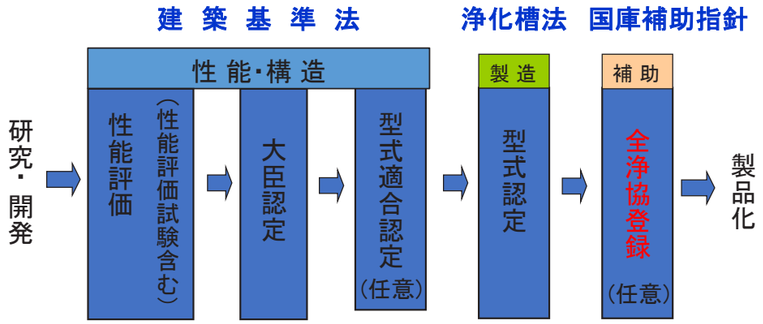

1

▶ 浄化槽とは、し尿と併せて雑排水を処理するもの設備または施設のことを言います。
浄化槽は、「国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る（建築基準法３１条第２項）」とされています。
◎構造方法を用いるもの【告示型】
◎認定を受けたもの 【性能評価型】

▶ 浄化槽を工場で製造する場合は、「製造しようとする浄化槽の型式について、国土交通大臣の認定を受けなければならない（浄化槽法第１３条）第１項」とされています。

2. 浄化槽の構造・機能

汚水処理の方法：浄化槽はⅰ）～ⅲ）の処理の組み合わせ

ⅰ）物理学的処理	スクリーニング・沈殿（分離）・ろ過・膜
ⅱ）生物化学的処理	活性汚泥 ・ 生物膜
ⅲ）化学的処理	塩素消毒 ・ 凝集沈殿

【参考】

好気性微生物の例

（原生動物）

※札幌市下水道科学館HPより

ーボルティセラー

（ツリガネムシ）

ーパラメシウムー

（ゾウリムシ）

2

▶ 浄化槽に流入する汚水には、さまざまな物質が含まれています。

▶ 水中に固形物として存在しているものや、水に溶け込んでいるもの（溶解性物質）とがあります。

▶ 浄化槽の構造処理の基本は、大きく分類すると物理学処理・生物化学的処理・化学的処理の三種類に大別されます。

▶ （物理学的処理） 固形物として存在しているものは水の比重に比べて重いもの、あるいは軽い場合が多いので、主に沈殿させたり浮上させたりすることにより取り除く方法。

▶ （生物化学的処理）水に溶け込んでいる溶解している物質は、沈殿または浮上によって取り除くことが困難であるため、微生物の作用（微生物の体、炭酸ガス及び水などに変換）を利用して取り除く方法。

▶ （化学的処理）物理学的作用や生物化学的作用で処理が困難な場合には、薬品などを用いて消毒したり、微細な粒子を凝集させたりすることで取り除く方法。

ⅰ）物理学的処理 （主な処理装置）

嫌気ろ床槽

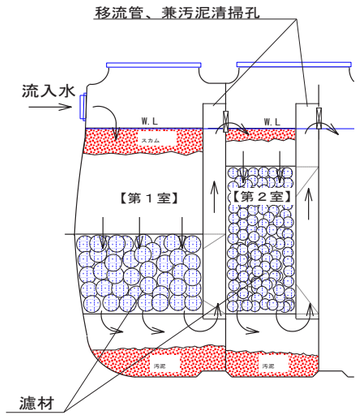

沈殿槽

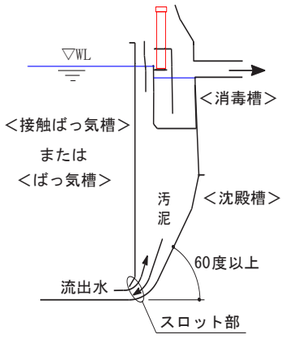

骨格様球状 網様円筒状 ヘチマ様球状 ヘチマ様円筒状 ヘチマ様板状 網様板状

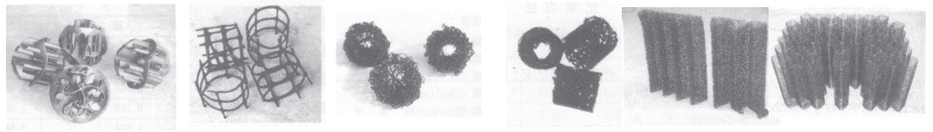

3

▶ 物理学処理には、対象とする固形物の大きさごとにスクリーニング、沈殿分離、ろ過などがありいずれも水中の固形物を水と分離する操作です。

▶ 汚水が流入すると、汚水中の固形物をできるだけ分離させ、さらに放流する際にも処理水中の浮遊物質をできるだけ水と分離させて清澄な処理水が得られるようにする方法で、主に１次処理の固液分離させる槽の沈殿分離槽・ろ過効果も加えて嫌気ろ床槽に使用しています。また、生物処理後の浮遊物質を分離させるための沈殿槽にも使用しています。

▶ 近年、高度処理型浄化槽に使用されている精密ろ過膜も物理学的処理方法の分類に分けられます。

▶ ろ材の種類にはさまざまな大きさや形状したものがあり、その役割はろ材の性状等によって異なります。嫌気ろ床槽の機能は、汚水中に含まれる固形物の分離と分離した固形物を一定期間貯留することです。

▶ 槽内にろ材を充填することにより固形物の分離に際し傾斜板効果やろ過効果が期待できるとともにろ材表面の嫌気性生物膜の働きによって BOD 除去と汚泥の減量化も期待できます。

ii）生物化学的処理　接触ばっ気法（固定床）

i）川の浄化原理

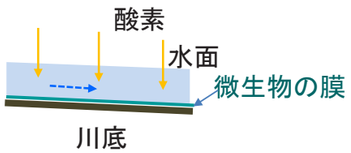

ii）川底が2枚あれば流下距離は1/2

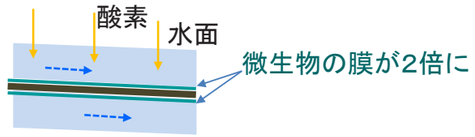

iii）川底（プラスチック板）を垂直にして枚数を増やし、ばっ気した。

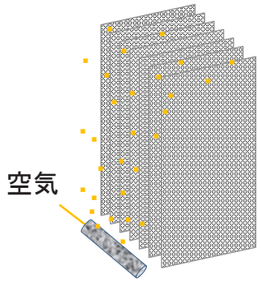

接触ばっ気法の登場

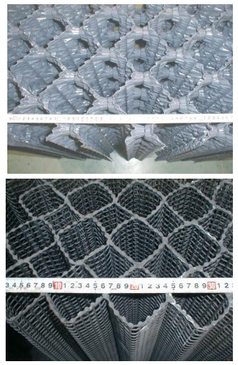

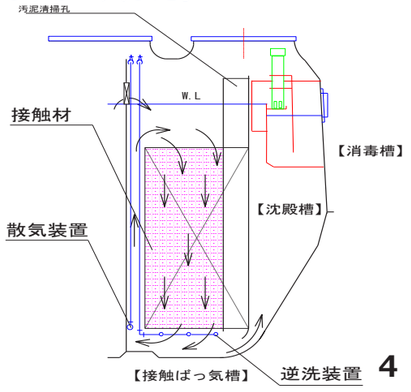

4

▶　生活排水のような有機物質を多く含む汚水を処理する方法のうち、最も重要なのが生物化学的処理方法です。

▶　川底や水と接した物の表面に膜状に付着した物質が生物膜です。

▶　浄化槽の生物処理槽には、この生物膜を多数生育させるため、生育壁面としてプラスチック板を適切に充填し、微生物の生育環境を整えることで汚水中の汚濁物質は生物膜内のさまざまな微生物によって効率良く除去されます。

▶　注意点として、生物膜層が肥厚すると水の流れが悪くなり適正な酸素やエサが行き渡らなくなったり、閉塞し死水域が発生したりするため、生物膜を剥離させるため逆洗という装置を設けなくてはなりません。

ii）生物化学的処理　担体流動法

i）1cm角のサイコロの表面積は

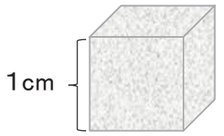

6面体だから　6cm²

ii）真ん中で縦二つに切ってみる

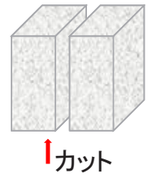

2面増えて　8cm²

iii）これを繰り返すと表面積がどんどん増加する

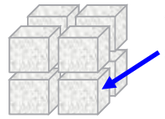

←これで　12cm²

担体（たんたい）という
⇒反応工学で触媒を
担持させる物質

iv）担体を反応槽に充てんしてばっ気する

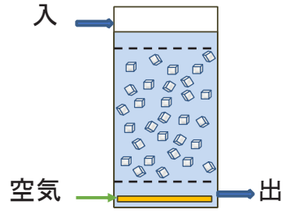

中空円筒状

球状

網様円筒状

立方体

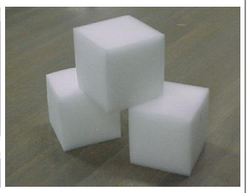

▶　接触ばっ気と比べると比表面積（m^2/m^3）を 10 倍以上持つことも可能となり、処理装置をコンパクトにすることができます。また、生物膜の注意点の逆洗装置を設ける必要がありません。高い比表面積を持つことで微生物の寿命が長くなり窒素除去に必要な硝化反応も期待でき高度な処理するが得られます。

▶　担体の大きさは数ｍｍ～数ｃｍのものがあり、形状も円筒状や球状、立方体のものがあります。

▶　材質もポリスチレン、ポリウレタン、などさまざまなものがあります。

▶　注意する点として、固定層の生物膜と異なり表面の微生物が常に剥離される状況になり、後処理に沈殿やろ過する設備が必要となります。また、担体が流動しているので他の槽へ流出しないようにする流出防止対策を必要とします。

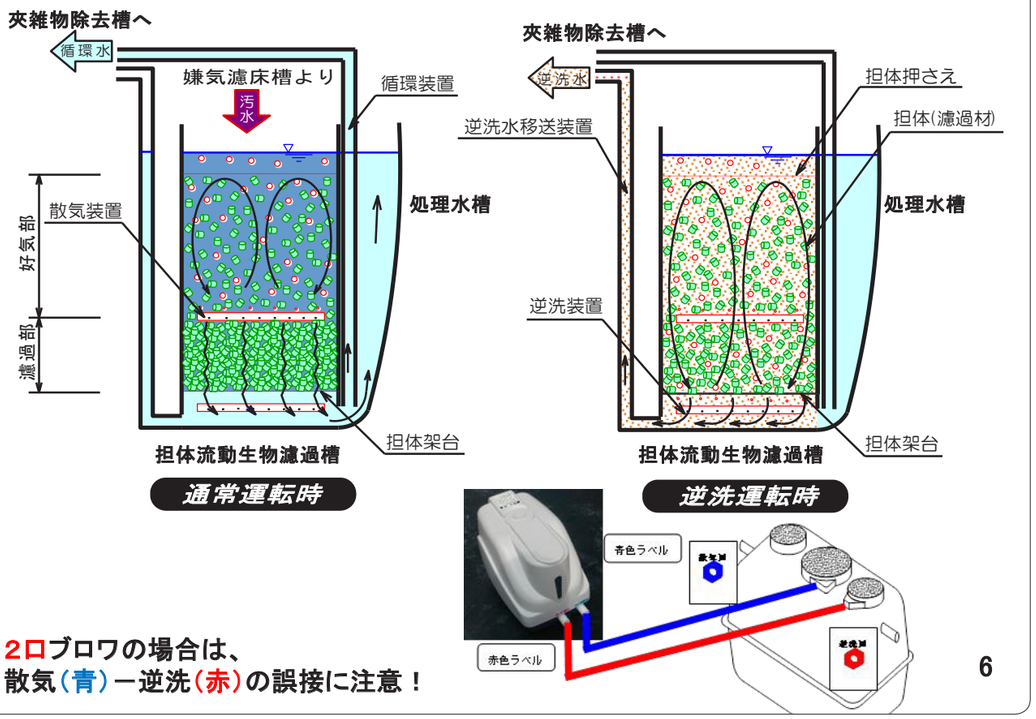

▶　担体流動部と生物ろ過部を同一槽内で上下、または前後に配置したもので、通常は担体流動槽のみに酸素を供給し撹拌させ生物酸化を行い、生物ろ過槽には、直接酸素を供給せず担体を静止させた状態でろ過効果、また、担体流動部の流出水の含まれる溶存酸素によって生物酸化も行っています。

▶　高負荷処理が可能で負荷変動にも強く、接触ばっ気法に比べ硝化能力に優れ、SS 捕捉性が高い等の特徴があります。

▶　注意する点として、生物ろ過部の閉塞を防ぐため１日に１回～数回、自動で逆洗する装置が必要になります。そのため配管が２系列になったタイマーが内蔵されたブロワを必要とするものが多くあります。この２系列の配管、青（散気）、赤（逆洗）を間違えないように取付ける必要があります。

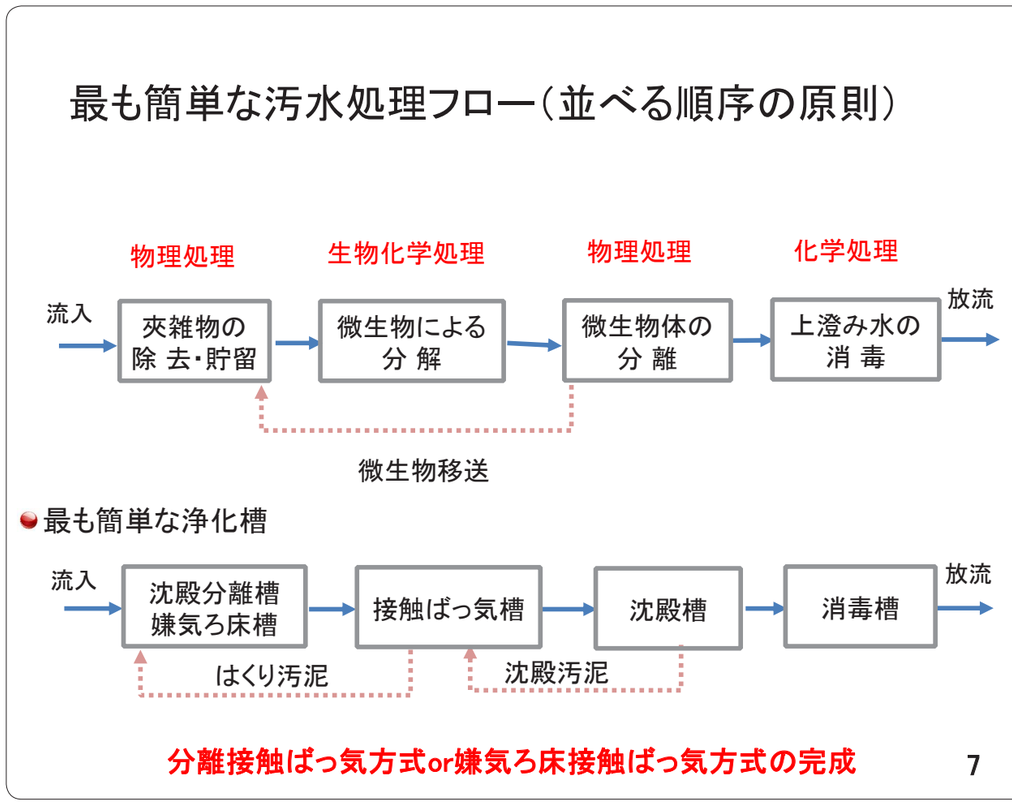

▶　浄化槽の構造の基本は、先ほど説明した物理処理、生物化学的処理の方法と、処理水を公共用水域に安全に放流するため、放流前に処理水を塩素消毒する化学処理を加えた３種類からなります。ほとんどの浄化槽がこの組み合わせによるものです。

①　物　理　処　理：汚水中の不溶性固形物を除去します。

②　生物化学処理：溶解性の有機物（BOD）を好気性の微生物で処理（微生物の体、炭酸ガス、水などに変換）します。

③　化　学　処　理：処理水を塩素を用いて消毒します。

3. 各メーカーの構造　　組み合わせ例

10人槽以下で比較的多く出荷されている浄化槽の単位装置の組み合わせ

型式	メーカー名	一次処理		二次処理		
告示型(省略)		沈殿分離1	沈殿分離2	接触ばっ気	沈殿	
		嫌気ろ床1	嫌気ろ床2	接触ばっ気	沈殿	
		脱窒ろ床1	脱窒ろ床2	接触ばっ気	沈殿	
以下性能評価型(BOD 20・T-N 20 以下)						OEM先
CXN2	アムズ	固液分離	嫌気分離	接触ろ床	沈殿	
KZ	クボタ	沈殿分離	嫌気ろ床2	担体流動	※1移動床式ろ過	AXZ(アムズ) CNZ(西原ネオ)
FCE XE	大栄産業 ダイキアクシス	汚泥貯留	－	担体流動	沈殿	
浄化王 NEXT	ニッコー	嫌気ろ床1	分離濃縮貯留	※1生物濾過	－	
CFⅡ	フジクリーン工業	沈殿分離	嫌気ろ床	※1担体流動	－	
KTG	ハウステック					SGCXⅡ(積水ホームテクノ) VRCⅢ(前澤化成工業)
CA	フジクリーン工業	沈殿分離	嫌気ろ床	※1接触ろ床	－	

※消毒槽は全て省略した。
※1印処理水槽は省略した。

▶　現在販売されている浄化槽は、ほとんど大臣認定を受けた性能評価型です。処理方式・組み合わせは各メーカーによってさまざまで、適正な工事・維持管理を行う上でも各メーカーの特徴を把握することは重要です。

▶　下記に記載した処理方式が現在販売しているメーカーの主な処理方式になります。

1）嫌気分離接触ろ床方式　（アムズ㈱ CXN2 型）
2）担体流動接触ろ床循環方式（クボタ㈱ KZ・KZ Ⅱ型）
　　OEM（アムズ㈱ AXZ 型・㈱西原ネオ CNZ 型）
3）固液分離型流量調整付担体流動循環方式
　　2 社共同開発（大栄産業㈱ FCE 型・㈱ダイキアクシス XE 型）
4）担体流動ろ過循環方式　（ニッコー㈱浄化王　NEXT 型）
5）沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式
　　(㈱ハウステック KTG 型)
　　OEM(前澤化成工業㈱VRC Ⅲ型・積水ホームテクノ㈱SGCX型)
6）接触ろ床方式　（フジクリーン工業㈱　CA 型）

1）嫌気分離接触ろ床方式　（アムズ㈱CXN2-5～10型）

ⅰ）構造

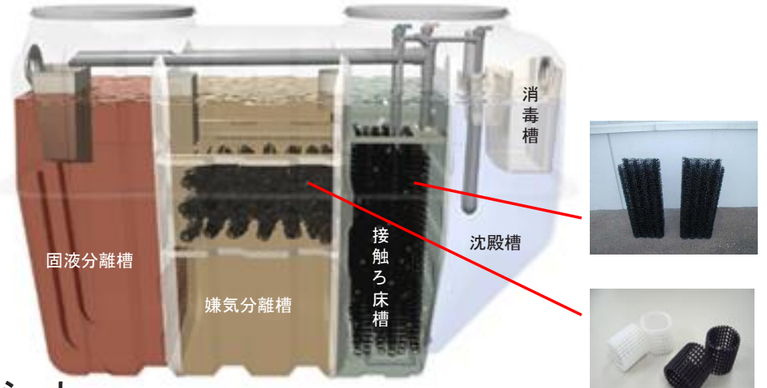

ⅱ）フローシート

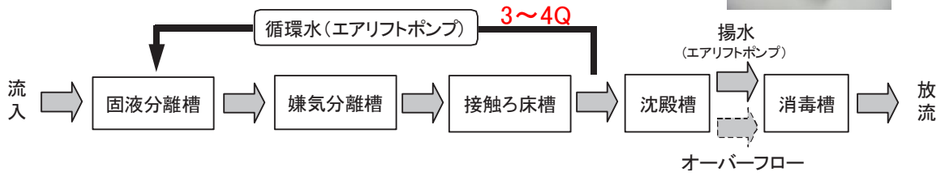

▶　処理性能　BOD20ｍｇ/L　・T-N20ｍｇ/L　・　SS15ｍｇ/L

▶　シンプルな処理方式でわかりやすい構造で難しい操作や機器類を排除して告示型浄化槽の嫌気ろ床接触ばっ気方式の点検要領とほとんど同じ方法で保守点検ができることを目的に開発した処理方式。

▶　生物ろ過槽も無いため、空気配管も 1 系統で施工性が良く、誤接合の心配もありません。

iii）構造の特徴

■放流に揚水管（エアリフト）を使用し、流入との管底差を少なくして、出来るだけ放流ポンプ槽を使用しない。

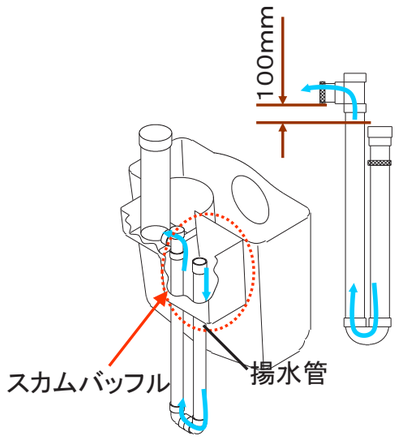

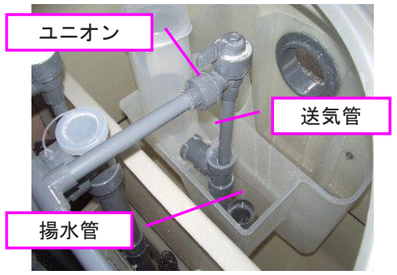

CXN2型は流入と流出の管底差が0mm

▶ 業界初の流入管底と放流管底の深さが同じで、浅い側溝にも対応が可能となります。
▶ 自然放流できる範囲が大幅に拡大し、放流ポンプ槽の設置も減少しました。
流入管底 GL-330　放流管底 GL-330　　管底差　ゼロ

［寸法］
5人槽　容量　1.804m³
幅 W　1,000　　長さ L　2,230　　高さ H　1,590
7人槽　容量　2.492m³
幅 W　1,240　　長さ L　2,360　　高さ H　1,590

2）担体流動接触ろ床循環方式　（㈱クボタ　KZ･KZⅡ－5～10型）
（アムズ㈱　AXZ-5～10型）（㈱西原ネオ　CNZ-5～10）

ⅰ）構造

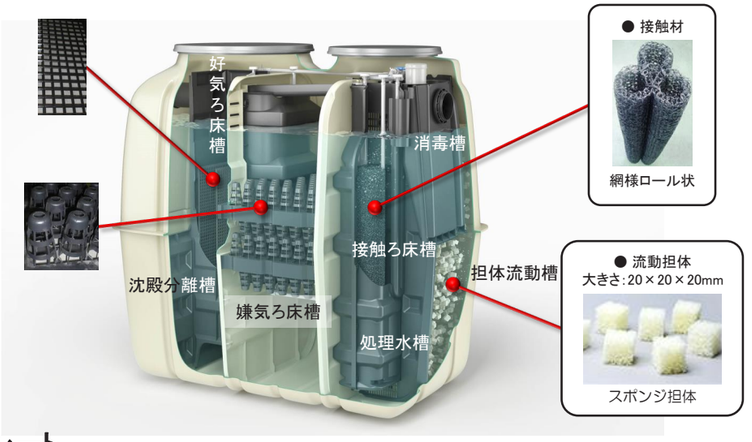

ⅱ）フローシート

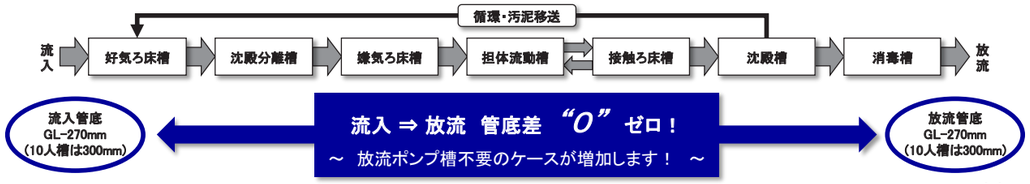

▶ 処理性能　BOD20ｍｇ/L　・　T-N20ｍｇ/L　・　SS15ｍｇ/L
▶ 流入と放流の管底差“0”ゼロを実現しました。
▶ 放流ポンプ槽不要のケースが増え、施工メリットが拡大します。
▶ 業界トップのコンパクトボディ。場所を選ばずすっきり埋設。単独処理浄化槽からの入換えにも有利です。掘削スペースが少ないため、施工の省力化・スピード化が図れます。
▶ 空気配管は従来どおりもちろん1本。シンプル施工で誤接合の心配はありません。
▶ 5・7・10人槽ともに、環境配慮型浄化槽の基準に適合した、消費電力が少ない省エネブロワを採用しています。

［寸法］
5人槽　容量　1.408m³
幅 W　980　　長さ L　1,580　　高さ H　1,530
7人槽　容量　1.957m³
幅 W　980　　長さ L　2,120　　高さ H　1,530

iii）構造の特徴

■ 好気ろ床槽

流入汚水中の固形物を粉砕し、好気処理をすることで、後段の沈殿分離槽でのスカムの発生を促進し、汚泥貯留に必要な容積を縮減させます。

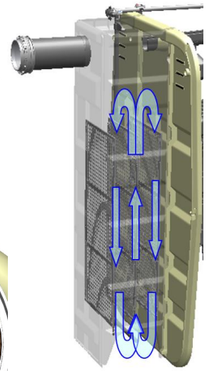

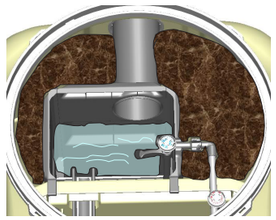

後段の沈殿分離槽は汚泥の固液分離・貯留能力が高く、スカム化を促進する構造になっており、沈殿分離槽の水面全体にスカムが浮上します。

沈殿分離槽には多量のスカムが浮上しますが、これは正常な状態です。

■ 接触ろ床槽

槽内に充填した接触材により、有機物の分解、アンモニア性窒素の硝化を促進すると共に、処理水中の浮遊物質を捕捉します。

接触材の下部より常時ばっ気を行うエアリフト効果により、担体流動槽と接触ろ床槽を処理水が循環します。

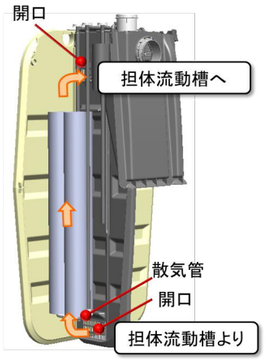

▶ 【好気ろ床槽】槽内に充填された板状ろ材の底部散気管からばっ気撹拌することで、流入水中の大きな夾雑物・固形物を破砕します。さらに、ろ材に付着した微生物の働きにより、有機物を好気分解します。

▶ 【沈殿分離槽】好気ろ床槽からの移流水中に含まれる夾雑物・固形物・汚泥を分離し貯留します。汚泥の分離貯留を効率よくできる構造のため、スカム割合を高めて貯留できます。

▶ 【嫌気ろ床槽】沈殿分離槽からの移流水が、充填されたろ材を通過する際に、固形物や浮遊物質を分離します。嫌気性部生物の働きで、有機物の嫌気分解、および硝酸・亜硝酸性窒素の還元を行います。

▶ 【担体流動槽】浮遊したスポンジ担体に付着した微生物の働きにより、有機物の分解及びアンモニア態窒素の硝化を行います。

▶ 【接触ろ床槽】網様の接触材に付着した微生物の働きにより、有機物の分解、アンモニア態窒素の硝化、浮遊物質の捕捉を行います。

▶ 【沈殿槽】浮遊物質を沈殿分離し、清澄な上澄水を放流エアリフトポンプで消毒槽へ移送します。汚泥は循環エアリフトポンプで好気ろ床槽へ移送します。

▶ 【消毒槽】消毒剤により、処理水を消毒し放流します。

3）固液分離型流量調整付担体流動循環方式

【2社共同開発品】
（大栄産業㈱　FCE5～10）
（㈱ダイキアクシス　XE-5～10）

ⅰ）構造

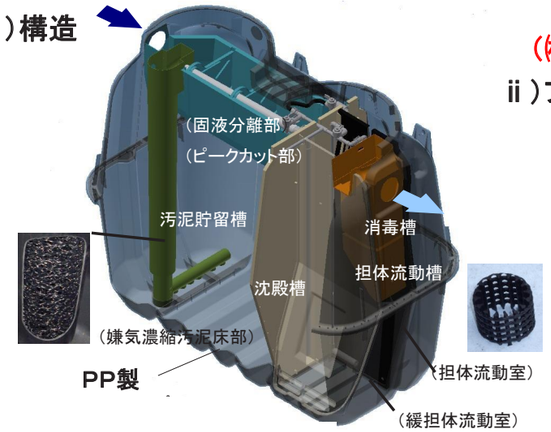

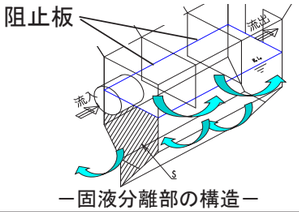

－固液分離部の構造－

ⅱ）フローシート

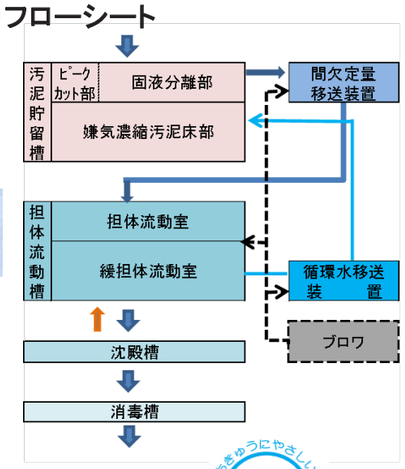

エコマーク認定商品

ちきゅうにやさしい
高度な省エネ性能
エコマーク認定番号
13 151 001

処理性能　BOD20ｍｇ/L　・　T-N20ｍｇ/L　・　SS20ｍｇ/L

・外槽に軽くて丈夫なＰＰ（ポリプロピレン）を採用　　※５・７人槽
・５人槽で消費電力 28 Ｗを実現
・高効率の２段式担体流動方式を採用
・空気配管は１本のため、施工がシンプルになりました。

■　固液分離槽部

変形２階タンクのような構造をしており、流入汚水中の夾雑物は阻止板の働きで底部のスロットから、汚泥貯留槽に押しだされます。瞬時流量が大きく、夾雑物の少ない排水は分離部を短絡的に流れます。分離部外側は、汚泥貯留槽になっており、押し出された夾雑物を浮上物と沈殿物に分離し、清掃時期まで貯留します。

ⅲ）構造の特徴

■槽本体

循環水量の安定維持のために『管理補助部品』の配布を行っています

シートを丸めて循環配管に挿入するだけ！

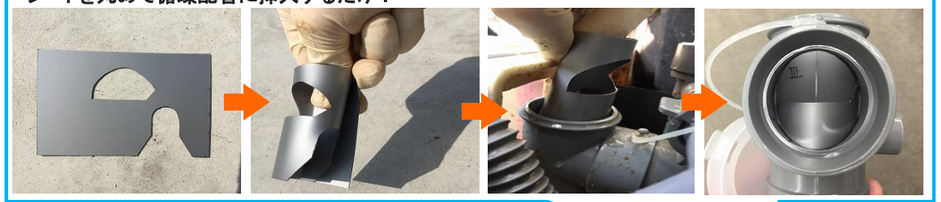

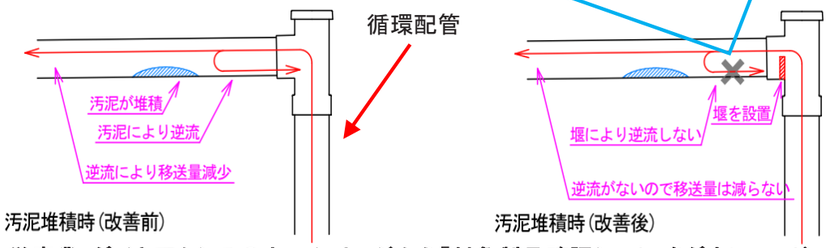

大栄産業・ダイキアクシスのホームページから「対象製品確認シート」をダウンロード

14

▶　塩ビ、FRP など再生が困難なマテリアルを極力削減し、再生が可能なマテリアルを大幅に採用しました。

▶　重量比ベースでリサイクルプラスチックを 39％以上使用し（5 人槽の場合）、業界一の省資源化を実現しました。

▶　循環水量の安定維持のために『管理補助部品』の配布を行っています。
大栄産業・ダイキアクシスのホームページから「対象製品確認シート」をダウンロードして確認して下さい。

［寸法］

５人槽　容量　1.626m³
幅 W　1,020　　長さ L　1,900　　高さ H　1,550

７人槽　容量　2.254m³
幅 W　1,320　　長さ L　1,920　　高さ H　1,550

4）担体流動ろ過循環方式　（ニッコー㈱浄化王NEXT　5・7型）

ⅰ）構造

処理性能　BOD10mg/L
・ブロワ配管1本
・流入ー流出　管底差40m

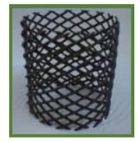

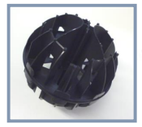

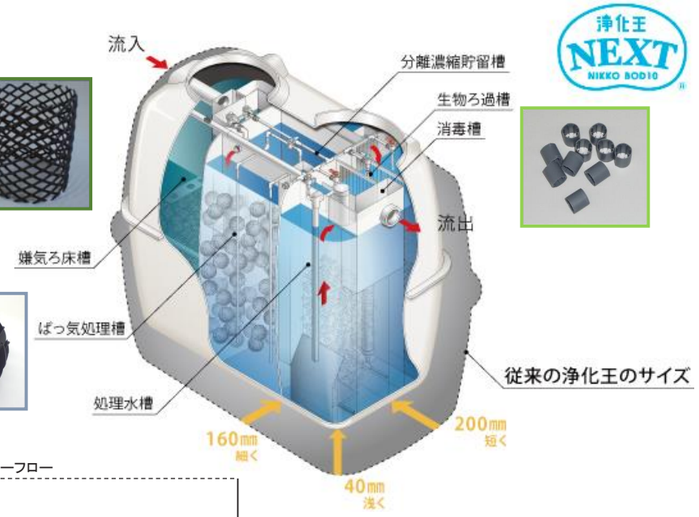

ⅱ）フローシート

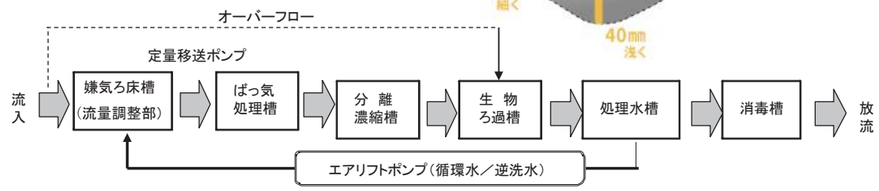

15

▶　処理性能　BOD10ｍｇ/L・T-N20ｍｇ/L・SS15ｍｇ/L
・さらなるコンパクト設計
・省エネ対応

▶　浄化王 NEXT（ネクスト）は浄化王の放流水質 BOD １０mg/ℓを継承しながら、５人槽比較で浄化王より容量が２３％縮小しました。また、設置スペースも以前の単独浄化槽と変わらないほどの省スペースを実現しました。

▶　ブロワは国が定める省エネ基準をクリアした低消費電力型を使用しています。また、浄化槽本体は、浄化王より本体重量を１５％削減し、原料使用量を減らすことによって、CO_2 排出量を削減しました。

ⅲ）構造の特徴

・生物ろ過槽の独自の自動逆洗方式

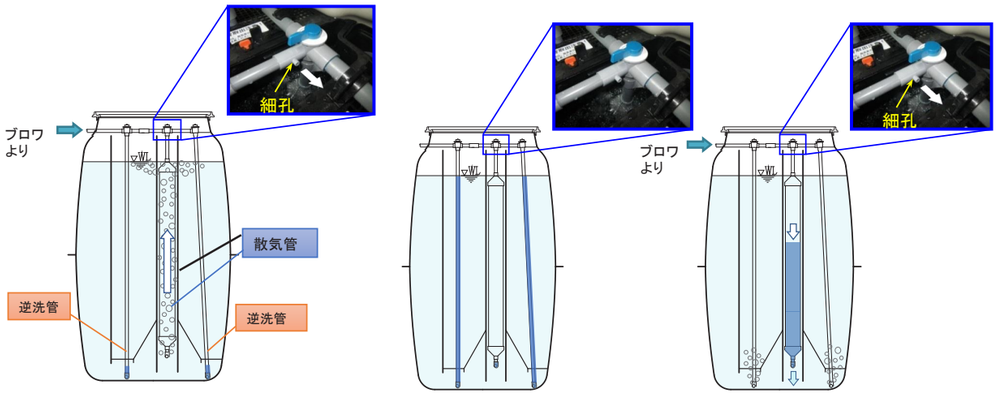

◆動作① ブロワ通常運転時

散気管より空気が吐出し、逆洗管からは空気は吐出しない。
逆洗管内には散気管の吐出圧とバランスする位置まで水が浸入している。
細孔からは微量の空気が逃げている。

◆動作② ブロワ停止中

散気管、逆洗管とも水面位置まで水が浸入し、満たされる。
細孔からの空気の逃げも停止する。※
停止時間：15分／回

◆動作③ ブロワ運転再開（初期）

逆洗管内の水は全て排出され、下部の孔部からは 空気が吐出し始める。散気管内の水はまだ排出中である。細孔からは微量の空気が逃げ続ける。
※逆洗時間の目安は約60～90秒です。

▶ ブロワ配管１本のばっ気・逆洗方式を採用

▶ 従来、生物ろ過方式の浄化槽は、ばっ気と逆洗の２本のブロワ配管が必要したが、浄化王同様、浄化槽ＮＥＸＴも独自の逆洗システム（特許取得済）により、これを１本化しています。ブロワ配管の誤接続の心配もなく施工性も抜群です。

［寸法］

５人槽　容量　1.597 m³

幅 W　970　　長さ L　1,700　　高さ H　1,560

７人槽　容量　2.243 m³

幅 W　970　　長さ L　2,320　　高さ H　1,560

5）沈殿分離・嫌気ろ床・好気循環方式 （㈱ハウステックKTG−5・7型）
（前澤化成工業株式会社VRCⅢ−5・7型）
（積水ホームテクノ㈱　SGCXⅡ－5・7型）

ⅰ）構造

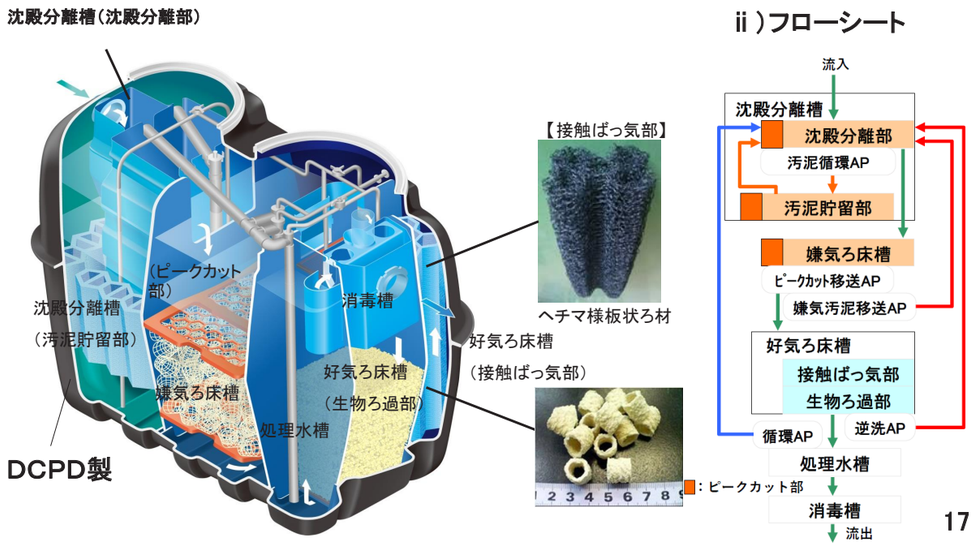

ⅱ）フローシート

▶ 処理性能　BOD15ｍｇ/L 以下・T-N20ｍｇ/L・SS10ｍｇ/L

▶ 軽量で衝撃に強く、割れにくいＤＣＰＤ（ジシクロペンタジエン樹脂）を使用

▶ 現在３４万基納入で、損壊はゼロ！

▶ ＤＣＰＤ（ｼﾞｼｸﾛﾍﾟﾝﾀｼﾞｴﾝ樹脂）は、車のバンパーなどに使用されている、軽くて衝撃吸収性のある素材。FRP と比べて耐衝撃性が高く、施工がしやすいうえ過去に浄化槽が破損した事例がありません。

▶ （汚泥減容のしくみ）各処理段階で発生した余剰汚泥を沈殿分離部経排水処理系から独立した汚泥貯留部に集約し、好気性消化による汚泥の縮減と、好気ろ床及びスカムによる汚泥の安定貯留を行います。

ⅲ）構造の特徴

汚泥減容のしくみ

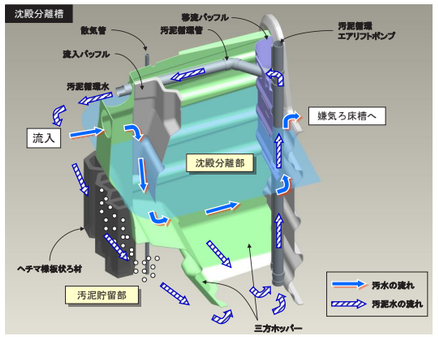

▼好気性消化による**汚泥発生量の縮減**
▼好気ろ床およびスカムによる**汚泥の安定貯留**

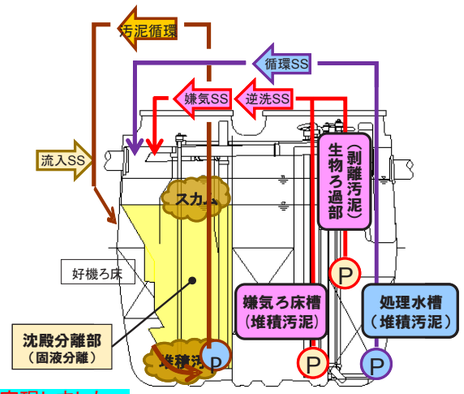

②

「ピークカット」と「生物ろ過」の技術を融合安定した水質を実現しました。

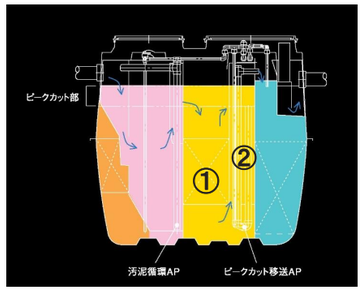

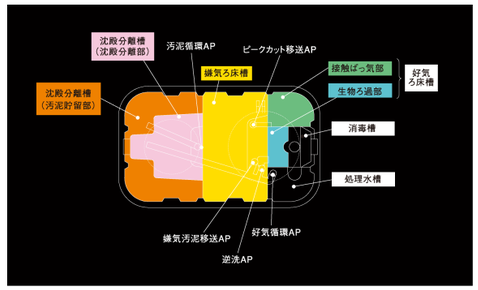

18

▶ ピークカットと生物ろ過の技術を融合安定した水質を実現

① ピークカット機能

嫌気ろ床槽の出口に、KGRN 型には無かったエアリフトポンプを設置。水量を一定量以下に調整して移送するため、お風呂の浴槽や洗濯機から大量の排水が入ってきても、ゆっくりと処理します。

② 生物ろ過機能

細かな浮遊物質（SS）は、ろ過部で強制除去。ピークカット機能と合わせ、水質を安定させます。

［寸法］

５人槽　容量　1.462m³

幅 W　1,020　　長さ L　1,690　　高さ H　1,585

７人槽　容量　2.066m³

幅 W　1,020　　長さ L　2,300　　高さ H　1,585

6）接触ろ床方式　（フジクリーン工業㈱　CA-5～10型）

ⅰ）構造

ⅱ）フローシート

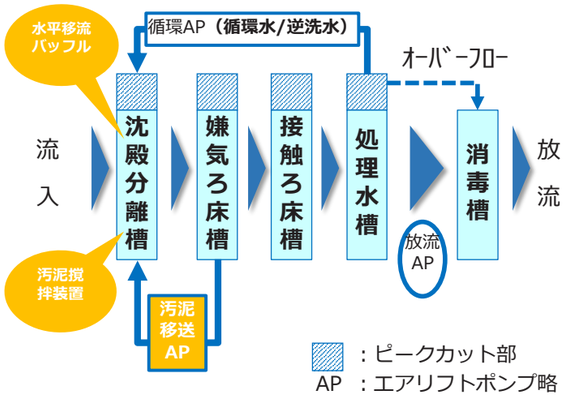

19

▶ 処理性能　BOD20ｍｇ/L・T-N20ｍｇ/L・SS15ｍｇ/L・COD30ｍｇ/L

▶ 水平移流バッフル⇒流入水を沈殿分離槽内に水平に移流させるバッフル。水平移流するため、沈殿分離槽内の堆積汚泥を巻き上げることなく移流可能となります。

▶ 沈殿分離槽⇒固形物や油脂などを固液分離し、貯留します。

▶ 汚泥撹拌装置⇒沈殿分離槽内に編目構造をした網ロールを内蔵したドラフトチューブを設置。下部からばっ気撹拌する事で、ドラフトチューブを上昇する空気は網目構造により微細化され、微細気泡を含んだ汚泥は旋回流によって清掃孔底部から沈殿分離槽へ移流し、スカムとして水面に貯留されます。汚泥をスカム化する事で体積が圧密されるので、汚泥貯留能力が向上します。

▶ 嫌気ろ床槽⇒固形物の分離貯留と有機物の嫌気分解や酸化態窒素の還元を行います。

▶ 接触ろ床槽⇒有機物の好気分解とアンモニア性窒素の酸化、浮遊物質の除去を行います。

▶ 処理水槽⇒処理水を一時的に貯留する。循環ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟで処理水を沈殿分離槽に一部移送します。

▶ 消毒槽⇒処理水を消毒して放流します。

iii）構造の特徴

維持管理のしやすさ：空気配管について（CA-5型）

バルブはたったの3カ所
汚泥撹拌装置と放流エアリフトポンプは
オリフィスにより空気量が自動調整

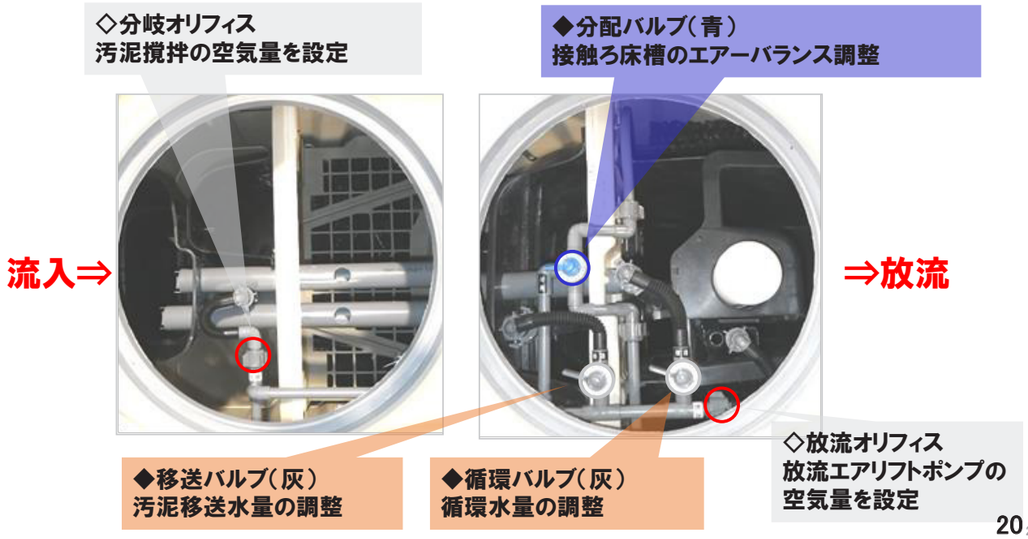

20 20

▶ 汚泥移送ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ⇒嫌気ろ床槽の底部汚泥を沈殿分離槽へ常時移送します。

▶ 循環ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟ⇒循環水や逆洗水を沈殿分離槽へ移送します。適正量の循環水を返送する事で、窒素除去が可能となります。接触ろ床を逆洗した際の逆洗排水を手動で沈殿分離槽へ移送します。

▶ ﾋﾟｰｸｶｯﾄ部⇒槽内水位を変動させることで、風呂排水等の流入ﾋﾟｰｸを緩和します。

▶ 汚泥移送量の調整をする移送バルブ（灰色）、循環水量を調整する循環バルブ（灰色）、接触ろ床槽の空気バランスを調整する分配バルブ（青色）のバルブは３箇所のみ。調整箇所が少ないので、維持管理が容易になります。

▶ 汚泥攪拌の空気量と放流ｴｱﾘﾌﾄﾎﾟﾝﾌﾟの空気量は、ｵﾘﾌｨｽにより自動設定されます。

▶ また空気供給するブロワは、日本国内工場で生産されたメイド・イン・ジャパンです。

［寸法］

５人槽　容量　1.513 m³
　幅 W　970　　長さ L　1,700　　高さ H　1,550

７人槽　容量　2.117 m³
　幅 W　970　　長さ L　2,310　　高さ H　1,550

◎関係通知

２０１５年版
浄化槽の設計・施工上の運用指針から一部抜粋

1　構造概要

浄化槽の構造については、建築基準法第 31 条第 2 項及び施行令第 35 条第 1 項の規定に基づき、国土交通大臣の認定を受けた構造のもの、又は国土交通大臣が定めた構造方法（昭和 55 年 7 月 14 日建設省告示第 1292 号（最終改正・平成 18 年 1 月 17 日国土交通省告示第 154 号））による。

以上のうち告示に定める浄化槽の処理方式を表 3ー1 に、処理フローを表 3ー2 に示す。

なお、浄化槽からの放流水の水質を担保するため、平成 17 年に浄化槽法が改正され、浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質について環境省令で技術上の基準を定めることとされ、国土交通大臣が定める浄化槽の構造方法については、当該環境省令の技術上の基準が確保されるものとして定めなければならないとされた。

当該環境省令の技術上の基準では、合併処理浄化槽から公共用水域等に放流される水の水質については、放流水の BOD が 20mg/L 以下、BOD 除去率が 90%以上とされ、建築基準法施行令第 32 条第 1 項よりも厳しい基準が定められたことに伴い、同告示の内、第 2 及び第 3 の構造方法が削除されている。

その告示改正の際、改正前からすでに設置されていた既存浄化槽などで、改正前の第 2 及び第 3 の構造方法に適合するものは、みなし浄化槽として適法と取り扱われているため留意されたい。

同告示の改正経過として、3.2 に概要の一覧を参考に示す。

2　昭和 55 年建設省告示第 1292 号の改正概要の一覧

昭和 55 年建設省告示第 1292 号は、昭和 55 年 7 月 14 日に交付され、昭和 56 年 6 月 1 日付で施行されている。

本告示は社会情勢の変化や処理技術の進展を踏まえて、適宜、構造基準（方法）が改正されておりその経緯の概要を次の一覧に参考として示す。

告示制定以降の主な改正内容として、昭和 63 年には処理対象人員 50 人以下の小型合併処理浄化槽の構造基準が定められ、平成 3 年には 51 人以上 500 人以下である中型浄化槽の構造基準の一部改正、平成 7 年には高度処理型浄化槽の構造基準の追加、平成 12 年には建築基準法の改正による性能規定化に伴う構造方法が規定されるとともに、浄化槽法の改正による原則合併処理浄化槽の新設等を受けて、一部を除き単独処理浄化槽の構造が削除された。最終改正として、平成 18 年には浄化槽からの放流水の水質について、環境省令で定める技術上の基準が確保されない浄化槽の構造方法が削除されて現在に至っている。

浄化槽は、建築基準法施行令第 9 条により浄化槽法第 3 条の 2 第 1 項が建築基準関係規定として定められている。また、同法第 2 条第一号において、浄化槽は「設備又は施設」と定義されており、単に浄化槽本体のみを指すのではなく、流入管きょ及び放流管きょ、さらに付属機器を含めて汚水処理に係る総体を示している。浄化槽の計画にあたっては、本告示第 1 第四号（最終改正）の一般構造をはじめ、周辺機器の作動環境や維持管理環境等にも留意する必要がある。

なお、下の一覧は概要を示すものであり、本告示の詳細は、「資料編　4　昭和 55 年建設省告示第 1292 号の改正経過（p. 4）」を参照のこと。

告示区分	告示に定める浄化槽の性能	浄化槽の構造方法						
		(S55年制定)	(S63年改正)	(H3年改正)	(H7年改正)	(H12年改正)	(H13年改正)	(H18年改正)
		S55建設省告示第1292号	S63建設省告示第342号	H3建設省告示第135号	H7建設省告示第2094号	H12建設省告示第1465号	H13国交省告示第353号	H18国交省告示第154号
第1	BOD除去率 65%以上 放流水BOD 90mg/L以下	・単独処理浄化槽 一 分離接触ばっ気方式※1) 二 分離ばっ気方式※1) 三 散水ろ床方式※1)	・単独処理浄化槽 一 分離接触ばっ気方式※1) 二 分離ばっ気方式※1) 三 散水ろ床方式※1)	・単独処理浄化槽 一 分離接触ばっ気方式※1) 二 分離ばっ気方式※1) 三 散水ろ床方式※1)	・単独処理浄化槽 一 分離接触ばっ気方式 二 分離ばっ気方式 三 散水ろ床方式	・単独処理浄化槽 〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕		
	[合併処理浄化槽の性能は各告示が示された時に通知により右記の性能が規定されている。なおH18改正は環境省令で性能が規定されている。]	四 一般構造	・合併処理浄化槽 (BOD除去率90%以上) (放流水BOD20mg/L以下) 四 分離接触ばっ気方式※2) 五 嫌気ろ床接触ばっ気方式※2) 六 一般構造	・合併処理浄化槽 (BOD除去率90%以上) (放流水BOD20mg/L以下) 四 分離接触ばっ気方式※2) 五 嫌気ろ床接触ばっ気方式※2) 六 一般構造	・合併処理浄化槽 (BOD除去率90%以上) (放流水BOD20mg/L以下) (放流水T-N20mg/L以下 [第六のみ]) 四 分離接触ばっ気方式 五 嫌気ろ床接触ばっ気方式 六 脱窒ろ床接触ばっ気方式 七 一般構造	・合併処理浄化槽 (BOD除去率90%以上) (放流水BOD20mg/L以下) (放流水T-N20mg/L以下 [第三のみ]) 一 分離接触ばっ気方式 二 嫌気ろ床接触ばっ気方式 三 脱窒ろ床接触ばっ気方式 四 一般構造	・合併処理浄化槽 (BOD除去率90%以上) (放流水BOD20mg/L以下) (放流水T-N20mg/L以下 [第三のみ]) 一 分離接触ばっ気方式 二 嫌気ろ床接触ばっ気方式 三 脱窒ろ床接触ばっ気方式 四 一般構造	・合併処理浄化槽 BOD除去率90%以上 放流水BOD20mg/L以下 (放流水T-N20mg/L以下 [第三のみ]) 一 分離接触ばっ気方式 二 嫌気ろ床接触ばっ気方式 三 脱窒ろ床接触ばっ気方式 四 一般構造
第2	BOD除去率 70%以上 放流水BOD 60mg/L以下	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式	〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕
第3	BOD除去率 85%以上 放流水BOD 30mg/L以下	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕 〔削除〕
第4	BOD除去率 55%以上 放流水BOD 120mg/L以下	・単独処理浄化槽 (第1 第三号散水ろ床方式のうち散水ろ床を除いた構造)	・単独処理浄化槽 (同左)	・単独処理浄化槽 (同左)	・単独処理浄化槽 (同左)	・単独処理浄化槽 (腐敗槽の構造)	・単独処理浄化槽 (同左)	・単独処理浄化槽 (同左)
第5	SS除去率 55%以上 放流水SS 250mg/L以下	・単独処理浄化槽 (地下浸透方式の浄化槽の構造)	・単独処理浄化槽 (同左)	・単独処理浄化槽 (同左)	・単独処理浄化槽 (同左)	・単独処理浄化槽 (同左)	・単独処理浄化槽 (同左)	・単独処理浄化槽 (同左)
第6	BOD除去率 90%以上 放流水BOD 20mg/L以下	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式	・合併処理浄化槽 一 回転板接触方式 二 接触ばっ気方式 三 散水ろ床方式 四 長時間ばっ気方式 五 標準活性汚泥方式
第7	(S55〜H7まで) BOD以外の水質に関する性能	COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、phまたは大腸菌群数について排水基準が定められている場合の構造	(同 左)	(同 左)	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕
	(H7〜) BOD10mg/L以下、または COD15mg/L以下	〔—〕	〔—〕	〔—〕	一 接触ばっ気・ろ過方式 二 凝集分離方式	(同 左)	(同 左)	(同 左)

告示区分	告示に定める浄化槽の性能	浄化槽の構造方法						
		(S55年制定)	(S63年改正)	(H3年改正)	(H7年改正)	(H12年改正)	(H13年改正)	(H18年改正)
		S55建設省告示第1292号	S63建設省告示第342号	H3建設省告示第135号	H7建設省告示第2094号	H12建設省告示第1465号	H13国交省告示第353号	H18国交省告示第154号
第8	(S55〜H3まで) 大臣認定の規定	建設大臣が第1から第7までに指定する構造と同等以上の効果があると認めるもの	(同 左)	(同 左)	〔—〕	〔—〕	〔—〕	〔—〕
	(H7〜) BOD10mg/L以下 または COD10mg/L以下	〔—〕	〔—〕	〔—〕	一 接触ばっ気・活性炭吸着方式 二 凝集分離・活性炭吸着方式	(同 左)	(同 左)	(同 左)
第9	BOD10mg/L以下 T-N20mg/L以下 T-P1mg/L以下	〔—〕	〔—〕	〔—〕	一 硝化液循環活性汚泥方式 二 三次処理脱窒・脱リン方式	(同 左)	(同 左)	(同 左)
第10	BOD10mg/L以下 T-N15mg/L以下 T-P1mg/L以下	〔—〕	〔—〕	〔—〕	一 硝化液循環活性汚泥方式 二 三次処理脱窒・脱リン方式	(同 左)	(同 左)	(同 左)
第11	BOD10mg/L以下 T-N10mg/L以下 T-P1mg/L以下	〔—〕	〔—〕	〔—〕	一 硝化液循環活性汚泥方式 二 三次処理脱窒・脱リン方式	(同 左)	(同 左)	(同 左)
第12	BOD以外の水質に関する性能	〔—〕	〔—〕	〔—〕	COD、SS、ノルマルヘキサン抽出物質、phまたは大腸菌群数について排水基準が定められている場合の構造	(同 左)	(同 左)	(同 左)
第13	(H7〜H12) 大臣認定の規定				建設大臣が第1から第12までに指定する構造と同等以上の効果があると認めるもの	〔削除〕		
附則		附 則(昭和55年7月14日 建設省告示第1292号) 1 この告示は、昭和56年6月1日から施行する。 2 昭和44年建設省告示第1726号は、廃止する。	附 則(昭和63年3月8日 建設省告示第342号) この告示は、昭和63年4月1日から施行する。	附 則(平成3年2月1日 建設省告示第135号) この告示は、平成3年4月1日から施行する。	附 則(平成7年12月27日 建設省告示第2094号) 1 この告示は、平成8年4月1日から施行する。 2 この告示の施行の日から起算して3月を経過する日までの間は、この告示による改正前の規定による屎尿浄化槽の構造については、なお従前の例によることができる。	附 則(平成12年5月31日 建設省告示第1465号) 1 この告示は、平成12年6月1日から施行する。 2 この告示の施行の際現に設置されている屎尿浄化槽若しくは現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の建築物の屎尿浄化槽又はこの告示の施行の日から6月を経過しない間に設置される屎尿浄化槽で、この告示による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第1第一号から第三号までの規定に適合する構造のものについては、建築基準法の一部を改正する法律(平成10年法律第100号)第3条の規定による改正後の建築基準法第31条第2項の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものとみなす。	附 則(平成13年3月28日 国土交通省告示第353号) この告示は、平成13年4月1日から施行する。	附 則(平成18年1月17日 国土交通省告示第154号) (施行期日) 1 この告示は、平成18年2月1日から施行する。 (経過措置) 2 この告示の施行の日前に設置された合併処理浄化槽又はこの告示の施行の際現に建築、修繕若しくは模様替の工事中の合併処理浄化槽で、この告示による改正前の昭和55年建設省告示第1292号第二号又は第三号の規定に適合するものは、改正後の昭和55年建設省告示第1292号の規定に適合するものとみなす。

（前頁の表について）

・この表は、各告示区分の中で、現行の構造方法と同等として扱える範囲又は告示改正時の附則で、みなし浄化槽として扱える構造方法の範囲を、同じ色で示している。
適法性の確認に際しては、以下の補足事項だけでなく「資料編　4　昭和55年建設省告示第1292号の改正経過（p.4～82）」における改正履歴を参照の上、詳細に検証して判断されたい。

① 平成7年改正後の第1第一号から第三号までの構造方法に適合するもの。　（平成12年建設省告示第1465号の附則第2条によるみなし浄化槽）

・昭和55年制定、昭和63年改正後又は昭和3年改正後の告示区分第1第一号から第三号までの構造方法で、次に適合するものは、平成7年改正後の構造方法を満たすものとして取り扱うことができる。**（上表の※1）**

(ｲ) 平成7年建設省告示第2094号により追加改正された、第1第七号（現：第四号）ヲの規定に適合するもの。
（参考）平成7年の告示改正により、一般構造において、「調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。[注1]」の規定が追加されているため。

② 平成18年改正後の第1第一号から第三号の構造方法に適合するもの。

・昭和63年改正後又は平成3年改正後の告示区分第1第四号及び第五号の構造方法で、次の(ｲ)から(ﾆ)までに適合するものは、平成18年改正後（現行）の第1第一号又は第二号の構造方法を満たすものとして取り扱うことができる。**（上表の※2）**

(ｲ) 平成7年建設省告示第2094号により追加改正された、第1第七号（現：第四号）ヲの規定に適合するもの。
（参考）平成7年の告示改正により、一般構造において、「調整及び計量が、適切に行われる構造とすること。[注1]」の規定が追加されているため。

(ﾛ) 分離接触ばっ気方式にあっては、平成7年建設省告示第2094号により改正された、第1第四号（現：第一号）(ﾄ)(2)の規定に適合するもの。
（参考）平成7年の告示改正により、分離接触ばっ気方式にあっては、ポンプにより沈澱分離槽に汚水を送水する場合、当該ポンプの1日あたりの送水量は、1台ごとに日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とされたため。[注2]

(ﾊ) 嫌気濾床接触ばっ気方式にあっては、平成7年建設省告示第2094号により改正された、第1第五号（現：第二号）(ﾁ)(2)の規定に適合するもの。
（参考）平成7年の告示改正により、嫌気濾床接触ばっ気方式にあっては、ポンプにより沈澱分離槽に汚水を送水する場合、当該ポンプの1日あたりの送水量は、1台ごとに日平均汚水量のおおむね2.5倍に相当する容量とされたため。[注2]

(ﾆ) 平成7年建設省告示第2094号により改正された、第1第四号又は第五号（資料編p.7～13参照）のうち、上記(ｲ)から(ﾊ)以外の単位装置の構造方法の改正又は追加部分に適合するもの。（例：沈澱分離槽、接触ばっ気槽 等）

・平成7年改正後の告示区分第1第四号から第六号、平成12年改正後又は平成13年改正後の告示区分第1第一号から第三号の構造方法に適合するものは、平成18年改正後（現行）の第1第一号から第三号の構造方法を満たすものとして取り扱うことができる。

③ 平成13年改正後の第2第一号から第四号までの構造方法に適合するもの　（H18国交省告示第154号の附則第2条の規定によるみなし浄化槽）

・平成7年改正後又は平成12年改正後の告示区分第2第一号から第四号の構造方法に適合するものは、平成13年改正後の構造方法を満たすものとして取り扱うことができる。

④ 平成13年改正後の第3第一号から第五号までの構造方法に適合するもの　（H18国交省告示第154号の附則第2条の規定によるみなし浄化槽）

・平成7年改正後又は平成12年改正後の告示区分第3第一号から第五号までの構造方法に適合するものは、平成13年改正後の構造方法を満たすものとして取り扱うことができる。

⑤ 平成18年改正後の第6第一号から第五号までの構造方法に適合するもの

・平成7年改正後、平成12年改正後又は平成13年改正後の告示区分第6第一号から第五号の構造方法に適合するものは、平成18年改正後（現行）の構造方法を満たすものとして取り扱うことができる。

（参考）　平成7年の改正以前の既存浄化槽（第1の基準を除く）を、現行の構造方法に適合させるために改修等する場合、特に次の単位装置の構造方法が追加又は改正されているため留意すべきである。

［一般構造］
① 告示区分第1第四号ヲの規定に定める構造方法[注1]
［単位装置］　（資料編p.7～15の平成7年改正の単位装置の基準を参照のこと。）
① スクリーン[注3]　②沈砂槽[注4]　③流量調整槽[注5]　④汚泥濃縮貯留槽又は汚泥濃縮設備及び汚泥貯留槽[注6]　等

《参考図書》　具体的な技術基準は、以下の図書を参照のこと。

注1）	「屎尿浄化槽の構造基準・同解説2006年版」	p.167参照のこと。
注2）	〃	p.126～、p.190～を参照のこと。
注3）	〃	p.195～　参照のこと。
注4）	〃	p.199～　参照のこと。
注5）	〃	p.201～　参照のこと。
注6）	〃	p.277～　参照のこと。

浄化槽の法定検査について

浄化槽法定検査結果から見た施工及び維持管理の注意点について

はじめに……82 P
７条検査依頼書の受付……83 P
「保守点検予定一覧」の送付……85 P
新規浄化槽設置予定者啓発事業（７条ダイレクトメール）……86 P
使用開始日の把握……86 P
７条検査の実施……90 P
７条検査結果書の送付……99 P
「７条検査実施済一覧」の送付…… 100 P
その他届出書類についての対応…… 101 P

「浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条検査）」の受付から検査結果書発行までについて

1．7条検査依頼書の受付
2．保守点検予定一覧の送付
3．新規浄化槽設置予定者啓発事業
4．使用開始日の把握
5．7条検査の実施
6．7条検査結果の送付
7．7条検査実施一覧の送付
8．その他届け出書類の対応

▶　浄化槽の管理者は、浄化槽法により、都道府県知事が指定する「指定検査機関」の行う法定検査の受検が義務付けられています。
　一般財団法人福岡県浄化槽協会（以下「当協会」という。）は、昭和 61 年３月に福岡県知事の指定を受け、福岡県のうち、北九州市及び大牟田市を除く全県域で法定検査を実施しており、ここ田川市においても同様に、法定検査を実施しているところです。

▶　法定検査には、新たに設置、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽が受検する「法第７条検査（以下「7 条検査」という。)」と、毎年１回、水質に関する検査を受検するよう定められた「法第 11 条検査（以下「11 条検査」という。)」があります。
　今回の講習会では、当協会と浄化槽管理者の初めての接点となる７条検査について、その検査依頼の受付から検査結果書発行までの一連の流れを説明します。

１．7条検査依頼書の受付

7条検査とは・・・設置後等の水質に関する検査

- 浄化槽が所期の処理機能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施。
- 浄化槽の使用開始後3ヶ月を経過した日から5ヶ月以内に実施。
- 7条検査の手続きは、浄化槽工事事業者に委託できることとされている。

▶　７条検査とは、設置後等の水質に関する検査であり、浄化槽がその機能をおおむね発揮した時点において、所期の性能を有するか否かに着目し、設置の状況を中心として実施することとされています。

▶　その検査時期は、浄化槽の使用開始後３ヶ月を経過した日から５ヶ月以内に実施することとされています。

▶　７条検査の手続きは、浄化槽管理者に代わり、当該浄化槽を設置工事する浄化槽工事事業者に委託することができるとされています。

ごあいさつ
目次
行政からの報告
浄化槽の施工について
浄化槽の維持管理について
型式別浄化槽の特徴について
浄化槽の法定検査について
各種統計資料

１．7条検査依頼書の受付

浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）

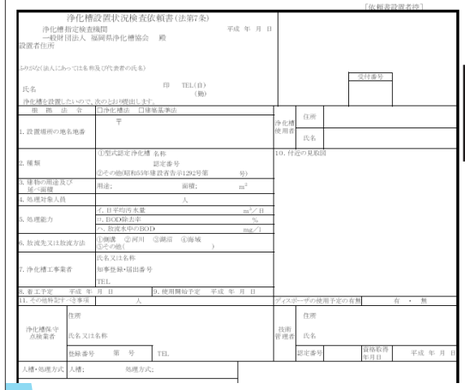
浄化槽設置状況検査依頼書（法第7条）

一般財団法人福岡県浄化槽協会

保健福祉環境事務所から郵送（毎月1回）

依頼書データをシステムに保存

▶　保健福祉環境事務所に提出された「浄化槽設置届出書」には､「浄化槽設置状況検査依頼書（以下「依頼書」という。)」が添付されており、毎月１回、提出月の翌月 10 日までに保健福祉環境事務所から当協会事務局（篠栗町）に郵送されることとなっています。

当協会事務局では、受け取った検査依頼書から「浄化槽管理者名」「設置場所」「浄化槽の型式、人槽」「使用開始予定日」等の浄化槽情報を当協会のコンピュータシステムに入力します。

入力が完了した依頼書の原本は検査地域管轄の各検査センター（田川市は筑豊検査センター）に送られ、保管します。

2．「保守点検予定一覧」の送付

目的　浄化槽適正管理の推進（使用開始直前からの保守点検の実施）

保守点検予定一覧

〒 825-0004
田川市大字夏吉○○○
○○衛生
様（　※※※ ）

以下の物件について7条検査依頼書が提出されております。
保守点検の予定が貴社となっていますのでご確認下さい。

対象期間：　平成30年11月01日　～　平成30年11月30日　協会受付分　　合計　11 件　　平成30年12月12日

市町村	設置者	設置場所	人槽	処理方式	使用開始予定	保健所受付番号	工事業者
田川市	宮崎●●	田川市桜町○○－○	5人	合併 接触ろ床方式	平成31年03月	03-30-206-※※※※	○○工業
	原口●●	田川市白鳥町○○○	5人	合併 接触ろ床方式	平成31年01月	03-30-206-※※※※	○○商会
	原田●●	田川市大字弓削田○○（Ⅰ棟）	5人	合併 接触ろ床方式	平成31年07月	03-30-206-※※※※	○○工務店
	原田●●	田川市大字弓削田○○（Ⅱ棟）	5人	合併 接触ろ床方式	平成31年07月	03-30-206-※※※※	○○工務店
	後藤●●	田川市大字伊田○○○	7人	合併 嫌気分離接触ろ床方式	平成31年01月	03-30-206-※※※※	○○工業
	山田●●	田川市大字奈良○○－○	5人	合併 接触ろ床方式	平成31年03月	03-30-206-※※※※	○○工業
	加藤●●	田川市大字奈良○○－○○	5人	合併 接触ろ床方式	平成31年06月	03-30-206-※※※※	○○工業
	田中●●	田川市大字伊田○○○○	7人	合併 固液分離型流量調整付担体流動循環方式	平成31年01月	03-30-206-※※※※	○○設備

検査依頼書に記載された保守点検予定事業者へ、
毎月1回郵送。

▶　浄化槽の最初の保守点検は、浄化槽の使用開始直前に行うものとされています。

当協会では、浄化槽適正管理の推進を目的として、依頼書に記入された保守点検予定事業者へ、これから設置される浄化槽の情報を「保守点検予定一覧表」として作成し、毎月１回、受け付けた月の翌月 10 日までに郵送しています。

受け取られた保守点検予定事業者の方は、無管理浄化槽を防止するためにも、保守点検契約をしなくてはなりません。

3．新規浄化槽設置予定者啓発事業（7条ダイレクトメール）

目的

- 新しく浄化槽を設置する予定の浄化槽管理者に対し、浄化槽使用に関する正しい知識の啓発と、浄化槽適正管理（保守点検・清掃・法定検査）の推進、及び7条検査適期実施のために浄化槽使用開始日を把握する。

▶　当協会では、依頼書を提出された浄化槽管理者に対して、浄化槽使用に関する正しい知識の啓発と、浄化槽適正管理の推進、及び７条検査適期実施のため正確な浄化槽使用開始日を把握することを目的として、ダイレクトメールにより啓発資料を郵送しています。

3．新規浄化槽設置予定者啓発事業（7条ダイレクトメール）

啓発資料

- 浄化槽ご使用の流れについて
- よりよい水環境のための浄化槽の使用及び管理マニュアル
- 使用開始連絡票及び個人情報保護シール

※ダイレクトメールは浄化槽管理者へ郵送しています。
※建売物件については、住宅メーカーへ郵送し、売却した場合は「管理者変更届出書」の提出をお願いしています。

▶　ダイレクトメールは浄化槽管理者へ郵送しています。
　啓発資料の内容は下記のとおりです。

▶　浄化槽ご使用の流れについて（A4 文書）

○　浄化槽の使用については、専門の浄化槽保守点検事業者と契約し、使用開始直前からの点検が必要であること。

○　法定検査の受検が義務付けられていること。

○　取り壊し等により、浄化槽を廃止する場合には「浄化槽使用廃止届出書」を提出することなどについて説明しています。

▶　よりよい水環境のための浄化槽の使用及び管理マニュアル（A4 冊子）

汚水処理における浄化槽の役割や浄化槽の基本的な仕組み、法定検査の必要性や浄化槽 Q & A などについて解説しています。　（監修：福岡県環境部廃棄物対策課）

▶　浄化槽使用開始連絡票（返信用後納はがき）

浄化槽の使用を開始したら、使用開始日と管理委託をした保守点検事業者名を記入し、当協会まで返信していただきます。

▶　建売住宅や中古住宅の販売事業者が浄化槽管理者となっている場合には、その販売事業者に郵送し、売却した場合は「管理者変更届出書」の提出をお願いしていますが、未提出の物件も少なくはありません。
　工事事業者の皆様にも、変更届け出の提出についてご協力をお願いします。

4．使用開始日の把握

目的　使用開始日を適切に把握することで、7条検査を適期に実施。

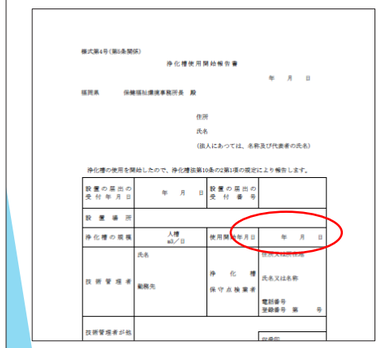

（浄化槽使用開始報告書）

一般財団法人福岡県浄化槽協会

保健福祉環境事務所から郵送（毎月1回）

使用開始日をシステムに入力

▶　7 条検査は、浄化槽の使用開始後 3 ヶ月を経過した日から 5 ヶ月以内に実施することになっています。
　保健福祉環境事務所に提出された「浄化槽使用開始報告書」は、毎月 1 回、提出された月の翌月 10 日までに当協会事務局に郵送されます。
　記入された使用開始日は当協会のコンピュータシステムに入力され、管轄の検査センターにおいて検査計画立案のための重要な起点日となります。

4．使用開始日の把握

浄化槽管理者からの返信

一般財団法人福岡県浄化槽協会

使用開始日をシステムに入力

※報告書及び連絡票により、約80%は使用開始日を把握。残りの20%については、浄化槽管理者や、保守点検予定事業者から直接聞き取りを行っている。

▶　浄化槽の使用開始日を正確に把握するため、返信された「浄化槽使用開始連絡票」の使用開始日も当協会のコンピュータシステムに入力しています。
「浄化槽使用開始報告書」と「浄化槽使用開始連絡票」に記入された使用開始日にはズレがあることもあります。
　極端な例では、「使用開始報告書」が提出されたにも関わらず、実際には記入日から１年以上経過しても使用開始がされていない物件もありました。
　浄化槽の使用開始日については、浄化槽の工事を完了した日などではなく、浄化槽の使用を開始した日（入居日など）の記入をお願いします。

▶　「浄化槽使用開始報告書」や「浄化槽使用開始連絡票」により使用開始日が把握できているのは、届出数の約８０％程度となっています。
　残りの２０％については届出等がなされていないため、管轄する検査センターの各検査員が浄化槽管理者や保守点検予定事業者から直接聞き取りを行うなどしています。

5．7条検査の実施

浄化槽の使用開始後、3ヶ月を経過した日から5ヶ月の間に実施

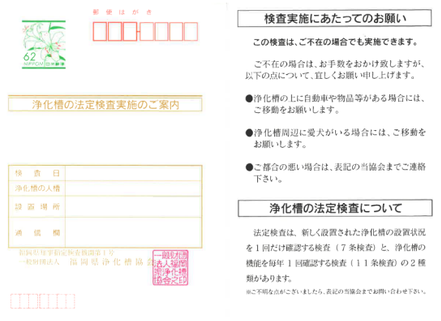

検査案内はがき（表裏）

検査案内は一週間程前に投函。

▶　７条検査は、浄化槽の使用開始後、３ヶ月を経過した日から５ヶ月の間に実施します。
　検査計画については、管轄する検査センターの担当検査員により立案されます。
　検査予定日の一週間程前には、検査案内はがきを投函します。
　はがきには、事前に検査依頼を受けていること、使用開始後３ヶ月未満は検査が実施出来ないこと、不在の場合でも検査は実施出来ることなどが記載されています。

５．７条検査の実施

国が示している「浄化槽法定検査ガイドライン」に準拠して判断・判定を行う。

【外観検査】【水質検査】【書類検査】

チェック項目毎に
「良」、「可」または「不可」を判断

▶　浄化槽の法定検査は、国の「浄化槽法定検査ガイドライン」に準拠して、判断判定を行っています。

検査は、浄化槽の設置及び維持管理の状況についての【外観検査】、放流水等についての【水質検査】ならびに浄化槽の保守点検及び清掃の実施状況等についての書類検査を実施することとされています。

また、これらの検査項目にはチェック項目が定められており、それぞれのチェック項目について「良」、「可」または「不可」の判断を行うことになっています。

「良」　：望ましい状態にあるまたは異常が認められない。
「可」　：一部望ましくない状態または異常が認められるが、通常の保守点検及び清掃の範囲で回復が可能な状態であり、処理機能に影響を与える恐れが小さい。
「不可」：望ましくない状態または異常が認められ、主として当該単位装置の処理機能等に影響を与えることが明らかである。

５．７条検査の実施【外観検査】

浄化槽の設置場所において、その設置されている状況を観察するとともに、浄化槽内部を目視することなどにより実施。

- 設置状況
- 設備の稼働状況
- 水の流れ方の状況
- 使用の状況
- 悪臭の発生状況
- 消毒の実施状況
- 蚊、はえなどの発生状況

75のチェック項目（処理方式別）

▶　【外観検査】は、浄化槽の設置場所において、その設置されている状況を観察するとともに、浄化槽内部の検査を実施します。

検査対象は浄化槽本体のみならず、流入管渠や放流管渠、ならびに当該管渠の途中に設けられている三次処理装置やポンプ設備、油脂分離槽など、設置状況や維持管理状況によっては、浄化槽本体の処理機能や作業性、ひいては放流水質に影響を及ぼすおそれのある設備についても、検査対象となります。

▶　【外観検査】は処理方式別に７５のチェック項目があり、大まかには下記の項目ごとに分類されます。

◎設置状況　◎設備の稼働状況　◎水の流れ方の状況
◎使用の状況　◎悪臭の発生状況　◎消毒の実施状況
◎蚊、はえなどの発生状況

5．7条検査の実施【水質検査】

浄化槽の処理機機能が適正に維持されているかを把握するため、水質検査を実施。

- 水素イオン濃度指数（pH）
- 汚泥沈殿率
- 溶存酸素量
- 透視度
- 残留塩素濃度

現地で測定

- 生物化学的酸素要求量（BOD）

水質検査室で測定
測定には5日間要す

▶ 【水質検査】は、浄化槽の処理機能が適正に維持されているかを把握するため、以下の項目について検査を実施します。

◎水素イオン濃度指数（pH）　◎汚泥沈殿率
◎溶存酸素量　◎透視度
◎残留塩素濃度　◎生物化学的酸素要求量（BOD）

BOD については、浄化槽検査員が放流水を持ち帰り、各検査センターの水質検査課で測定します。
BOD の測定には 5 日間を要します。

5．7条検査の実施【書類検査】

保守点検の記録等を参考とし、適正に設置されているか否かなどについて検査を実施。

- 記録の有無
- 記録の内容
- 保守点検の回数

※浄化槽管理者に対し、記録は3年間の保管が義務付けられています。

▶ 【書類検査】は、管理契約の有無や保守点検回数が適正であるかを確認するため、以下の項目について検査を実施します。

◎記録の有無　◎記録の内容　◎保守点検の回数

保守点検の記録が現地で保管されていなかったり、浄化槽管理者の不在により書類が確認できなかった場合には、検査後、浄化槽管理者や保守点検予定事業者に、維持管理の状況について電話などで聞き取りを行います。
なお、浄化槽管理者に対し、保守点検及び清掃の記録は３年間の保管が義務付けられています。

5．7条検査の実施【総合判定】

【外観検査】【水質検査】【書類検査】の結果を総合的に判定

【総合判定】「適正」「おおむね適正」「不適正」

▶ 【総合判定】とは、【外観検査】・【水質検査】・【書類検査】の判断結果を総合的に判定するものであり、より客観的で合理的な判定が求められます。

「適正」とは、原則としてすべてのチェック項目が「良」と判断されたもの。

「おおむね適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、一部改善することが望ましいと求められる場合であって「不適正」以外のもの。

「不適正」とは、浄化槽の設置及び維持管理に関し、法に基づく浄化槽の構造、工事、保守点検及び清掃に関わる諸基準に違反している恐れがあると考えられ、改善を要すると認められる場合。

なお、【外観検査】または【書類検査】については、その判断結果のみをもって「不適正」と判断される場合がありますが、【水質検査】はその判断結果のみをもって「不適正」と判定されることはありません。

ごあいさつ
目次
行政からの報告
浄化槽の施工について
浄化槽の維持管理について
型式別浄化槽の特徴について
浄化槽の法定検査について
各種統計資料

5．7条検査の実施【指摘事例①】

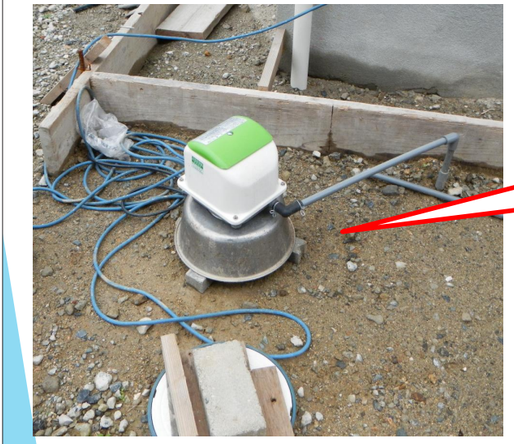

送風機の取り付け架台に不備がありました。

▶ 7条検査の指摘事例について、紹介します。

写真は、外観検査のチェック項目「27．送風機の設置状況」の指摘事例です。

送風機の取り付け架台については、送風機自体の重量や振動に十分耐えるように強固にすることとなっています。

こちらの状況は、送風機周囲の外構が未実施であったため、このような状況で浄化槽を使用していたとのことでした。

しかしながら、送風機の固定や防振・防音対策が十分であるとはいえないため、送風機の設置状況について改善が望まれます。

5．7条検査の実施【指摘事例②】

▶　写真は、「72．悪臭防止措置の実施状況」の指摘事例です。

臭突管の蓋が取り付けられていなかったため、浄化槽周囲での臭気の発生、槽内への衛生害虫の侵入、雨水や土砂の流入などが発生する恐れがあります。

蓋の取り付けが望まれます。

5．7条検査の実施【指摘事例③】

（トイレの手洗い排水）

排水の一部が接続されていませんでした。

（洗濯機の排水）

▶　2 枚の写真は、「26．流入管渠及び放流管渠の設置状況」についての指摘事例です。

浄化槽にはし尿と併せて雑排水（工場廃水、雨水その他の特殊な廃水を除く）を連結することとなっています。

それぞれの写真は、既存住宅に設置された浄化槽での指摘事例ですが、排水設備の位置により浄化槽へ連結することが困難であったそうです。

前述のとおり雑排水は全て浄化槽へ連結する必要がありますので、「不適正」と判定されます。

浄化槽の設置位置については、排水設備の位置を把握し、十分に検討することが望まれます。

6．7条検査結果書の送付

一般財団法人福岡県浄化槽協会

※浄化槽管理者へは随時郵送。
※保健福祉環境事務所及び市町村へは、毎月、検査結果の報告及び情報の提供。

▶　放流水の BOD 測定後、浄化槽検査員はその水質検査結果を参考に、コンピュータシステムで検査結果書を作成し、完了します。

　完了された検査結果書は、随時、浄化槽管理者へ郵送します。

　保健福祉環境事務所及び市町村へは、毎月、検査結果の報告及び情報の提供をしています。

7．「7条検査実施済一覧」の送付

目的　浄化槽適正管理の推進（法第11条検査の代行依頼のお願い）

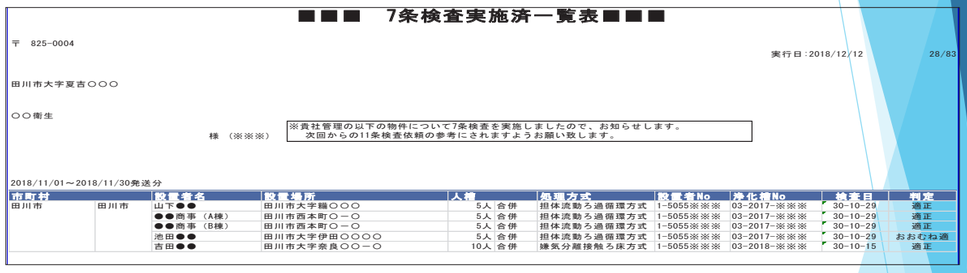

■■■　7条検査実施済一覧表■■■

〒　825-0004

実行日：2018/12/12　　28/83

田川市大字夏吉○○○

○○衛生

様　（※※※）

※貴社管理の以下の物件について7条検査を実施しましたので、お知らせします。
次回からの11条検査依頼の参考にされますようお願い致します。

2018/11/01～2018/11/30発送分

市町村		設置者名	設置場所	人槽	処理方式	設置者No	浄化槽No	検査日	判定
田川市	田川市	山下●●	田川市大字猿○○○	5人 合併	担体流動ろ過循環方式	1-5055※※※	03-2017-※※※	30-10-29	適正
		●●商事（A棟）	田川市西本町○－○	5人 合併	担体流動ろ過循環方式	1-5055※※※	03-2017-※※※	30-10-29	適正
		●●商事（B棟）	田川市西本町○－○	5人 合併	担体流動ろ過循環方式	1-5055※※※	03-2017-※※※	30-10-29	適正
		池田●●	田川市大字伊田○○○○	5人 合併	担体流動ろ過循環方式	1-5055※※※	03-2017-※※※	30-10-29	おおむね適
		吉田●●	田川市大字奈良○○－○	10人 合併	嫌気分離接触ろ床方式	1-5055※※※	03-2018-※※※	30-10-15	適正

7条検査を実施した物件については、次年度以降の11条検査依頼時期の目安にしてもらうため、保守点検事業者に一覧表を送っている。

▶　7 条検査が実施された物件については、保守点検事業者に「7 条検査実施済み一覧表」を送っています。

　福岡県（北九州市及び大牟田市を除く）では、指定採水員制度を活用した定年周期方式、いわゆる「福岡方式」により 11 条検査を実施しています。

　一覧表の送付は浄化槽適正管理推進の一環であり、7 条検査以降、毎年 1 回、浄化槽管理者が受検される 11 条検査の代行依頼についてお願いするものです。

　なお、7 条検査時に当協会の検査員が浄化槽管理者にお会いできた場合には、検査の主旨や手続きなどについても説明しています。

8．その他の届出書類についての対応

- 「浄化槽設置届出事項変更届出（又は計画）書」
- 「浄化槽設置届出事項（又は計画）変更届出書」
- 「浄化槽を設置しない旨の届出書」
- 「浄化槽管理者変更届出書」
- 「浄化槽使用廃止届出書」

※福岡県浄化槽法施行規則及び福岡県浄化槽事務取扱要領に従って提出される届出書

▶ その他、７条検査に関わる「その他の届け出」について。

設置の届け出について、設置計画や記載事項に変更等が生じた場合は、福岡県浄化槽法施行規則及び福岡県浄化槽事務取扱要領に従って保健福祉環境事務所へ各種届出書類を提出する必要があります。

建物の販売等により浄化槽管理者の名義が変更になった場合には、「浄化槽管理者変更届出書」を提出する必要があります。

また、みなし浄化槽（単独浄化槽）など既存の浄化槽から新設の合併浄化槽へ転換する場合や、建物の取り壊し等により浄化槽を撤去した場合は、「浄化槽使用廃止届出書」を提出する必要があります。

▶ 届出の様式等については、福岡県のホームページから取得出来ます。

これら提出された届出は依頼書と同様に当協会事務局へ郵送され、コンピュータシステムに変更情報等が入力されます。

ごあいさつ
目次
行政からの報告
浄化槽の施工について
浄化槽の維持管理について
型式別浄化槽の特徴について
浄化槽の法定検査について
各種統計資料

8．その他の届出書類についての対応

「浄化槽設置届出事項変更届出書」等の対応について

（変更内容等によって、県施行細則又は県事務取扱要領に従って提出）

- 工事事業者が変更となった場合、変更前の工事事業者に、前納されていた検査手数料の取り扱いについて確認を行う。
- 変更前の工事事業者が立て替えていた場合は、検査手数料を返金することがある。
- 7条検査実施前には、変更後の工事事業者に検査手数料の請求先を確認。（ほとんどが変更後の工事事業者に請求）

▶ ７条検査の手数料は、工事事業者の協力により前納制となっています。

しかしながら、依頼書の提出後、工事事業者が変更になる場合もあり、その際は変更前の工事事業者に前納されていた検査手数料の取り扱いについて確認を行うようにしています。

検査手数料は依頼書を提出した工事事業者が立て替えている場合が多いため、検査手数料を変更前の工事事業者に返金することもあります。

返金後、未納状態となった７条検査については、当協会から、変更後の工事事業者に請求先の確認をしています。

検査手数料の請求については、検査実施後に当協会事務局から振込用紙を郵送していますが、その請求先については、ほとんどが変更後の工事事業者になっているようですので、ご理解ご協力のほど、よろしくお願いします。

8．その他の届出書類についての対応

「浄化槽を設置しない旨の届出書」の対応について

- 工事事業者に検査手数料の返金先について聞き取りを行う。
  （協会事務局または管轄する検査センターから聞き取り）
- 工事中止による検査手数料の返金は、保健福祉環境事務所に「浄化槽を設置しない旨の届出書」を提出されてからの対応。

▶　浄化槽の設置の届け出後、工事着手前に浄化槽を設置しないこととしたときは、「浄化槽を設置しない旨の届出書」を提出する必要があります。

この場合、前納していただいた検査手数料の返金先について聞き取りを行っています。

なお、届け出の直後に、検査手数料の返金について当協会に直接ご依頼される場合は、届出書の写しと振り込みの返金先についても FAX して下さい。

まれに、この届出書が提出される前に検査手数料の返金を求められる場合がありますが、工事中止による検査手数料の返金については届出書の提出がなされてからとしていますので、ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

【本講習会資料作成のための参考文献】
「浄化槽検査員講習会テキスト」・・・公益財団法人日本環境整備教育センター
「改正浄化槽法（第三版）」・・・社団法人全国浄化槽団体連合会
「浄化槽必携（2009）」・・・財団法人福岡県浄化槽協会
【使用イラスト】
「かわいいフリー素材集いらすとや」

各種統計資料

各種統計資料

1．浄化槽設置基数

田川市の浄化槽設置基数については、表－１のとおりであり、県域と比較すると単独処理浄化槽の割合が４０％と多くなっている。なお、浄化槽設置基数については、一般財団法人福岡県浄化槽協会の検査台帳によるもので関係事業者等から浄化槽の廃止や休止情報を基に算出している。

表－１　浄化槽設置基数

	単独		合併		合計
	基数	割合	基数	割合	
県域	34,537	22.7%	117,890	77.3%	152,427
田川市	2,775	40.0%	4,155	60.0%	6,930

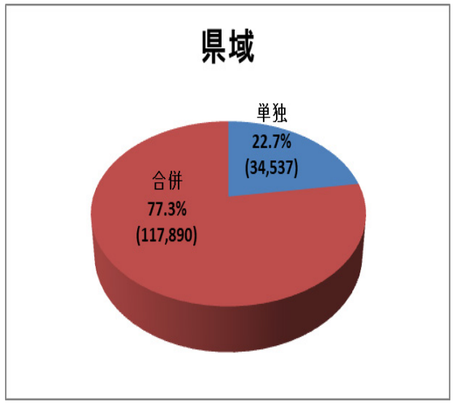

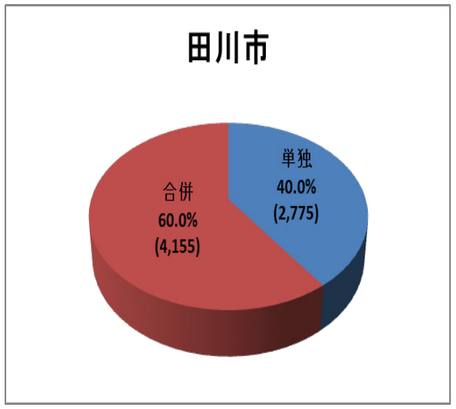

2．浄化槽法第７条検査関係

（１）浄化槽法第７条検査結果

浄化槽法第７条に規定されている設置後の水質検査（以下「７条検査」という。）の過去５年間の推移については表－２のとおりである。

総合判定は、外観検査、水質検査及び書類検査の結果を総合的に勘案して、以下の３段階のいずれに該当するかを判定する。

イ　：　適正
ロ　：　概ね適正であるが、一部改善することが望ましいと認められる場合、又は今後の経過を注意して観察する必要があると認められる場合。
ハ　：　不適正であり、改善を要すると認められる。

表－２　7条検査結果の推移

	総合判定	２５年度		２６年度		２７年度		２８年度		２９年度	
		基数	割合	基数	割合	基数	割合	基数	割合	基数	割合
県域	イ	2,641	63.8%	2,727	61.7%	2,315	62.1%	2,125	58.5%	1,949	59.2%
	ロ	1,161	28.0%	1,297	29.4%	1,050	28.2%	1,178	32.4%	1,074	32.6%
	ハ	340	8.2%	394	8.9%	360	9.7%	332	9.1%	270	8.2%
	計	4,142	100.0%	4,418	100.0%	3,725	100.0%	3,635	100.0%	3,293	100.0%
田川市	イ	124	62.6%	114	60.6%	122	56.2%	84	52.5%	62	47.3%
	ロ	52	26.3%	54	28.7%	63	29.0%	45	28.1%	53	40.5%
	ハ	22	11.1%	20	10.6%	32	14.7%	31	19.4%	16	12.2%
	計	198	100.0%	188	100.0%	217	100.0%	160	100.0%	131	100.0%

７条検査の実施基数は、県域及び田川市ともに毎年減少傾向にあり、「不適正」の発生割合については、県域は８％前後で推移しているが、田川市は１０％を超えている状況である。

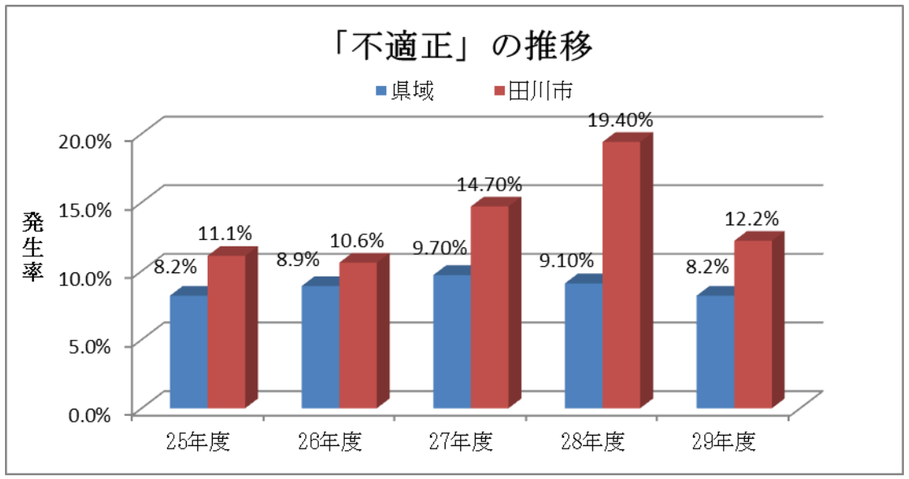

（２）不適正の内容と件数

平成２９年度の田川市の「不適正」浄化槽は１６件であり具体的な状況については、以下のとおりである。

浄化槽の維持管理を実施していない「無管理」浄化槽が最も多い状況となっている。

工事	排水の一部未接続（1 件）
構造	流量調整用ポンプ故障（1 件）
管理	「無管理」（9 件）、消毒薬無し（5 件）

（３）７条検査時の水質検査（ＢＯＤ）の推移

７条検査時の水質検査（ＢＯＤ）の過去５年間の推移については表－３のとおりである。

ＢＯＤの判断については、以下の３段階のいずれに該当するかをもって判断する。

良　：　20mg/L 以下
可　：　20mg/L 超 30mg/L 以下
不可：　30mg/L 超

表－３　7条検査時の水質検査（ＢＯＤ）の推移

	判断	２５年度		２６年度		２７年度		２８年度		２９年度	
		基数	割合	基数	割合	基数	割合	基数	割合	基数	割合
県域	良	3,415	82.4%	3,525	79.8%	2,986	80.2%	2,887	79.4%	2,653	80.6%
	可	313	7.6%	356	8.1%	285	7.7%	289	8.0%	263	8.0%
	不可	414	10.0%	537	12.2%	454	12.2%	459	12.6%	377	11.4%
	計	4,142	100.0%	4,418	100.0%	3,725	100.0%	3,635	100.0%	3,293	100.0%
田川市	良	156	78.8%	144	76.6%	171	78.8%	115	71.9%	104	79.4%
	可	18	9.1%	18	9.6%	16	7.4%	20	12.5%	9	6.9%
	不可	24	12.1%	26	13.8%	30	13.8%	25	15.6%	18	13.7%
	計	198	100.0%	188	100.0%	217	100.0%	160	100.0%	131	100.0%

水質検査（ＢＯＤ）の判断結果を田川市と県域で比較すると、「良」の判断が若干低く（平均すると県域 80.5%、田川市 77.1%）、「不可」の判断が若干高く（平均すると県域 11.7%、田川市 13.8%）推移している。

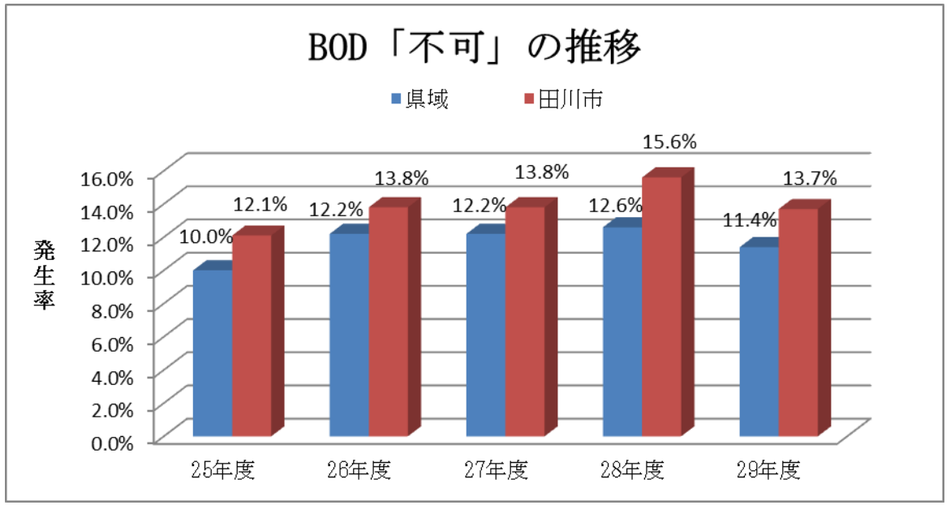

３．浄化槽法第 11 条検査関係

（１）浄化槽法第 11 条検査結果

浄化槽法第 11 条に規定されている定期検査（以下「11 条検査」という。）の過去５年間の推移については表－４のとおりである。

なお、総合判定の方法は７条検査と同様である。

表－４　11条検査結果の推移

	総合判定	２５年度		２６年度		２７年度		２８年度		２９年度	
		基数	割合	基数	割合	基数	割合	基数	割合	基数	割合
県域	イ	73,019	71.3%	75,310	71.9%	76,225	71.6%	79,886	73.8%	80,189	71.5%
	ロ	28,323	27.6%	28,391	27.1%	28,722	27.0%	27,096	25.0%	30,561	27.3%
	ハ	1,114	1.1%	990	0.9%	1,504	1.4%	1,253	1.2%	1,357	1.2%
	計	102,456	100.0%	104,691	100.0%	106,451	100.0%	108,235	100.0%	112,107	100.0%
田川市	イ	2,582	74.4%	2,684	74.6%	2,898	77.4%	2,655	67.3%	2,798	66.1%
	ロ	842	24.3%	881	24.5%	817	21.8%	1,241	31.4%	1,336	31.6%
	ハ	45	1.3%	33	0.9%	27	0.7%	50	1.3%	97	2.3%
	計	3,469	100.0%	3,598	100.0%	3,742	100.0%	3,946	100.0%	4,231	100.0%

11 条検査の実施基数については、行政及び関係事業者の協力により、毎年増加している状況である。

総合判定について、田川市と県域を比較すると年度により変動はあるが、判定別に過去５年を平均すると同じ判定割合となっている。

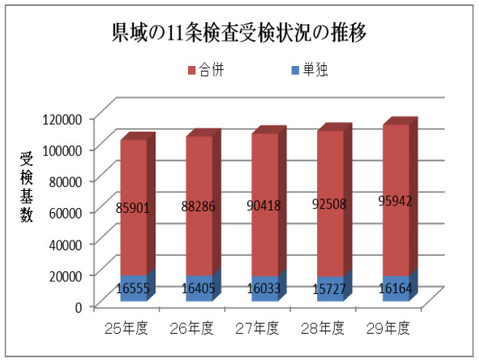

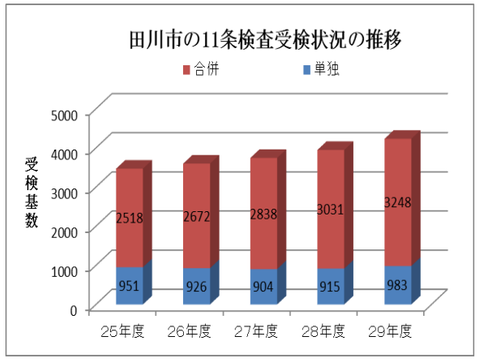

（２）不適正の内容と件数

平成２９年度の田川市の「不適正」浄化槽は９７件であり主な状況については、以下のとおりである。

浄化槽の送風機が故障しばっ気が停止している浄化槽が最も多い状況となっている。また、合併処理浄化槽及び単独処理浄化槽の「不適正」発生率は、合併処理浄化槽が 1.81%、単独処理浄化槽が 3.86%であり単独処理浄化槽がやや高い発生率となっている。

工事	排水の一部未接続（4 件）、他の建築物から流入（4 件）、建築用途変更（4 件）
構造	送風機故障（32 件）、漏水（11 件）、流入管隙間（5 件）、ろ材無し浮上（3 件）
管理	消毒薬無し（18 件）、清掃未実施（7 件）、汚泥の流出（1 件）

（３）11 条検査時の水質検査（ＢＯＤ）の推移

11 条検査時の水質検査（ＢＯＤ）の過去５年間の推移は表－５のとおりでありある。

ＢＯＤの判断については、以下の３段階のいずれに該当するかをもって判断する。

合併/単独	BOD 処理性能	良	可	不可
単独	90mg/L 以下	90mg/L 以下	90mg/L 超 120mg/L 以下	120mg/L 超
合併	60mg/L 以下	60mg/L 以下	60mg/L 超 80mg/L 以下	80mg/L 超
	30mg/L 以下	30mg/L 以下	30mg/L 超 40mg/L 以下	40mg/L 超
	20mg/L 以下	20mg/L 以下	20mg/L 超 30mg/L 以下	30mg/L 超

表－５　11条検査時の水質検査（ＢＯＤ）の推移

	判断	２５年度		２６年度		２７年度		２８年度		２９年度	
		基数	割合	基数	割合	基数	割合	基数	割合	基数	割合
県域	良	87,670	85.6%	88,322	84.4%	90,402	84.9%	92,782	85.7%	95,095	84.8%
	可	7,963	7.8%	8,491	8.1%	8,514	8.0%	8,027	7.4%	8,781	7.8%
	不可	6,823	6.7%	7,878	7.5%	7,535	7.1%	7,426	6.9%	8,231	7.3%
	計	102,456	100.0%	104,691	100.0%	106,451	100.0%	108,235	100.0%	112,107	100.0%
田川市	良	2,956	85.2%	2,999	83.4%	3,198	85.5%	3,208	81.3%	3,537	83.6%
	可	267	7.7%	308	8.6%	282	7.5%	372	9.4%	350	8.3%
	不可	246	7.1%	291	8.1%	262	7.0%	366	9.3%	344	8.1%
	計	3,469	100.0%	3,598	100.0%	3,742	100.0%	3,946	100.0%	4,231	100.0%

水質検査（ＢＯＤ）の判断結果を田川市と県域で比較すると、「良」の判断が若干低く「可」、「不可」の判断が若干高い状況である。

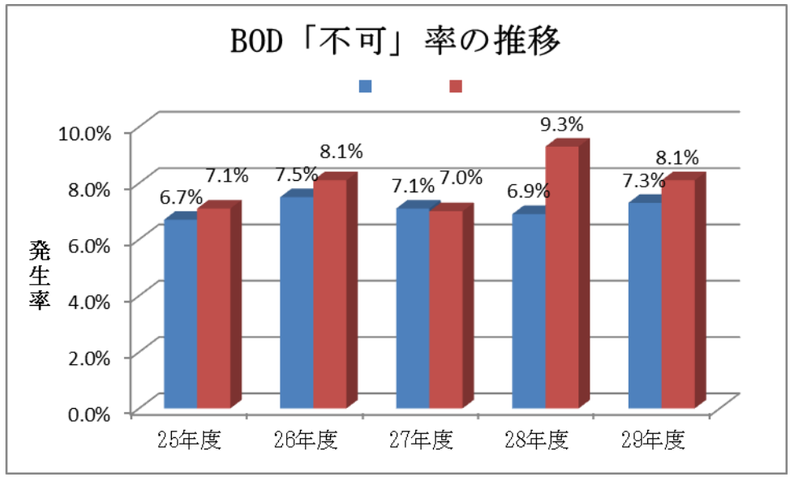

（４）11 条検査の受検率について

平成２９年度の 11 条検査の受検率については、表－６のとおりであり、県域では 75.2%であり、田川市は 62.2%とやや低い受検率となっている。これは、単独処理浄化槽の 11 条検査受検率が低いことが要因と考えられる。

なお、検査対象基数については、当協会の検査台帳を基に算出した結果であり、現在も浄化槽から下水道への接続情報や使用廃止及び休止情報を収集し、検査台帳の精査を進めている状況である。

表－６　平成29年度の受検率

	検査対象基数	うち合併	検査実施基数	うち合併	受検率	うち合併
県域	149,134	114,597	112,107	95,942	75.2%	83.7%
田川市	6,799	4,024	4,231	3,248	62.2%	80.7%

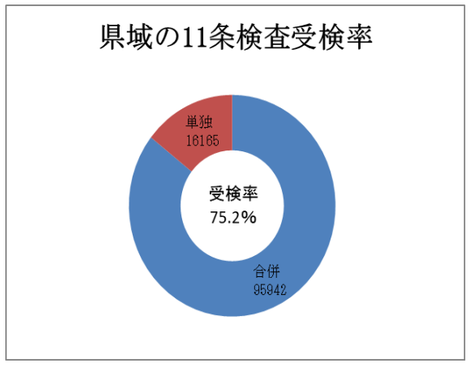

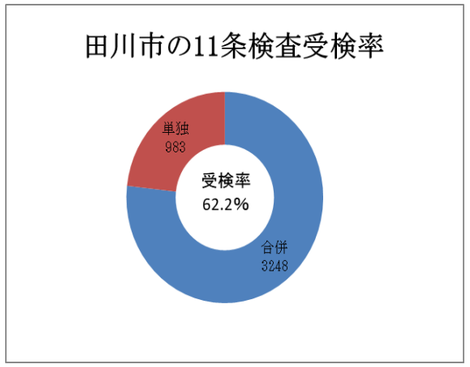

4．その他

（1）7条検査から11条検査への移行状況

7条検査を実施して11条検査を受検していない浄化槽の過去5年間の推移については、表－7のとおりである。

7条検査を実施して11条検査を受検していない浄化槽について、田川市と嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所管轄市町村を比較すると、田川市の未移行率がやや高い状況となっている。（平成３０年１２月現在の状況）

表－7　7条検査から11条検査への移行状況

	25年度			26年度			27年度			28年度			29年度		
	実施基数	11条未移行	未移行率	実施基数	11条未移行	未移行率	実施基数	11条未移行	未移行率	実施基数	11条未移行	未移行率	実施基数	11条未移行	未移行率
嘉穂・鞍手HHE	1,256	48	3.8%	1,230	39	3.2%	1,144	49	4.3%	1,143	48	4.2%	983	186	18.9%
田川市	198	11	5.6%	188	7	3.7%	217	10	4.6%	160	10	6.3%	131	46	35.1%

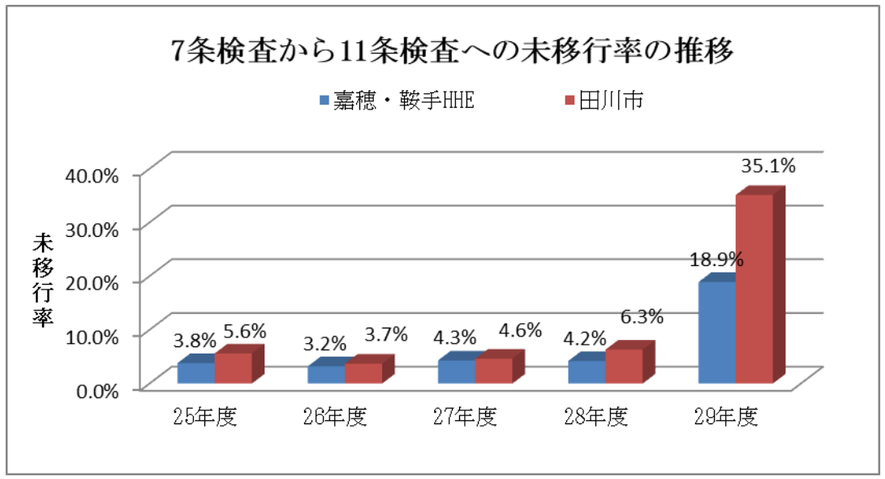

（2）７条検査時のメーカー別設置基数について

平成２９年度に７条検査を実施した浄化槽メーカー別の設置基数は以下のとおりである。

メーカー	設置基数	主な型式
（株）クボタ九州支社	５７	KZ、KTZ-A、HCZ
フジクリーン工業（株）	３７	CA、CSLⅡ、PCN、CE
アムズ（株）	１６	CXN2、FXU
大栄産業（株）	１３	FCX-C、FCE、FCI
（株）ダイキアクシス	7	RBC、XE
大管工業（株）	1	DRT

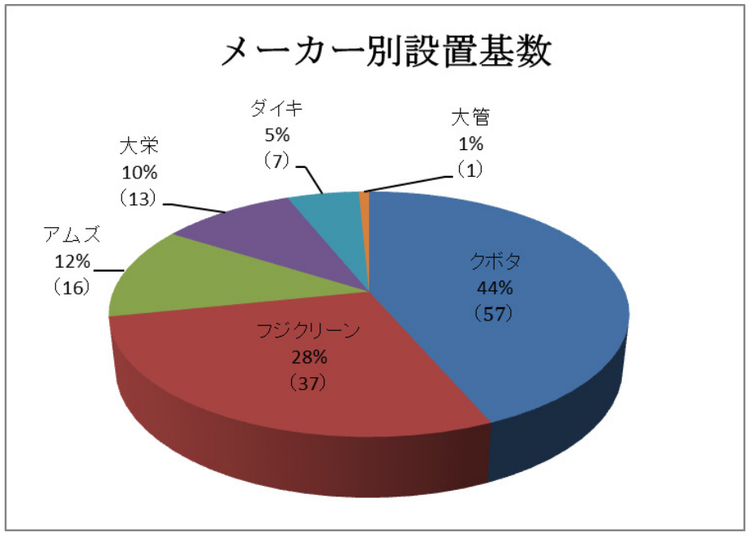

MEMO

MEMO

平成30年度 浄化槽技術講習会

発　行／福岡県田川市

発行日／平成31年２月19日